

民間団体等を対象とした補助金等に関する
行政評価・監視結果報告書（第2次）

平成18年8月

総務省行政評価局

前　書　き

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成 18 年度当初予算で 27 兆 5,862 億円となっている。

このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2 兆 3,828 億円）については、平成 17 年 8 月 11 日に閣議了解された「平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正な執行の事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保、あるいは効果的かつ効率的な執行も課題となっている。

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10 年以上）継続し予算が一定額（平成 15 年度予算額 1 億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な執行等を図る観点から、52 補助金等の執行状況や効果の把握の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

なお、早急に措置を要する 19 事項（15 補助金等）については、第 1 次勧告として、平成 17 年 10 月 14 日、5 省に対して勧告し、18 年 5 月までに所要の改善措置が図られたところである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等 1

第2 行政評価・監視結果

1 補助金等の執行の適正化等 2

2 補助金等の効果的かつ効率的な執行 37

3 補助金等の整理合理化 52

図表及び事例目次

1 補助金等の執行の適正化等

表 1-1 補助金等の科目別内訳（負担金、補助金、交付金、補給金、委託費）の推移 （一般会計及び特別会計）（平成 11 年度～18 年度）	5
表 1-2 補助金等交付先の概要（一般会計及び特別会計）	5
表 1-3 補助金等適正化法の仕組み	6
表 1-4 委託費における委託契約の内容（主な項目の例）	7
表 1-5 補助要綱等に定められた補助要件等（主な例）	8
表 1-6 調査対象補助金等一覧	10

（補助金等の執行の適正化等に係る調査結果）

事例 1-1 補助事業者が不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等から、補助事業者から提出された、実態と相違した実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいて交付金額が決定されているなど不適正な執行となっているもの

事例 1-1-① 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）	14
事例 1-1-② 企業年金連合会事務費補助金（厚生労働省）	15
事例 1-1-③ 試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費）（農林水産省）	16
事例 1-1-④ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（経済産業省）	16
事例 1-1-⑤ 電源立地等推進対策委託費（経済産業省）【措置済み】	17

事例 1-2 交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が十分明示されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等から、補助事業の目的からみて、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているもの

事例 1-2-① 国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険中央会分（厚生労働省）	18
事例 1-2-② 身体障害者福祉促進事業委託費（厚生労働省）	18
事例 1-2-③ 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）	18
事例 1-2-④ 家畜共済損害防止事業交付金（農林水産省）	19
事例 1-2-⑤ 中小企業連携・技術等支援事業費補助金（経済産業省）	19
事例 1-2-⑥ 衛生関係指導者養成等委託費（厚生労働省）【措置済み】	19
事例 1-2-⑦ 疾病予防検査等委託費（厚生労働省）【措置済み】	20

事例 1-3 国の基準等を踏まえた経費の算定方法とするよう十分明示されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等

から、経費の算定方法が国の基準等に合っていないもの	
事例 1-3-① 医療関係者研修費等補助金（厚生労働省）	21
事例 1-3-② 疾病予防検査等委託費（厚生労働省）	21
事例 1-3-③ 家畜共済損害防止事業交付金（農林水産省）	22
事例 1-4 研究者個人に交付され、その所属機関が事務を行う補助金等で、所属機関による事務が適切に行われていないこと等から、支出対象と認められていない経費への支出等の不適正な執行や必要以上に研究者が自ら補助金等の一部を現金で保有しており補助金の取扱いが不適切等となっているもの	
事例 1-4-① 科学研究費補助金（文部科学省）	23
事例 1-4-② 厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金及び循環器病研究委託費（厚生労働省）	29

2 補助金等の効果的かつ効率的な執行

（補助金等の効果的かつ効率的な執行に係る調査結果）

事例 2-1 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）	40
事例 2-2 水産物流通対策事業費補助金の水産物サプライチェーン流通パイロット事業（農林水産省）	46
事例 2-3 補助事業者等において非効率的な執行となっているもの	
事例 2-3-① 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）	49
事例 2-3-② 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金（農林水産省）	50
事例 2-3-③ 患畜処理手当等交付金（農林水産省）	51
事例 2-3-④ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（経済産業省）	51

3 補助金等の整理合理化

表 3-1 平成 18 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成 17 年 8 月 11 日閣議了解）（抄）	53
表 3-2 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）（抄）	53

（補助金等の整理合理化に係る調査結果）

事例 3-① 社会事業学校等経営委託費（厚生労働省）	54
事例 3-② 診療等委託費（高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費）（厚生労働省）	68
事例 3-③ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業（厚生労働省）	81
事例 3-④ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業（厚生労働省）	88
事例 3-⑤ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業（厚生労働省）	98
事例 3-⑥ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業（農林水産省）	107
事例 3-⑦ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業（経済産業省）	117
事例 3-⑧ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業（経済産業省）	129

(参考) 平成 18 年度までに廃止等された調査対象補助事業

参考事例 1 国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険在宅医療等推進支援事業 (厚生労働省)	138
参考事例 2 健康保険病院看護師養成所経営委託費 (厚生労働省)	139
参考事例 3 農業生産振興事業推進費補助金 (果実生産出荷安定基金造成費補助金) (農 林水産省)	139
参考事例 4 中小商業・下請事業者支援対策費補助金の下請取引オンラインネットワー ク事業及びインターネット利用下請企業情報提供事業 (取引マッチングシス テム運営事業) (経済産業省)	140

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な執行等を図る観点から、補助金等の継続の必要性を含め、補助金等の執行状況、効果把握の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、民間団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道（旭川行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 17事務所（青森、福島、茨城、群馬、千葉、東京、長野、石川、静岡、福井、滋賀、京都、岡山、愛媛、長崎、熊本、鹿児島）

4 実施時期

平成16年12月～18年8月

5 調査の概要

区分	対象補助金等数	実施時期	所管府省
第1次調査	30 補助金等	平成16年12月～18年8月	環境省を除く6省
第2次調査	22 補助金等	17年4月～18年8月	総務省を除く6省

(注) 対象補助金等の詳細は、表1-6参照

第2 行政評価・監視結果

1 補助金等の執行の適正化等

勧告	説明表等番号
補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成18年度当初予算で27兆5,862億円となっている。このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等。以下同じ。）が行う各種事務又は事業を対象とした補助金等は、2兆3,828億円となっている。	表1-1 表1-2
民間団体等を対象としたものも含め、補助金等については、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的として、昭和30年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が制定された。この法律には、補助金等の交付の対象となる事務又は事業（以下、これらを「補助事業」という。）に係る遂行義務、補助金等の返還等が規定されている。また、補助金等適正化法の適用を受けない委託費にあっても、それぞれの委託契約の中で、委託事業に係る遂行義務、委託費の返還等が定められている。	表1-3 表1-4
また、民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等の交付要綱等に定められた補助要件等（事業の範囲、算定基準、補助の条件等）に基づいて行われている。	表1-5
今回、民間団体等を対象とした補助金等のうち、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものから、①「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により廃止することとされたもの、②最近の行政評価等で調査したもの等を除外した52補助金等（7省所管。表1-6参照）について、補助金等の交付状況、補助事業の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。	表1-6

① 次の4補助金等については、補助事業者から提出された、実態と相違した実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいて交付金額が決定されているなど不適正な執行となっているものがある。

これらは、i) 補助事業者が不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

厚生労働省	・高額医療費貸付事業等交付金 ・企業年金連合会事務費補助金
農林水産省	・試験研究調査委託費
経済産業省	・石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金

事例 1-1-①

事例 1-1-②

事例 1-1-③

事例 1-1-④

② 次の5補助金等については、補助事業の目的からみて、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているものがある。

これらは、i) 交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が十分明示されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

厚生労働省	・国民健康保険団体連合会等補助金 ・身体障害者福祉促進事業委託費 ・高額医療費貸付事業等交付金
農林水産省	・家畜共済損害防止事業交付金
経済産業省	・中小企業連携・技術等支援事業費補助金

事例 1-2-①

事例 1-2-②

事例 1-2-③

事例 1-2-④

事例 1-2-⑤

③ 次の3補助金等については、経費の算定方法が国の基準等に合っていないものがある。

これらは、i) 国の基準等を踏まえた経費の算定方法とするよう十分明示されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

厚生労働省	・医療関係者研修費等補助金 ・疾病予防検査等委託費
農林水産省	・家畜共済損害防止事業交付金

事例 1-3-①

事例 1-3-②

事例 1-3-③

④ 次の4補助金等については、主に研究者個人に交付されるものであるが、経理の適正化の確保や研究者の事務負担を軽減する観点から、文部科学省及び厚生労

働省では、当該研究者が所属する大学、研究所等（以下「所属機関」という。）が補助金等の事務を行うこと（以下「機関管理」という。）としている。さらに、文部科学省では、補助金の不正使用を防止するための研修会や説明会及び内部監査を実施することを所属機関に求めている。

しかしながら、これら補助金等の執行状況をみると、支出対象と認められていない経費への支出等の不適正な執行や必要以上に研究者が自ら補助金等の一部を現金で保有しており補助金の取扱いが不適切となっているもの等がある。

これらは、a) 研究者が自ら補助金等の管理を行っている、b) 機関管理が証拠書類の整理にとどまっているなど、機関管理が適切に行われていないこと等によるものである。

文部科学省	・科学研究費補助金
厚生労働省	・厚生労働科学研究費補助金 ・がん研究助成金
	・循環器病研究委託費

事例 1-4-①

事例 1-4-②

したがって、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者等に対して、次の措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。また、不適正な執行となっているものについては、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

- ① 正確な実績報告等の提出を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施すること。（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）
- ② 交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲等を明示すること。（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）
- ③ 国の基準等を踏まえた経費の算定方法を明示すること。（厚生労働省、農林水産省）
- ④ 研究者個人に交付され、機関管理を行うこととされている補助金等については、機関管理等の実施を徹底するとともに、現行の措置の実施状況を踏まえ、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討すること。（文部科学省、厚生労働省）

(説明)

表 1-1 補助金等の科目別内訳（負担金、補助金、交付金、補給金、委託費）の推移（一般会計及び特別会計）（平成 11 年度～18 年度）

(単位：億円)

区分 年度	負担金	補助金	交付金	補給金	委託費	計
平成 11 年度	111,104	68,741	13,657	5,246	1,640	200,387
12 年度	113,615	68,054	16,435	5,453	3,412	206,969
13 年度	118,779	68,672	19,796	6,072	3,036	216,355
14 年度	124,326	67,971	20,266	5,157	3,175	220,895
15 年度	132,879	88,709	50,035	6,077	7,031	284,730
16 年度	133,840	79,919	70,321	5,631	7,792	297,503
17 年度	131,683	68,619	87,521	5,010	8,175	301,008
18 年度	127,480	59,966	76,895	4,344	7,177	275,862

(注) 1 「補助金等適正化中央連絡会議幹事会」資料（財務省主計局）による。

2 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、合計が一致しない場合がある。

3 計数は「当初予算額」のものである。

表 1-2 補助金等交付先の概要（一般会計及び特別会計）

(単位：億円、%)

年度 交付先	平成 16 年度		17 年度		18 年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
地方公共団体	204,130	68.6%	197,996	65.8%	187,156	67.8%
特殊法人等	26,745	9.0%	35,531	11.8%	21,525	7.8%
独立行政法人等	41,832	14.1%	43,519	14.5%	43,352	15.7%
民間団体等	24,797	8.3%	23,962	8.0%	23,828	8.6%
合計	297,503	100.0%	301,008	100.0%	275,862	100.0%

(注) 1 「補助金等適正化中央連絡会議幹事会」資料（財務省主計局）による。

2 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、合計が一致しない場合がある。

3 独立行政法人等とは、独立行政法人及び国立大学法人をいう。

4 計数は「当初予算額」のものである。

表1-3 補助金等適正化法の仕組み

補助金等適正化法は、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的」（第1条）とし、次の事項が規定されている。

- ① 補助金等に係る交付申請、交付決定、額の確定等の事務手続（第5条～第9条、第12条～第15条）
- ② 補助事業等及び間接補助事業等の遂行義務（第11条）
- ③ 是正のための措置（第16条）
- ④ 交付決定の取消し（第10条、第17条）
- ⑤ 補助金等の返還（第18条）
- ⑥ 立入検査等（第23条）
- ⑦ 不正受給等に対する罰則（第29条～第33条） 等

なお、補助金等適正化法において、「補助金等」は、補助金、負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で指定したもの（91の給付金）に限定されている（第2条）。

（注）補助金等適正化法に基づき、当省が作成した。

表1-4 委託費における委託契約の内容（主な項目の例）

平成〇年度における〇〇事業の委託について、支出負担行為担当官〇〇省〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第〇条 甲は、「〇〇事業」（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託する。

（委託事業の遂行）

第〇条 乙は、別添「委託事業計画書」に基づき委託事業を行わなければならない。

（委託費）

第〇条 甲は、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇円（うち消費税等相当額〇〇円）を限度として別紙「委託費交付内訳」により乙に交付する（又は「委託事業計画書」に記載された費目の区分に従って使用しなければならない）。

（委託費の変更）

第〇条 乙は、「委託費交付内訳」に変更の必要が生じたときは、甲と協議の上、変更することができる。

ただし、経費の変更については、委託費交付内訳の科目ごとにいづれか少ない額の〇%を超えない範囲内の流用増減である場合はこの限りではない（消費税等相当額を除く。）。

（他用途使用の禁止）

第〇条 乙は、交付された委託費をこの委託事業以外の事業に使用してはならない。

（委託費の確定）

第〇条 甲は、・・・乙に対して委託金額の確定通知を行うものとする。

2 委託事業の実施に要した経費の総額が、第〇条の額を超えるときは、その差額については、乙が負担する。

（過払金の返還）

第〇条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第〇条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額を返還するものとする。

（契約の解除等）

第〇条 甲は、乙が次の各号のいづれかに該当するときは、乙に対し、委託事業の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

- 1) この契約に違反したとき
- 2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき

（疑義等の処理）

第〇条 この契約に関し疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

（注）調査対象委託費の委託契約書に基づき、当省が作成した。

表1-5 補助要綱等に定められた補助要件等（主な例）

(経費の配分又は事業の内容の変更)
① 事業に要する経費の配分の変更（〇%以内の変更を除く。）には、〇〇大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、区分事業間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。
② 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、〇〇大臣の承認を受けなければならぬ。
(補助事業の中止又は廃止)
③ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに〇〇大臣に報告して、その指示を受けなければならぬ。
④ 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに〇〇大臣に報告して、その指示を受けなければならぬ。
(補助対象職員の変更等)
⑤ 補助対象職員を変更したときは、変更届を〇〇大臣に提出しなければならぬ。
⑥ 補助対象職員が引き続き3月を超えて勤務することができない場合には、〇〇大臣に報告しなければならぬ。この場合、〇〇大臣は必要な指示をすることができる。
(財産の管理及び処分)
⑦ 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
⑧ 補助事業により取得し、又は効用が増加した価額が単価〇万円以上の施設（設備）については、〇〇大臣が定める期間を経過するまで〇〇大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
⑨ 〇〇大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を国庫に納付せざることがある。
(補助金に係る経理)
⑩ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、これを補助事業完了後、5年間保管しておかなければならぬ。

(注) 調査対象補助金等の補助要綱等に基づき、当省が作成した。

表1-6

調査対象補助金等一覧

① 第1次調査分

(単位:千円)

所管省名	補助金等名	平成16年度	17年度
総務省	1 地方交付税算定等業務委託費	204,667	204,667
文部科学省	2 民間スポーツ振興費等補助金	2,168,093	2,398,040
厚生労働省	3 医療関係者研修費等補助金	149,348	194,160
	4 生活衛生振興助成費等補助金	263,620	275,560
	5 民間社会福祉事業助成費補助金	476,068	468,101
	6 国民健康保険団体連合会等補助金	7,205,247	7,701,892
	7 企業年金連合会事務費補助金	486,084	474,349
	8 国民年金基金連合会事務費補助金	1,297,749	1,369,087
	9 衛生関係指導者養成等委託費	150,295	126,357
	10 社会事業学校等経営委託費	563,760	563,985
	11 身体障害者福祉促進事業委託費	438,659	401,789
	12 高額医療費貸付事業等交付金	1,128,168	831,259
	13 健康保険病院看護師養成所経営委託費	350,154	220,462
	14 疾病予防検査等委託費	52,825,052	50,419,225
	15 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金	1,505,000	1,450,000
	16 大豆生産者団体等交付金	25,807,516	24,051,880
農林水産省	17 患畜処理手当等交付金	434,540	484,265
	18 農業生産振興事業推進費補助金	1,260,752	1,257,887
	19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金	989,607	841,266
	20 漁業共済事業実施費補助金	374,400	374,400
	21 漁業共済事業業務費補助金	75,285	71,820
	22 水産業振興事業費補助金	721,651	464,858
	23 家畜共済損害防止事業交付金	781,859	809,669
	24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金	815,846	790,086
経済産業省	25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金	116,015	115,074
	26 電源立地等推進対策補助金	5,120,950	4,919,711
	27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金	3,455,604	3,083,197
	28 石油製品需給適正化調査等委託費	1,209,485	1,873,448
	29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金	2,702,000	2,135,862
国土交通省	30 航空機購入費補助金	1,596,477	1,468,634
	合計 (30補助金等)	114,673,951	109,840,990

(金額は補正後予算額)

(注) 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額（補正後予算額）を示し、その名称は以下のとおりである（「補助金総覧」により作成）。

- 「1 地方交付税算定等業務委託費」
- 「2 民間スポーツ振興費等補助金」：日本体育協会（目細）、日本オリンピック委員会（目細）及び日本学校保健会（目細）
- 「3 医療関係者研修費等補助金」：看護職員就労促進費等補助金（目細）
- 「4 生活衛生振興助成費等補助金」
- 「5 民間社会福祉事業助成費補助金」：全国社会福祉協議会等活動助成費補助金（目細）
　　>全国社会福祉協議会等活動推進費（積算内訳）
- 「6 国民健康保険団体連合会等補助金」
- 「7 企業年金連合会事務費補助金」：企業年金連合会事務費補助金（目細）
- 「8 国民年金基金連合会事務費補助金」
- 「9 衛生関係指導者養成等委託費」：救急医療施設医師研修会等（目細）
- 「10 社会事業学校等経営委託費」
- 「11 身体障害者福祉促進事業委託費」：点字図書貸出等委託費（目細）
- 「12 高額医療費貸付事業等交付金」
- 「13 健康保険病院看護師養成所経営委託費」：財団法人分（目細）
- 「14 疾病予防検査等委託費」
- 「15 特定原料用甘しお特別集荷奨励金」
- 「16 大豆生産者団体等交付金」
- 「17 患畜処理手当等交付金」：へい殺畜等棄却手当交付金（目細）
- 「18 農業生産振興事業推進費補助金」：果実生産出荷安定基金造成費補助金（目細）>
　　果実需給安定対策事業費（積算内訳）及び果実等消費拡大特別対策事業費（積算内訳）
- 「19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金」：林業生産流通総合対策事業推進費補助
　　金（目細）>森林保全管理対策事業費（積算内訳）及び木材安定供給体制整備事業
　　費（積算内訳）
- 「20 漁業共済事業実施費補助金」
- 「21 漁業共済事業業務費補助金」：業務費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「22 水産業振興事業費補助金」：水産業振興総合対策推進指導費補助金（目細）>水產
　　業改良普及事業対策費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「23 家畜共済損害防止事業交付金」
- 「24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金」：中小企業連携組織対策推進事業費補助
　　金（目細）
- 「25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金」：全国下請企業振興協会補助金（目細）
- 「26 電源立地等推進対策補助金」：電源地域振興促進事業費補助金（目細）>電源過疎
　　地域等企業立地促進事業費補助金（積算内訳）
- 「27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金」：新エネルギー・省エネルギー
　　設備導入促進指導事業費等補助金（目細）>省エネルギー設備等導入促進情報公
　　開対策等事業（積算内訳）>社団法人・財団法人分（積算内訳）
- 「28 石油製品需給適正化調査等委託費」：以下の i から v の合計額
 - i 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術指導事業
　　（積算内訳）
 - ii 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術普及事業
　　（積算内訳）
 - iii 石油製品需給適正化調査委託費（目細）>石油ガス流通合理化対策調査（積算
　　内訳）
 - iv 石油情報普及啓発事業委託費（目細）>社団・財団法人分（積算内訳）
 - v 石油産業体制等調査研究委託費（目細）>石油産業情報化推進調査（積算内訳）
- 「29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金」
- 「30 航空機購入費補助金」

(2) 第2次調査分

(単位:千円)

所管省名	補助金等名	平成16年度	17年度
文部科学省	1 科学研究費補助金	169,275,000	173,900,000
厚生労働省	2 厚生労働科学研究費補助金	39,252,016	39,500,822
	3 がん研究助成金	1,711,250	1,850,000
	4 循環器病研究委託費	656,750	710,000
	5 診療等委託費	2,182,558	2,153,086
	6 職業講習等委託費	10,534,700	10,461,502
	7 総合食料対策事業推進費補助金	147,389	143,421
農林水産省	8 試験研究調査委託費	263,417	178,623
	9 水産物流通対策事業費補助金	1,815,745	1,837,275
	10 漁業資源調査等委託費	1,005,432	1,376,482
	11 水産業振興事業委託費	322,270	268,865
	12 水産業振興事業民間団体委託費	364,721	373,946
	13 環境問題対策調査等委託費	1,506,939	2,145,878
経済産業省	14 石油製品品質確保事業費補助金	2,485,086	2,362,043
	15 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	1,394,848	1,994,524
	16 電源立地等推進対策委託費	3,770,741	2,334,732
	17 水力開発促進調査等委託費	809,217	809,195
	18 石油代替エネルギー導入促進対策調査等委託費	1,103,686	1,152,145
	19 天然ガス探鉱費補助金	1,733,486	1,733,486
	20 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	1,053,408	1,053,408
	21 鉄道技術開発費補助金	1,168,459	1,150,927
国土交通省	22 環境保全調査等委託費	126,312	94,363
合計 (22補助金等)		242,683,430	247,584,723

(金額は補正後予算額)

(注) 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額（補正後予算額）を示し、その名称は以下のとおりである（「補助金総覧」により作成）。

- 「1 科学研究費補助金」：独立行政法人（積算内訳）及び個人（積算内訳）
- 「2 厚生労働科学研究費補助金」：厚生労働科学研究費補助金（目細）
- 「3 がん研究助成金」
- 「4 循環器病研究委託費」
- 「5 診療等委託費」：以下 i 及び ii の合計額
 - i 高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費（目細）>社団法人・財団法人（積算内訳）>中小企業労働情報提供サービス等事業費（積算内訳）及び高年齢労働者安全衛生等調査研究事業費（積算内訳）
 - ii 労働災害防止対策強化推進委託費（目細）>社団法人・財団法人（積算内訳）
- 「6 職業講習等委託費」：以下 i 及び ii の合計額
 - i 雇用管理改善推進事業等委託費（目細）>社団法人・財団法人（積算内訳）>雇用管理改善推進等事業費（積算内訳）及び中小企業労働情報提供サービス等事業費（積算内訳）
 - ii 女性雇用管理推進援助委託費（目細）>社団法人・財団法人（積算内訳）
- 「7 総合食料対策事業推進費補助金」：植物防疫対策費補助金（目細）>民間団体分（積算内訳）
- 「8 試験研究調査委託費」：農林水産業技術開発総合研究等委託費（目細）>社団法人等分（積算内訳）
- 「9 水產物流通対策事業費補助金」>社団法人等分（積算内訳）、その他の法人分（積算内訳）
- 「10 漁業資源調査等委託費」>社団法人等分（積算内訳）
- 「11 水産業振興事業委託費」：漁場環境保全調査等委託費（目細）>社団法人等分（積算内訳）
- 「12 水産業振興事業民間団体委託費」：水産業振興事業調査等委託費（目細）>社団法人等分（積算内訳）、その他の法人分（積算内訳）
- 「13 環境問題対策調査等委託費」
- 「14 石油製品品質確保事業費補助金」：石油製品品質確保事業費補助金（目細）>石油製品品質確保事業（積算内訳）
- 「15 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金」：石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（目細）>構造改善円滑化事業（積算内訳）>組合分（積算内訳）
- 「16 電源立地等推進対策委託費」：電源立地推進調整等委託費（目細）>電源地域振興指導事業（積算内訳）>その他法人分（積算内訳）
- 「17 水力開発促進調査等委託費」：中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費（目細）
- 「18 石油代替エネルギー導入促進対策調査等委託費」：地方都市ガス事業天然ガス化促進対策調査委託費（目細）
- 「19 天然ガス探鉱費補助金」
- 「20 大規模石油灾害対応体制整備事業費補助金」
- 「21 鉄道技術開発費補助金」：超電導磁気浮上方式鉄道技術開発費等補助金（目細）
- 「22 環境保全調査等委託費」：国際環境協力等推進委託費（目細）

(補助金等の執行の適正化等に係る調査結果)

事例 1－1 補助事業者が不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等から、補助事業者から提出された、実態と相違した実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいて交付金額が決定されているなど不適正な執行となっているもの

① 高額医療費貸付事業等交付金【補助対象とする必要のない経費】(厚生労働省)

(事業の概要)

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資するため、社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）に対して貸付原資及び貸付事務費が交付されている。全社連では、交付金を高額医療費貸付事業等特別会計で管理している。また、全社連では、都道府県社会保険協会（以下「都道府県協会」という。）と業務委託契約を締結し、貸付申込の受理、申込書類の審査、貸付債権の管理等の業務を委託し、交付金の中から業務委託費を都道府県協会に交付している。

(調査結果)

○ 調査した都道府県協会の中には、次のような状況がみられた。

- i) A 1 協会では、その役職員旅費規程において、日当、宿泊料について「一般職員（1級から7級）」、「部長及び外部講師」、「理事等」、「会長及び副会長」の4区分で単価が規定されているが、4級以上の一般職員については、「部長及び外部講師」と同額の日当及び宿泊料を適用して、同規程よりも多額の旅費を本交付金の業務委託費から支出している（平成 15 年度 28 件中 15 件、過剰支出額 31,900 円）。
- ii) 都道府県協会の中には、宿泊の必要のない在勤地内等で開催された会議に出席した職員等に対し、その宿泊費用を本交付金の業務委託費（旅費）から支出しているところが 3 協会ある（下表の 3 協会の合計：152,300 円）。

協会名	開催地	過剰支出額	説明
A 2 協会	在勤地	平成 13 年度：17,300 円（宿泊料及び半日当分）	当該協会の所在市内で開催されたブロック地区事務担当者会議（1 日で終了）に出席した当該協会の職員（2 名）に対し、宿泊の必要がないにもかかわらず、宿泊費及び全日当を含む旅費を、本交付金の業務委託費から支出している。
A 3 協会	在勤地	14 年度：88,000 円（宿泊料分）	当該協会の所在市内で開催された担当者会議（2 日間）に出席した当該協会の職員及び社会保険事務所の職員計 10 名に対し、宿泊の必要がないにもかかわらず、1 泊 2 日分の旅費を本交付金の業務委託費から支出している。
A 1 協会	在勤地の近郊	15 年度：47,000 円（5 件の宿泊料分）	当該協会の本部職員及び支部職員（県内の各社会保険事務所単位に配置された当該協会の臨時職員）を対象とした高額医療費・出産費貸付事務打合せ会（協会本部所在市近郊の公共の宿泊施設で開催した 2 日間の会議）に出席した当該協会職員に対する旅費のうち 5 件について、支部から開催地までの路程距離（往復距離 7.8km から 45.4km）及び会議日程（1 日目終了時刻 18 時、2 日目開始時刻 9 時）から宿泊の必要がないにもかかわらず、本交付金の業務委託費から宿泊費を含む旅費を支出している。

- iii) 都道府県協会の中には、全社連から受託している高額医療費貸付関係業務と全く関係のない電報料を本交付金の業務委託費（通信運搬料）から支出しているところが2協会ある（A2協会：平成13年度から15年度で11か月分24,033円。A3協会：平成14年度及び15年度で4か月分19,270円。支出合計43,303円）。
- iv) A4協会では、全社連から受託している高額医療費貸付関係業務と全く関係のない社会保険センターのレジスターに使用するレジ用ロールペーパーの購入経費を本交付金の業務委託費（消耗品費）から支出している（平成13年度及び14年度で30,282円）。
- これらは、i) 補助事業者が補助対象とする必要のない経費を含めた不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

(改善の方策)

厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者に対して、正確な実績報告等の提出を徹底する、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施する措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

また、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

② 企業年金連合会事務費補助金【補助対象とする必要のない経費】(厚生労働省)

(事業の概要)

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき設立された企業年金連合会の事業の円滑な運営を図るため、同連合会が行う事務のうち同法第159条第1項の業務に要する経費について補助するものである。

(調査結果)

- 共済掛金（役職員の相互扶助及び福利増進を目的とする企業年金職員共済への事業主負担金）、食事代（職員に対する福利厚生事業としての食事券の事業主負担）を本補助金の補助対象経費である厚生経費から支出している（厚生経費（共済掛金、食事代）：405万円）。
- これは、i) 補助事業者が補助対象とする必要のない経費を含めた不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省により十分に審査されていないこと、ii) 所管省による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

(改善の方策)

厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者に対して、正確な実績報告等の提出を徹底する、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施する措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

また、補助事業者に対し、補助金の対象外とすべき共済掛金、食事代相当額を控除した事業実績報告を再提出させ、これに基づき厳格かつ適正な措置を講ずる必要がある。

③ 試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費）【実態と相違】（農林水産省）

（事業の概要）

農林水産業技術開発総合研究等委託費は、農林水産業における各種の技術開発総合研究等を公益法人等に委託するものである。

（調査結果）

- 社団法人農林水産技術情報協会は、本委託費を受けて、融合新領域研究戦略的アセス調査及び先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（以下「高度化事業」という。）を実施している。このうち、融合新領域研究戦略的アセス調査は、事業目的や内容等により、「技術的評価」と「产业化・実用化の可能性調査（以下「可能性調査」という。）」の2種類に区分されている。
- 農林水産省と同協会は、「技術的評価」、「可能性調査」及び「高度化事業」の3事業ごとに委託契約を締結し、同協会は、それぞれに区分して収支を管理の上、実績報告書を提出しているが、平成16年度の場合、例えば、
 - i) 技術的評価及び可能性調査において、旅費の残額を、委託事業計画書では予定されていなかった農林水産関係文献のデータベース作成に係る謝金に充てており、当該謝金を含めた額を旅費としている（技術的評価の471,310円、可能性調査の1,346,220円）、
 - ii) 各経費区分（人件費、諸謝金等）における積算内訳ごとにみると、3事業とも、実績報告書に記載されている額と協会の会計帳簿に記載されている額が一致しないものがある、など実績報告書の内容は、事実と相違している。
- これは、i) 委託事業者が実態と相違した不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省により十分に審査されていないこと、ii) 所管省による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

（改善の方策）

農林水産省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、委託事業者に対して、正確な実績報告等の提出を徹底する、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施する措置を講ずるとともに、委託要件の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。
また、委託事業者に対し、実態に合った実績報告に基づき厳格かつ適正な措置を講ずる必要がある。

④ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金【実態と相違】（経済産業省）

（事業の概要）

本補助金のうち地域事業環境整備支援事業は、石油製品販売業者等を構成員とする47都道府県の石油商業組合や石油協同組合等（以下「石油組合」という。）が、地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図るなどの集客力の向上につながり、業界の構造改善に寄与することを目的として行う事業に対し、全国石油商業組合連合会（以下「全石商」という。）を通じて補助するものである。

（調査結果）

- A5組合は、平成15年11月及び12月の間で補助事業以外の業務による出張や休暇のため担当者が不在であった期間についても、補助事業に係る業務を事務局内で行ったこととするなど、実態と相違した請求に基づき補助金を受けていた（人件費等：91,775円）。
- これは、同組合が上記事務を含め内部事務を的確に行っていなかつた中で、i) 補助事業者が

実態と相違した不正確な実績報告書等を提出し、これが所管省等により十分に審査されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

(改善の方策)

経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者に対して、正確な実績報告等の提出を徹底する、実績報告等の審査を厳正かつ的確に実施する措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

また、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

⑤ 電源立地等推進対策委託費【実態と相違】(経済産業省)【措置済み】

(事業の概要)

本委託費のうち電源地域状況調査事業は、発電所が所在等する市町村である電源市町村の地域振興に向けた取組を側面から支援するため、行政の枠組みを超えて存在する資源等を活用して地域振興を図ろうとする電源市町村の求めにより、地域資源の現状調査、活用方策の検討、先進事例の調査等を民間団体等に委託するものである。

(調査結果)

- 本事業に係る委託契約書において、受託者は受託業務に従事した時間等を明らかにするため、i) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿（出勤簿等）、ii) 前号の者が実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿（業務日誌等）を日々作成しなければならないとされている。
今回、本事業の受託事業者のうち7団体におけるこれらの帳簿等を調査した結果、4団体において、出勤簿等では出勤していないこととなっている日に、委託業務に従事したとする記載間違いの業務日誌等に基づく実績報告書を提出していた事例がみられた。
- これらは、i) 委託事業者が実態と相違した不正確な実績報告書等を提出し、これを所管省が十分に審査していないこと、ii) 補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。
- なお、経済産業省は、平成17年度の本委託費の確定検査において新たに出勤簿等と業務日誌等とのチェックを含め実績報告書等の正確性を審査したほか、本委託事業の担当職員（及び委託事業者）に対し委託条件の周知・指導を行った。

事例 1－2 交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が十分明示されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等から、補助事業の目的からみて支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているもの

(調査結果)

次の 5 補助金等については、補助事業の目的からみて、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているものがある。

これらは、 i) 交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が十分明示されていないこと、 ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

(補助金等別)

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
①	国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険中央会分 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none">○ 「国民健康保険団体連合会等の国庫補助について（昭和 52 年 5 月 16 日付け厚生省発保第 36 号）」等では、補助対象職員が病休等による長期休暇を取得した場合の取扱いや研修経費の範囲が示されていない。○ 半年間病気休暇（平成 15 年 10 月～16 年 3 月）を取っている国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の職員 1 名の給与（本給及び諸手当）を本補助金の入件費から支出している（病気休暇中の給与、手当等の金額：1,887,576 円）。○ 国保中央会が実施した国民健康保険団体連合会（国保中央会の会員）初任者研修等各種研修のうち、研修生の集合写真代（3 研修の研修生の合計 369 人分で研修生からの負担なし。）を本補助金の需用費（研修に必要とされる経費、このほかに教材費等の支出がある。）から支出している（需用費（写真代）：249,715 円）。
②	身体障害者福祉促進事業委託費 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none">○ 「点字図書貸出等委託費の交付について（昭和 56 年 6 月 26 日付け厚生省社第 669 号）」等では、本委託費の対象経費として認められる備品費の範囲が示されていない。○ 本委託費の委託事業である財団法人日本障害者リハビリテーション協会の全国身体障害者総合福祉センター運営事業（相談事業及び養成・研修事業）に係る人件費算定対象職員数は 8 人となっているが、平成 15 年度に人件費算定職員数を 2 倍以上上回る 17 台のノートパソコン（周辺機器を含む）を購入し、この経費全額を本委託費の備品費から支出している（平成 15 年度人件費算定職員数以外（9 台分）のノートパソコン購入経費：1,495,350 円）。
③	高額医療費貸付事業等交付金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none">○ 「政府管掌健康保険及び船員保険に係る高額医療費貸付事業の実施について（平成 16 年 3 月 31 日付け庁文発第 0331003 号）」等では、本交付金の対象経費として認められる費目やその範囲が示されていない。○ 本交付金の交付先である社団法人全国社会保険協会連合会から業務委託を受けた都道府県社会保険協会の中には、次のとおり、年度末に、必要性の低い切手や消耗品の購入費を本交付金の業務委託費（通信運搬費、消耗品費）から支出しているものがある（2 協会で 2,907,109 円）。<ul style="list-style-type: none">i B 1 協会では、毎年度末に、貸付申込書類等の郵送用の切手の多額の在庫を保有している（平成 14 年度末繰越し：14,332 枚（1,420,797 円分）、15 年度末繰越し：15,781 枚（1,474,343 円分））。例えば、平成 15 年度の切手の受払簿をみると、前年度から 14,332 枚を繰り越し、当該年度中に 5,363 枚を使用したため、年度末には 8,969 枚の在庫があったにもかかわらず 6,812 枚を買い足して、翌年度に 15,781 枚を繰り越している。

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
		<p>ii B 2 協会では、業務委託費の収支決算をみると、各年度とも年度末にコピー用紙等の消耗品を購入して、全社連からの業務委託費の収入額と支出額が同額となるようにしている（年度末に消耗品を購入した額：平成 13 年度 295,224 円（年間消耗品購入総額の 100%）、14 年度 274,241 円（同 99.2%）、15 年度 241,166 円（同 38.8%））。</p> <p>また、平成 13 年度から 15 年度における業務委託費の費目別の予算及び決算をみると、他の費目の予算執行残で、消耗品を購入しており、特に、15 年度においては、通信運搬費等の予算残額すべてで消耗品を購入しているため、消耗品費が予算額の 2 倍以上の使用実績となっている（消耗品費の当初予算額：284,000 円、決算額：622,135 円）。</p>
④	家畜共済損害防止事業交付金 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本交付金は農業共済組合連合会及び特定組合（以下「組合等」という。）が家畜共済事業の収支の安定を図るため、農林水産大臣が指定した繁殖障害等特定疾病の損害防止事業（以下「特損防止事業」という。）を計画的に実施するために交付している。 ○ 特損防止事業の経費の使途をみると、次のとおり、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているものがみられた。 <ul style="list-style-type: none"> i 特損防止事業を行う家畜診療所（組合等が設置）で検査成績等の記入用に使用する「損害防止カード」の在庫をみると、在庫の有無にかかわらず、i) 毎年度同一枚数を購入している（B 3 組合連合会）、ii) 前年度の使用枚数と同程度の枚数を発注している（B 4 組合）ことから余剰が生じている（B 3 組合連合会：平成 15 年度乳用牛分発注枚数 5,000 枚に対し使用枚数 974 枚、同年度肉用牛分発注枚数 10,000 枚に対し使用枚数 1,615 枚、B 4 組合：平成 17 年 1 月末現在の在庫数約 2,900 枚）。 ii 平成 15 年度に薬剤費で購入した薬品（16 品目）の受払簿を確認したところ、寄生虫の発生率や疾病の発症率が前年度より低かったため、8 品目が在庫として残っており、このうち、2 品目は購入数量の約 20% が余剰在庫となっている（B 4 組合：年度末在庫金額約 78,000 円）。
⑤	中小企業連携・技術等支援事業費補助金 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「組合研究集会及びモデル組合に対する補助金交付規程」では、組合研究集会に対する補助の範囲は、小企業者組合が当該組合の組織強化、運営の向上、事業の発展向上等及び組合員の経営の近代化等を目的として行う組合研究集会の開催に要する旅費等の経費とされている。このうち、旅費については、「特定指導事業の運用について（質疑応答）」において、施設見学も含め、他の地域で組合研究集会を開催する場合、組合の職員を除き、参加者の旅費及び施設見学料等は補助対象にはできないとされている。 ○ 平成 14 年度に B 5 組合が実施した組合研究集会については、今後、開催する研究集会の参考とすることを目的として、他県で開催された講演会に代表として出席した当該組合の役員及び組合員（5 人）の往復旅費を、本補助金から支出している（旅費：116,100 円（補助金額：55,000 円、自己負担額：61,100 円））。
⑥	衛生関係指導者養成等委託費 (厚生労働省) 【措置済み】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本委託費のうち、委託先である財団法人日本医療機能評価機構（以下「医療評価機構」という。）との委託契約書（平成 17 年度医療安全支援センター総合支援事業の委託契約の締結について（平成 17 年 4 月 1 日付け医政発第 0401042 号））の別紙（医療安全支援センター総合支援事業実施要領）等では、医療評価機構が開催する医療安全に関する専門的な研修が都道府県等の医師会から推薦のあった医師や看護師等の外部の専門家を主として対象としていることから、研修の参加者に対して旅費を支給することとしているが、医療安全支援センターの設置主体である都道府県等の職員等が参加した場合の旅費の取扱いまでは示していない。 ○ 本研修の実際の参加者の 95.3%（217 人中 207 人）は、医療安全支援センターの設置主体である都道府県等の職員（医療系の専門職等）で、これらの内部の者にも旅費が支給されている（平成 15 年度 1 回、16 年度 2 回の合計）。 ○ なお、厚生労働省では、医療評価機構に対する当省の調査後、委託費交付基準に自治体

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
		職員の旅費は自己負担とすることを明記し、改善を図っている。
⑦	疾病予防検査等 委託費 (厚生労働省) 【措置済み】	<p>○ 本委託費のうち、委託先である財團法人社会保険健康事業財団（以下「財団」という。）では、「財團法人社会保険健康事業財団会計規程細則」等で、本委託費の対象経費として認められる費目の範囲として管理費のうち福利厚生費については、「本部及び支部の職員（保健師を除く）及びその家族に対する法定外福利費（健康診断料、慶弔慰福に際し支給される金品など）」と示している。</p> <p>○ 財団の都道府県に設置されている支部（以下「財団支部」という。）の中には、次のとおり、支出内容の妥当性に疑念がある経費に支出しているものが1支部みられた（B6支部：378,248円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 財団支部の職員の事務服の購入経費を本委託費の支部交付金（福利厚生費）から支出している（平成13年度117,285円）。 ii 「職員の宿泊保養補助規程」に基づく財団支部の職員の私的な旅行に対する宿泊費補助に係る経費を、本委託費の支部交付金（福利厚生費）から支出している（平成13年度及び14年度で2名3泊分15,000円）。 iii 都道府県社会保険協会が利用をあつせんしている海の家を財団支部の職員が利用した際の利用負担金（家族分を含む）に係る経費を、本委託費の支部交付金（福利厚生費）から支出している（平成13年度2,970円）。 iv 財団支部の各職員に配布している常備薬セットの購入経費を本委託費の支部交付金（福利厚生費）から支出している（平成13年度及び14年度で242,993円）。 <p>○ なお、これら福利厚生費からの支出については、当省が平成17年10月14日に行った民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視に基づく勧告（第1次）を契機として、平成17年11月に「財團法人社会保険健康事業財団会計規程細則」の改正（平成17年11月1日施行）を行い、事業主に義務が課せられている健康診断料に対する支出以外は委託費の対象としないこととする改善措置が講じられている。</p>

（改善の方策）

厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者等に対して、交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲等を明示するとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

事例 1－3 国の基準等を踏まえた経費の算定方法とするよう十分明示されていないこと、所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等から、経費の算定方法が国の基準等に合っていないもの

(調査結果)

次の 3 補助金等については、経費の算定方法が国の基準等に合っていないものがある。
これらは、i) 国の基準等を踏まえた経費の算定方法とするよう十分明示されていないこと、ii) 所管省等による補助要件等の周知や遵守に係る指導が十分行われていないこと等によるものである。

(補助金等別)

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
①	医療関係者研修費等補助金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「医療関係者養成確保対策費等、医療関係者研修費等及び臨床研修費等の国庫補助について（平成 12 年 12 月 7 日付け厚生省発健政第 252 号）」等によると、本補助金の対象経費として認められている人件費としては、事業に必要な報酬、給料、賃金がその対象とされているが、算定基準が具体的に示されていない（旅費についても同様）。 ○ 中央ナースセンター事業に従事している職員 7 人及びアルバイト職員 1 人に対し、国の給与手当にはない食事手当を本補助金の人件費から支出している（食事手当に係る支給額：51 万円）。 　　なお、食事手当とは、社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）が定めた職員給与規則等に基づく諸手当の一つであり（職員：月額 7,000 円、アルバイト：月額 2,500 円から 7,000 円）、以前設置されていた社員食堂を廃止した際の代替措置として支給を開始したものである。 ○ 中央ナースセンター事業の補助対象となる旅費は、看護協会が定めた旅費規則に基づき、日当一律 3,000 円（ただし、片道 50 km 未満の場合は支給しない）、1 泊当たり 11,000 円とされている。 　　しかし、国の旅費基準（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号））では、「日当に職階別及び 1 日日当・半日当の区分」や「宿泊料についての職階別及び地域別の区分」がされており、平成 15 年度の出張実績（出張回数：計 38 回）について、国 の基準に基づき、試算（日当：89,600 円、宿泊費：113,400 円）した場合と比較すると、補助事業に係る旅費実績（日当：140,000 円、宿泊費：143,000 円）の方が割高な状況（日当 50,400 円、宿泊費：29,600 円）となっている。
②	疾病予防検査等委託費 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「財団法人社会保険健康事業財团非常勤嘱託保健婦取扱規程」及び「健康指導保健婦にかかる謝金の日額単価について」では、健診事後指導のため財団支部が雇用する非常勤嘱託保健師及び健康指導保健師に対する謝金の日額単価は、全国一律の額（13,200 円）と定められている。 　　一方で、財団支部の所在地の市では、住民の健康指導を行うパート勤務の保健師に対する報酬を 1 時間 1,150 円（1 日 8 時間換算で 9,200 円）としており、財団支部の謝金額の方が高いなど、地域の実情と合っていない状況がみられた（C 1 支部）。 　　なお、財団支部の正規職員の給与については、国家公務員に準じて「勤務地手当」を支給し、勤務地により賃金に格差を設けている。また、事務職のパート職員についても、各財団支部の判断で雇用単価（時給 900 円の上限の範囲内）を設定することにより、地域格差を設けている。 ○ 財団支部の事務所は、財団支部が管理運営する社会保険健康センターに入居しているため、財団支部が負担する共益費（光熱水費、警備・清掃等の雑役務費）は社会保険健康センター全体に要する額から按分して算出されている。

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
		<p>この按分方法は、本来、「財団支部占有面積÷(財団支部占有面積+社会保険健康センター事業占用面積)」により算出することが実態に合っているが、当該支部では、「財団支部占有面積÷共用部分面積」により算出していることから、財団支部算出の負担率(4.52%)は本来の負担率(3.62%)より大きくなっている(C1支部:負担過大額、平成13年度～15年度合計112,381円)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財団支部が管理運営する社会保険健康センターが作成する各種講座の受講生募集チラシに、本委託費により実施する健診事業等の広報記事を掲載し、チラシ作成費用の一部を本委託費から支出している。平成14年度及び15年度の掲載状況をみると、広報記事の内容・掲載スペースにほとんど違いはないが、財団支部の経費負担状況をみると、平成15年度は、チラシ作成の総費用が225万円と14年度(445万円)の約半額に減少しているにもかかわらず、財団支部の負担額は14年度の35万円から15年度は30万円と約14%しか減少せず、負担割合は14年度の7.9%から15年度13.3%と約1.68倍に増加している(C2支部)。
③	家畜共済損害防止事業交付金 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特損防止事業のために家畜診療所の自家用車を使用した場合に支給される使用料(賃借料相当)について、農林水産省では、各都道府県農業共済組合連合会に対して、毎年の事業計画作成時に用いる基準として、1km当たりの車両借上げ単価の上限額(平成16年度:39円/km)を示している。また、平成7年度には、事務連絡により、各都道府県農業共済組合連合会に対して、単価の算出方法(年間燃料費、年間走行距離等過去の実績を基に、走行1km当たりの単価を算出)を一つの目安として示している。 また、農林水産省の「特定損害防止事業対象経費及び経理処理区分」等では、獣医師日当は、特損防止事業に従事する獣医師のみを支払の対象としており、業務日誌等を作成し積算を明らかにしておくこととされている。 ○ C3農業共済組合連合会では、平成14年度及び15年度の2年間、農林水産省が目安として示した算出方法で走行1km当たりの単価を算出せず、同省が示達した単価の上限額(39円/km)をそのまま使用している(平成14年度及び15年度に16,560円ずつ余分に支給。なお、平成16年度以降は農林水産省の算定方法に基づき、算出されている。)。 ○ 交付された獣医師日当は、家畜共済勘定(共済家畜の診療行為に関する経理を処理する勘定)の収入として繰り入れられ、獣医師を含む家畜診療所職員全員の人工費の原資に充てられており、特損防止事業に従事した獣医師に対しては通常の給与が支払われているのみである。このため、獣医師日当がすべて特損防止事業に従事した獣医師の給与に充当されているか判然としない(8農業共済組合連合会)。

(改善の方策)

厚生労働省及び農林水産省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者等に対して、国の基準等を踏まえた経費の算定方法を明示するとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

事例 1-4 研究者個人に交付され、その所属機関が事務を行う補助金等で、所属機関による事務が適切に行われていないこと等から、支出対象と認められていない経費への支出等の不適正な執行や必要以上に研究者が自ら補助金等の一部を現金で保有しており補助金の取扱いが不適切等となっているもの

事例 1-4-① 科学研究費補助金（文部科学省）

(調査結果)

科学研究費補助金は、主に研究者個人に交付されるものであるが、経理の適正化の確保や研究者の事務負担を軽減する観点から、「科学研究費補助金に係る使用ルールの制定及び「科学研究費補助金(科学研究費及び学術創成研究費)の取扱いについて」の廃止等について」(平成 16 年 4 月 15 日付け文部科学省研究振興局長通知) 等において、当該研究者が所属する大学、研究所等(以下「所属機関」という。)が補助金等の事務を行うこと(以下「機関管理」という。)とされており、平成 16 年度からは、機関管理は補助金等適正化法第 11 条により従うべき補助条件となっている。本文部科学省研究振興局長通知においては、研究者に対する補助条件及び所属機関が行うべき事務等を、「研究者使用ルール」及び「機関使用ルール」として定めており、これらは「科研費ハンドブック」として研究者等に配布されている。

「機関使用ルール」においては、機関管理を行うこと及び機関管理として行う事務を各所属機関の取扱規程等で定めることとされており、さらに、科研費ハンドブック等において、旅費や謝金の単価、支払の基準等補助金の執行に関する細部は、「研究者使用ルール」や「機関使用ルール」の範囲内で、各所属機関の取扱規程等による独自の規定を定めることができるとされている。

なお、機関管理として所属機関が行う事務は、次の 4 点とされている。

- i) 研究者に代わり、補助金(直接経費)を管理すること。
- ii) 研究者に代わり、補助金(直接経費・間接経費)に係る諸手続を行うこと。
- iii) 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。
- iv) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の 30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること(間接経費の譲渡を受け入れないとしている所属機関を除く。)。

(注) 直接経費とは、研究に直接必要なものとして使用する経費をいう。また、間接経費とは、研究の実施に伴う所属機関の管理等に必要な経費として所属機関が使用する経費であり、研究者の研究開発環境の改善や所属機関全体の機能の向上に活用するものをいう。

また、「機関使用ルール」において、所属機関は、「適正な使用の確保」として、次のとおり、補助金の不正使用を防止するための研修会や説明会(以下「説明会等」という。)及び内部監査を実施することとされている。

【研修会・説明会の開催】

4-1 標助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的に実施すること。

(当省注) 上記は、科研費ハンドブックからの抜粋である。また、説明会等については、科研費ハンドブックにおいて、各所属機関は、毎年11月下旬の本補助金の応募の際、過去1年間に実施した説明会等の開催状況について、開催日時、場所、説明者、参加者数、実施内容等を記載した実施状況報告書を、文部科学省・日本学術振興会の双方に提出しなければならないとしている。

【無作為抽出による内部監査の実施】

4-2 每年無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上が望ましい）について、監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省（日本学術振興会）に報告すること。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい）について、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとすること。

(当省注) 1 上記は、科研費ハンドブックからの抜粋である。また、内部監査は、科研費ハンドブックにおいて、上記4-2の内容に応じ、次のとおり、「通常監査」と「特別監査」の2種類が示されている。

- ・ 通常監査：内部監査を実施する年度において、当該研究機関に所属する研究者が研究代表者として本補助金の交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象とした通常の監査

- ・ 特別監査：通常監査を行う補助事業のうち概ね10%以上を対象とした、特別の監査（書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査）

2 平成17年度の科研費ハンドブック（2005年度版）において、内部監査に代えて外部監査により監査を実施することもできる旨及び通常の監査の対象について、内部監査を実施する年度の前年度に補助金の交付を受けていた補助事業（前年度に補助金の交付を受けていない場合は、内部監査を実施する年度の補助事業）で無作為に抽出したものである旨を追記している。

3 実施状況及び結果の報告については、科研費ハンドブックにおいて、各所属機関は、毎年11月下旬の本補助金の応募の際、実施した通常監査・特別監査の状況について、実施期間、実施者、実施課題数、監査の内容・結果等を記載した実施状況報告書を、文部科学省・日本学術振興会の双方に提出しなければならないとしている。

4 「「科学研究費補助金制度についての説明会」における質問への回答について」（平成17年6月13日17振学助第26号）において、内部監査の実施者について、事務局職員が内部監査を実施しても構わないとして、「監査対象課題の経理執行を直接担当していない方が監査を実施するよう工夫してください」としている。

今回、82所属機関の231研究者に係る本補助金の執行状況をみると、表1-4-①-1のとおり、i) 補助対象と認められていない経費への支出等不適正な執行となっているもの、ii) 補助金の取扱いが不適切となっているもの、iii) 支出の根拠が不明確となっているもの、iv) 購入物品の管理が不十分となっているものがある。

これらは、所属機関で定めることとされている取扱規程等が整備されていない、研究者が自ら補助金の管理を行っている、機関管理が証拠書類の整理にとどまっているなど、機関管理が適切に行われていないこと、また、内部監査も十分機能していないこと等によるものである。

表1-4-①-1 調査対象研究者に係る本補助金の不適切な執行状況

i) 補助対象と認められていない経費への支出等不適正な執行となっているもの

番号	区分	説 明
①	補助対象と認められていない経費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「文部科学省取扱告示」という。）第9条において、本補助金は、交付の対象となった研究に必要な経費にのみ使用しなければならないとされている。また、「研究者使用ルール」等において、対象となる経費が定められており、このうち、食事費用については、アルコール類を除き、シンポジウム等会議費としての支出が認められている。 ○ 1所属機関の1研究者において、ビール等アルコール類が明記された領収書、御飲食代と記載された料理屋の領収書、金額のみが記載された料理屋の領収書、パーティー飲食代と記載された生活協同組合の領収書に基づき支出（平成16年度計308,069円うち現時点で判明しているアルコール代22,827円）している。 ○ 当該所属機関では、本補助金に係る事務を一人で担当しており、人手が足りないことか

番号	区分	説明
		ら、実際には、補助金の管理・契約・支払等の事務は研究者に任せ、所属機関は執行後の会計書類の整理を行うのみとなっている。また、内部監査も当該担当者が実施しており、自分で整理した会計書類を自ら監査するものとなっている。
②	補助対象と認められていない経費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省取扱告示第9条において、本補助金は、交付の対象となった研究に必要な経費にのみ使用しなければならないとされている。また、「研究者使用ルール」等において、対象となる経費が定められており、このうち、旅費については、研究代表者や研究分担者のほか、研究への協力をする者の出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費とされている。 ○ 1所属機関の1研究者において、研究協力者の出張に対し旅費（30,340円）を支出しているが、旅行命令簿における用務は、財団法人による本補助金以外の研究費助成贈呈式への出席であり、交付対象となった研究とは直接関係のないものとなっている。 ○ 当該所属機関では、書類の確認が不十分であったとしている。なお、当該所属機関による説明会等の参加者をみると、原則として、事務職員を対象に実施している。
③	支給基準に反した支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度における本補助金の取扱いについては、「科学研究費補助金（科学研究費及び学術創成研究費）の取扱いについて（通知）」（平成15年5月23日付け文科振第92号）（以下「平成15年度取扱通知」という。）に基づき行うこととされている。 ○ 1所属機関の1研究者において、平成15年度に当該研究者が国際学会へ出席した海外旅費（8泊10日）について、平成15年度取扱通知により甲地方の単価（日当6,200円、宿泊料18,800円）を適用すべきであったが、実際には、指定都市の単価（日当7,200円、宿泊料22,500円）を適用して所属機関に請求し、所属機関は請求どおりに支出している。この結果、39,600円の過支給となっている。 ○ 当該所属機関では、適用を誤ったものであるとしている。なお、当該支出に係る研究は16年度に所属機関による内部監査の対象となっている。
④	支給基準に反した支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度における本補助金の取扱いについては、「研究者使用ルール」等に基づくとともに、文部科学省は、所属機関の旅費規程等所属機関の独自の規定によることができるとしている。 ○ 1所属機関の1研究者において、旅費の支給状況をみると、当該所属機関では独自の規定ではなく、引き続き、平成15年度取扱通知に基づくこととしており、研究協力者（講師）が参加した研究会に係る日当（3日分）について、平成15年度取扱通知により講師の単価（2,200円）を適用すべきであったが、教授の単価（2,600円）を適用している。この結果、1,200円の過支給となっている。 ○ 当該所属機関では、適用を誤ったものであるとしている。なお、当該所属機関においては、内部監査制度の理解不足から、特別監査を実施していない。

(注) 当省の調査結果による（以下、ii）からiv）まで同じ。）。

ii) 補助金の取扱いが不適切となっているもの

番号	区分	説明
①	補助金の取扱いが不適切となっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「研究者使用ルール」等において、本補助金の管理については、機関管理を行うこととされている。 ○ 1所属機関の3研究者において、研究者自らが現金の出し払いを行っており、このうちの2研究者においては、支払の必要額以上に現金を引き出し、時期によっては、最大で40万円を超える現金を手元で保有している。 ○ 当該所属機関では、契約・発注・納品・検収及び通帳管理を実質的に研究者に任せていたとしている。また、当該所属機関による内部監査において、当該3研究者のうち2研究者が内部監査の対象となっているが、当該監査においても指摘されていない。

iii) 支出の根拠が不明確となっているもの

番号	区分	説明
①	所属機関における機関管理等の仕組みが不十分なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「機関使用ルール」において、機関管理に当たっては、機関管理を行うこと及び機関管理として行う事務を各所属機関の取扱規程等で定めることとされている。また、文部科学省は、旅費や謝金の単価等は所属機関の旅費規程等所属機関の独自の規定によることができるとしている。 <p>また、文部科学省取扱告示第12条等において、補助金の收支に関する帳簿を備え、領收証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないとされている。「機関使用ルール」において、整理・保</p>

番号	区分	説明
		<p>管する関係書類としては、収支簿等のほか、領収書、検査調書等「直接経費が適切に使用されたことを証明する書類」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1所属機関の2研究者において、次のとおり、支出の根拠が不明確となっているものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 購入物品に係る証拠書類は、「お品代」と書かれた領収書しかなく、具体的な品目名は不明であり、また、購入物品については、固定資産管理用のシール（以下「管理票」という。）の貼付や物品管理台帳等への登載など所属機関による管理も行われていない。中には、故障のため自宅に持ち帰っているとするパソコンもみられたが、所属機関では、購入の事実や現在の管理状況について全く把握していない。 b) ガソリン代への支出（54回、計277,090円）を、研究に必要な荷物（実験機材、各種資料、調査用紙）を自宅から所属機関へ搬出するための自家用車に使用したものであるとしているが、領収書のみが保管されており、その使用目的等は明確になっていない。このほか、精肉店、薬屋、デパート及びコンビニエンスストアの領収書やハイウェイカード、バスカード等の金券の領収書があるが、領収書のみが保管されており、購入物品名や目的等は不明のまま支出されている。 <p>さらに、当該研究者は、旅費の宿泊料を領収書の額面どおり支出しているが、旅費請求書等は作成しておらず、旅行目的等も明確になっていない。</p> ○ 当該所属機関では、所属機関で定めるとされている取扱規程等が整備されておらず、既存の旅費規程等を本補助金による支出にも適用するのかも明確になっていない。また、補助金の執行管理を実質的に研究者に任せしており、さらに、内部監査についても、本補助金の事務担当者が自ら実施している。
②	支出の証拠書類として不十分なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省取扱告示第12条等において、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないとされている。また、「機関使用ルール」において、整理・保管する関係書類としては、収支簿等のほか、領収書、検査調書等「直接経費が適切に使用されたことを証明する書類」とされている。 ○ 3所属機関の3研究者において、次のとおり、支出の根拠が不明確となっているものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 所属機関外の研究補助者に、4月から1月まで毎月、4日程度、データ入力、ファイル加工を依頼し謝金を支払っているが、その作業内容が確認できる証拠書類が添付されていない。 b) 海外への論文投稿料を当該研究者の立替払いにより小切手送金しているが、送金書類（海外向小切手申込書兼告知書等）は添付されているものの、送金額の根拠や送金先等は不明であり、当該送金額の妥当性が確認できる証拠書類が添付されていない。 c) 所属機関では、謝金の支給に関する学内規定を整備しておらず、本補助金に関する謝金は、平成15年度取扱通知に規定されている単価に基づくこととしているが、「研究に関する専門的知識の提供」に対する謝金については、当該通知に参考となる単価がないため、調査対象研究者の判断で定めているものの、その設定理由・妥当性に関する書類が添付されていない。 ○ これら所属機関のうち、a)では、当該支出に係る研究を内部監査の対象としているが、特段の指摘はしておらず、初めての内部監査であり、手法等が不十分であったとしている。また、b)では、今回は、所属機関の手を煩わせないようにとの配慮から研究者が立替払いにより自ら支払ったものを精算したものであり、本来、論文投稿料領等で、金額、振込先等をチェックし、証拠書類として添付しておくべきだったが、怠っていたとしており、c)では、研究者の独自の判断から設定するしかないと判断し、研究者の示した単価をそのまま認めたものであるとしている。
③	必要な納品検査が行われていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「機関使用ルール」において、機関管理を行うこと及び機関管理として行う事務を各所属機関の取扱規程等で定めることとされている。また、文部科学省は、契約事務手続等は所属機関の独自の規定によることができるとしている。 ○ 1所属機関では、本補助金により物品を購入する場合の手続については、学内規定である契約事務取扱細則によることとしており、物品の買入れ等の際、当該所属機関の職員によって納品検査を行うことが困難又は適当でないと認められる場合は、当該所属機関の職員以外の者に委託して納品検査を行うことができるとされている。 <p>しかしながら、1研究者（研究代表者）において、遠隔地に所在する別の所属機関の研究分担者が使用する試薬について、当該研究分担者の所属機関に納品させ、調査対象研究者（研究代表者）が支払い、研究代表者、研究分担者いずれの所属機関も納品検査を行っていないが、調査対象研究者（研究代表者）は、自分の所属機関に納品され、自らの立会いのもとに、その所属機関の職員が納品検査を行ったとする、事実と異なる証拠書類（検</p>

番号	区分	説明
		査調書)を作成している。 ○ 当該研究者は、納品先機関の事務作業を増やすことから納品確認の依頼は困難と判断したことによるものであるとしている。

iv) 購入物品の管理が不十分となっているもの

番号	区分	説明
①	購入後直ちに所属機関に寄付されていないもの	○ 文部科学省取扱示第16条等において、直接経費により購入した設備等は、原則として、購入後直ちに所属機関に寄付しなければならないとされており、その具体的な取扱いは、寄付受入規程、物品管理規則等各所属機関の独自の規定に基づくこととなっている。 ○ 2所属機関の3研究者において、次のとおり、所属機関への寄付が行われていないものがある。 a) 1研究者において、電気泳動装置(1,200,000円)を平成15年度に購入しているが、当省の調査時点において、寄付手続は行われておらず、所属機関による管理は行われていない。 なお、当該物品については、平成18年6月1日付けで寄付手続が行われている。 b) 所属機関では、取得価格が5万円以上のものを物品管理台帳等に登載し、現品に管理票を貼付して研究者に使用させることとしているが、2研究者において、平成12年度以降に購入した5万円以上の物品(4件)に係る寄付手続及び管理・利用状況をみると、寄付手続を行っていないもの(3件)があり、物品管理台帳等への搭載、管理票の貼付も未実施となっている。これら寄付手続を行っていないものの中には、現品(デジタルカメラ)を所属機関外の遠隔地で保管しているとしているものもみられた。 ○ これら所属機関のうち、a)では、外部からの寄付を受け入れるための規定はあるものの、購入後直ちに受け入れるためには、規定を整備する必要があるとしている。また、b)では、寄付を受けた後に研究者が転出し当該物品を転出先で使用する場合、台帳からの除却手続が複雑として、研究者の異動が確実に把握できる年度末に寄付手続を行うこととしており、必要な手続が失念されたものであるとしている。

一方、機関管理を始め、説明会等や内部監査は、平成16年度から、所属機関にその実施が義務付けられたものであり、導入後間もないこともあって、

- i) 説明会等については、翌年度の応募要領の説明会に併わせて実施しても、出席者は新たに応募を希望している若い研究者になる傾向にあるとの意見や、既に交付を受けたことのある研究者は、欠席したり事務職員を代理出席させる傾向にあるとの意見、
 - ii) 内部監査については、組織が小さな所属機関にあっては、体制上の制約があり、機関管理担当者が自ら監査を行わざるを得ないととの意見、外部監査は客観的で実効性があると考えているものの、実施主体、所要経費等について情報を持ち合わせていないとの意見、
- などがあり、一部の所属機関においてその対応に苦慮している面もみられる。
- このような状況にあって、調査対象所属機関の中には、表1-4-①-2のように、各種取組を講じているものもある。

表1-4-①-2 調査対象所属機関における説明会等や内部監査の取組状況

番号	区分	説明
①	説明会等欠席者への対応	本補助金に関する説明会等を開催したところ、研究者の出席率は8.2%であった。その後、学内研究者のほぼ全員(97.9%)が参加した競争的資金(本補助金以外も含む)に関する学内の研修会において、再度、説明を行っている。
②	説明会等欠席者への対応	交付決定を受けた者を対象として説明会等を2回実施しており、2回目は、1回目に参加できなかった者を対象としたことから、交付決定者全員の参加が得られたものとなっている。
③	内部監査における本補助金に特化した実施要領の作成	当該所属機関全体に適用される監査実施規程のほかに、本補助金に特化した監査実施要領を作成し、実地に詳細な確認を行っている。当該監査実施要領の作成に当たっては、既往の不正事例を参考にして監査項目を決定したとしており、同要領には、「銀行振込依頼書に同一筆跡がないか」、「印鑑の押し損じ修正の原因調査」、「継続的に長期間資料整理等させ

番号	区分	説明
		ている学生にかかる作業従事者としての選定基準」（以上、通常監査）、「事務担当者が教員に代わって押印及び書類作成を行っていないか」、「資料整理謝金についての成果物」（以上、特別監査）等具体的な確認事項が列挙してある。
④	内部監査結果のフォロー	独自に作成した監査マニュアルに基づき実施しており、当該監査マニュアルでは、証拠書類の有無、直接経費の保管状況、物品の使用状況、賃金職員の雇用状況など43項目をチェックリストとしてまとめている。監査実施者は、監査結果として各項目ごとに「A」から「D」の評価を行い、特に「C」及び「D」の評価のあった項目は、研究者等からの改善方策等の報告が義務付けられている。
⑤	内部監査結果のフォロー	通常監査として書面調査、聞き取り調査を行うほか、特別監査として研究者・補助者・業者からの事情聴取、実地確認を行っている。監査の結果、計上費目の誤り、証拠書類の様式の不適切について指摘しており、監査結果については、学長へ報告、被監査部署の長へ通知されている。さらに、監査結果に基づく改善状況について、調査・確認も行っている。
⑥	内部監査結果のフォロー、活用	本補助金の内部監査のため独自に作成した実施要領に基づき、項目別チェックリストに従い実施している。その結果、指摘事項には至らないが計画的執行等についての意見があり、結果の概要及び監査報告書を各部局長に送付し、当該意見への対応を求めるとともに、その処理状況について報告を求めている。また、監査の結果、部局間における取扱が相違していること、本補助金制度の大幅な改正等の周知徹底が必要であることが判明したとして、部局間での経理事務の取扱いの相違に対処するための所属機関独自の手引きを作成したり、科研費ハンドブックを活用して不正使用防止を周知している。
⑦	内部監査結果の活用	内部監査の結果、執行内容についての特段の指摘事項はなかったが、適正な執行を推進していく上で検討すべき事項として、教職員に対する補助条件や学内規定等の周知が不十分等の指摘がされている。所属機関では、当該指摘を受け、学内規定の整理・明確化、執行に関する質疑応答集の作成等の措置を進めている。
⑧	内部監査結果の活用	通常監査として書面調査を行うほか、特別監査として研究者・業者からの事情聴取、実地確認を行っている。監査の結果、経費の計画的執行、支給の遅延等について指摘しており、監査結果については、被監査部署の長へ通知し、経費の適正な執行に努めることを求めている。当該監査部署では、全研究者参加の教授会において監査結果を説明し、監査対象以外の研究者にも周知している。
⑨	外部監査の活用	監査法人に委託し特別監査を実施している。その結果、次の2例を指摘しており、a)については、当該所属機関が管理している補助金の銀行口座に当該研究者から返還させている。 a) 平成16年度に交付を受けた補助金の執行経費において、16年3月（15年度）分の実験動物の飼育管理の延長料226,530円を16年8月に支払っているのは不適正 b) 役務の給付完了前に前払いしていることについて、今後、適正な支出を行うべき。

(注) 当省の調査結果による。

(改善の方策)

文部科学省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、所属機関に対して機関管理等の実施を徹底するとともに、現行の措置の実施状況を踏まえ、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討する必要がある。また、補助対象者に対して、補助条件の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

さらに、不適正な執行となっているものについては、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

事例 1-4-② 厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金及び循環器病研究委託費（厚生労働省）

（調査結果）

厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金及び循環器病研究委託費は、文部科学省所管の科学研究費補助金同様、主に研究者個人に対して交付されるものであるが、経理の適正化の確保や研究者の事務負担を軽減する観点から、「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成 13 年 7 月 5 日付け厚科第 332 号厚生科学課長決定）等において、原則として、機関管理を行うこととされている。

この機関管理に関する事務の流れは、次のとおり、研究者から所属機関の長に事務委任の申出を行い、それに対し、所属機関の長が承諾した場合、機関管理が行われることとなっており、科学研究費補助金とは異なり、機関管理を行うことが補助条件とはなっていない。ただし、平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金公募要項においては、所属機関に委任できない特別な事情がないにもかかわらず、機関に委任しない場合は採択しないとして、実質上補助条件としている。

事務の流れについて（各所属機関の長へ事務を委任する場合）

- 1 厚生労働省から主任研究者に対して「厚生労働科学研究費補助金国庫補助の交付基準額等について」が通知される。
- 2 主任研究者及び分担研究者は各所属機関の長へ事務を委任する。
- 3 各機関の長は、承諾する旨を主任研究者及び分担研究者に通知する。
- 4 分担研究者は事務を委任した旨を、主任研究者に報告する。
- 5 主任研究者は、主任研究者の所属機関の長に対する委任状の写し及び所属機関の長の承諾書の写しを添えて、厚生労働省に交付申請書を提出する。
※ なお、交付申請書のうち、経費所要額調書は主任研究者と主任研究者の所属機関の長が協議のうえ、作成する。
- 6 厚生労働省から主任研究者に対して厚生労働科学研究費補助金が交付される。
- 7 主任研究者は所属機関の長へ 6 の補助金全額の管理及び経理を依頼する。
- 8 主任研究者の所属機関の長は、主任研究者の指示により、必要に応じ、各分担研究者の事務委任を受けた各所属機関の長に対し、直接研究費等の管理及び経理を依頼する。
- 9 各所属機関の長は、他の経理と区分して、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、経理担当課等において適正に直接研究費等の管理及び経理を行う。
- 10 主任研究者の所属機関の長は、収入及び支出内容に関する証拠書類を整理し、9 の帳簿とともに、当該事業の完了後 5 年間保存する。
- 11 主任研究者の所属機関の長は、各年度ごとに、分担研究者の経理報告書及び証拠書類を取りまとめ、当該事業の完了後 5 年間保存する。
- 12 主任研究者の所属機関の長は、10 及び 11 に基づき、事業実績報告書の「経費所要額精算調書」を作成し、主任研究者は、これを含めた事業実績報告書を作成して厚生労働省に提出する。
- 13 厚生労働省から主任研究者に対して確定通知書が送付される。

(注) 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成 13 年 7 月 5 日付け厚科第 332 号厚生科学課長決定）の別添による（ただし、下線は、当省が付したものである。）。なお、がん研究助成金及び循環器病研究委託費においても、事務の流れは、おおむね同一である。

なお、厚生労働省においては、科学研究費補助金のような説明会等の開催や内部監査の実施（前述事例 1-4-①参照）を所属機関に求めてはいない。

今回、58 所属機関の 120 研究者に係る厚生労働科学研究費補助金、20 所属機関の 30 研究者に係るがん研究助成金及び 7 所属機関の 9 研究者に係る循環器病研究委託費の執行状況をみると、表 1-4-②-1 のとおり、i) 補助対象と認められていない経費への支出等不適正な執行となっているもの、ii) 支出の根拠が不明確となっているものがある。また、iii) 購入物品の管理が不十分となっている

もの、iv) 国が定めた支出基準に沿っていない支出となっているものがある。

これらは、研究者が自ら補助金等の管理を行っている、機関管理が証拠書類の整理を行うにとどまっているなど、機関管理が適切に行われていないことによる。また、購入物品の管理は研究者が行うこととされており、所属機関の管理とされていないこと、国が定める支出基準が硬直的であること等によるものである。

表1-4-②-1 調査対象研究者に係る不適切な執行状況

i) 補助対象と認められていない経費への支出等不適正な執行となっているもの

【厚生労働科学研究費補助金】

番号	区分	説明
①	補助対象と認められていない経費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働科学研究費補助金取扱細則」(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定。以下「取扱細則」という。)4(1)において、建物等施設に関する経費(ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据付け費及び調整費を除く。)は補助対象外、また、同(5)において、この補助金による研究に関連性のない経費は補助対象外とされている。 ○ 1所属機関の1研究者において、借料及び損料として、賃借料(月賃料70,000円及び共益費13,000円(税別))を支出している。これは、研究の過程において治験者から得たレントゲン写真について、個人を特定できる情報であり、厳重に保管する必要があるが、所属機関に保管場所がなかったことから、レントゲン写真の保管場所として、所属機関付近のビルの一室(約35.62m²)を賃貸しているものである。また、当該室においては、本研究によるレントゲン写真のほか、通常の診療等で使うレントゲン写真も保管している。なお、所属機関は、本研究で得られたレントゲン写真以外の保管も行っていたことについては把握していない。 ○ 当該所属機関では、借料及び損料は建物等施設に関する経費に含まれないと解釈して支出を認めたものであるとしている。
②	補助対象と認められていない経費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第12条において、交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならないことが交付の条件とされており、取扱細則4(5)において、この補助金による研究に関連性のない経費は、補助対象外とされている。 ○ 1所属機関の1研究者において、平成14年度から16年度までの3年間の期間で研究を実施しているが、当該研究は長期にわたって行う必要があるとの考えにより、17年度以降も当該研究を続けていくこととし、そのための環境整備として、パソコン等17件(計14,873,833円)を購入している。なお、これらの納品日は、平成17年3月25日から31日の間となっている。また、このほか、平成17年2月21日から3月28日にかけて、シュレッダーや机、いす等16件(計2,173,780円)を購入している。 ○ 当該所属機関では、補助金の交付が遅く、物品調達に当たって十分考慮する時間がないことは否めないが、本研究は継続するものであり、環境整備上必要な物品であることから支出を認めたものであるとしている。
③	支出基準に反した支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱細則(別表第18)において、人夫、集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金の支出基準は、①1日の労働時間が8時間の場合は8,300円、②1日の労働時間が8時間に満たない場合又は8時間を超える場合は、時間給(1,030円)×労働時間で算出することとされている。 ○ 1所属機関の2研究者において、ともに複数の賃金職員を雇用しており、中には、所属機関が雇用している非常勤職員で研究者が所属する部門に配置されている者を、非常勤職員としての勤務が終了した後、データ整理・資料管理等を行う研究補助者として本補助金により雇用している者が各1人いる。しかし、これら研究補助者の日々の労働時間は8時間に満たないが、2研究者とも、1日ごとに時間給での計算を行わず、日々の労働時間を合計し8時間になった時点で「1日当たりの賃金(8,300円)」を支給するとの取扱いを行っている。この結果、1,320円及び6,300円の過支給となっている。 ○ 当該所属機関では、本補助金の管理を研究者に任せているのが実態としており、本補助金による賃金職員の雇用についても関与しておらず、研究者が雇用、支払額を決定している。
④	他経費と重複した支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱細則(別表第18)において、人夫、集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金の支出基準は、1日当たり(8時間)8,300円とされて

番号	区分	説明
		<p>いる。また、取扱細則 13において、賃金に関する保存すべき証拠書類として、出勤表が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 所属機関の 1 研究者において、所属機関で雇用されている非常勤職員を、所属機関での業務終了後又は所属機関での勤務がない日に、本補助金に係る研究に従事させ、賃金を支給している。しかし、所属機関における勤務日と本補助金に係る研究の従事日を合算すると、同一日に両方の業務に従事したことになっている日があり、両方から重複して賃金が支払われている（1 日分 8,300 円）。 ○ 当該所属機関では、同一日に重複して賃金が支給されている状況を把握しておらず、経理上の不備であるとしている。

【循環器病研究委託費】

番号	区分	説明
①	支出対象と認められない経費への支出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環器病研究委託費事務処理要領（国立循環器病センター作成）において、備品購入は支出対象経費とは認められていない。 ○ 1 所属機関の 1 研究者において、平成 15 年度に、本委託費により、冷却遠心機等 3 備品（計 1,514,828 円）を購入している。これら備品は、事業計画書には記載されておらず、取支簿では、庁費（謝金、旅費以外の経費で消耗品費等）として整理されている。なお、これら備品は、所属機関の物品管理台帳に登録され所属機関において管理されている。 ○ 当該研究者は、備品が補助対象とされている科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金の交付も受けており、これらと混同したとしており、また、所属機関でも、本委託費では備品を購入できないことを承知していないとしたとしている。

(注) 当省の調査結果による（以下、ii）からiv）まで同じ。）。

ii) 支出の根拠が不明確となっているもの

【厚生労働科学研究費補助金】

番号	区分	説明
①	保存されている証拠書類が不備なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱規程第 13 条において、補助金の交付を受けた研究者は、研究に要した費用について、収入及び支出内容を記載した帳簿やその証拠書類を、当該研究事業完了後 5 年間保存しておかなければならぬとされている。また、取扱細則 13 等において、保存すべき証拠書類が定められており、このうち、謝金（実験助手など研究に必要な用務を依頼する場合等継続的雇用関係のない者が支給対象者）については受領書、賃金（人夫、集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者が支給対象者）については受領書及び出勤表が示されている。 ○ 6 所属機関の 7 研究者において、保存されている証拠書類をみると、次のとおり、領収書等しか保存されていないものやこれら証拠書類の記載内容自体が不備なものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 1 所属機関の 1 研究者において、旅費関係については、取扱細則において、領収書、出張報告（記録）書、出張依頼書が保存すべき証拠書類とされ、また、厚生労働科学研究費補助金事務処理要領においては、旅費概算・精算請求書及び用務等支給対象事項で参考となる関係書類が支出証拠書類とされているが、すべての旅費支給で、出張依頼書や報告書は作成されていない。また、日付や用務内容等を記載した理由書が提出されているが、誤記を理由に記載内容が支出実態と一致していないものや、航空券の領収書が添付されておらず、支給額の算出方法が不明瞭なものがある。 また、謝金関係については、取扱細則において、目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類、受領書が保存すべき証拠書類とされているが、労務等の提供があったことを証する書類は添付されていない。 さらに、会議費関係については、取扱細則において、開催通知及び議事要旨が保存すべき証拠書類とされており、会議の開催要旨を記載した書類が添付されているが、記載されている出席人数、会場等が事実と相違している（支給実績は 4 人であるが開催要旨記載の出席人数は 6 人、実際の開催会場は東京であるが開催要旨記載の会場は京都市等）。 一方、他の 1 研究者においては、年度末に A4 ファイリングキャビネット 2 台（計 37,915 円）を購入しているが、研究との関連性は不明である。 b) 4 種類の研究報告書の印刷（計 1,365,000 円）を発注し、平成 17 年 3 月 31 日に業者に支払を行っているが、当省の調査日現在（平成 17 年 6 月 20 日）、4 種類のうち 2 種類（契約金額計 882,000 円）の研究報告書が未納となっている。しかし、証拠書類上、研究者が検収し納品されたことになっており（納品書には検収日は未記載）、所属機関では、未納となっている状況を把握していない。なお、当該報告書は、当省の調査後、

番号	区分	説明
		<p>厚生労働省に対し提出されている。</p> <p>c) 会議費に係る証拠書類として、会議実施計画書、弁当及び飲料の見積書と請求書が保存されているが、会議実施計画書の参加者数 63 人に対して、見積書と請求書の参加者数は 75 人となっており、計画を上回る人数で支出した理由は不明となっている。</p> <p>d) 調査対象研究者の分担研究者が 3 人の研究補助者を 1 月から 3 月の間、継続雇用しているが、業務内容は謝金の例に近いとして、その労働対価を謝金として支給している。このため、証拠書類は勤務日の明示のない受領書しかなく、当該所属機関においても、出勤日等勤務実績が分からずそのまま支払っている。なお、当該 3 研究補助者は、12 月以前は、他の研究者が科学研究費補助金により継続雇用しており、この支出についても謝金として支給されているが、当該支出については、出勤表及び領収書が添付されている。</p> <p>e) 2 所属機関の 2 研究者において、本補助金及び他補助金により、シェレッダーを各 1 台（本補助金で 94,000 円、他補助金で 49,800 円）購入しているもの及び 2 年間で研究室内の各人用のパソコン等計 7 台（計 1,538,145 円）を購入しているものがあるが、研究との関連性は不明である。</p> <p>○ 当該所属機関のうち、a) 及び b) では、本補助金の受領、管理等について、研究者から事務委託を受けているものの、実質的な経費支出事務は研究者に一任しているとしている。また、c) では、当初参加予定者が 75 人であったものの、当日の実参加者は 63 人であり、会議実施計画書を開催後に作成したため、人数が相違するものとなっている、d) では、研究者が出勤日等を管理しており、その請求に基づき支払ったものである、e) では、研究協力者のプライバシーに特に配慮する必要があった等研究遂行上の必要性から支出を認めたものである、としている。</p>
(2)	遠隔地に所在する研究協力者に係る支出であり、適正に支出されたことを確認できないもの	<p>○ 取扱細則 3において、研究協力者は、主任研究者の研究計画の遂行に協力する者として、主任研究者及び分担研究者とともに、研究組織として位置付けられている。分担研究者に対しては、主任研究者から本補助金が配分されるが、研究協力者に対しては、本補助金の配分はないため、研究協力者が必要とする消耗品等については、主任研究者が代わって購入することとなる。ただし、研究協力者に係る経費の支出範囲、方法等については、厚生労働科学研究費補助金事務処理要領等においても明確にはされていない。</p> <p>○ 5 所属機関の 6 研究者において、次のとおり、全国各地に所在し、実験への参加、各種データの提供等を行っている研究協力者が必要とする消耗品の購入等について、各研究協力者が直接地元の業者に発注し、その見積書、納品書及び請求書を主任研究者に送付し、主任研究者が支払を行っているものの、研究協力者のための支出であることやその理由・必要性等に関する証拠書類は添付されておらず、主任研究者側の検収が現物を確認しない書類（納品書）上のチェックとならざるを得ないものとなっているものがある。</p> <p>a) 補助金の交付が平成 17 年 3 月 1 日と遅かったことから、臨床データを提供してもらっている研究協力者に旅費や謝金を支給できなかったとして、遠隔地の他機関に所属する研究協力者 13 人に対し、一人 30 万円相当の文具等消耗品を購入し配分している。なお、当該消耗品の内容は、「トナーカートリッジ 7 本、ラベル用紙 100 枚入り 10 冊等 30 万円」、「パソコンソフト 3 本、ビデオテープ 50 卷他 29 万 8 千円」、「パイプファイル 10 箱等 28 万 5 千円」、「薬品 30 万円」等である。</p> <p>b) 2 研究者（主任研究者）において、実験への参加、各種データの提供等を行っている研究協力者が必要とする消耗品の購入について、研究協力者延べ 10 人分で実験器具等約 260 万円及び延べ 40 人分で事務用品、医療器材等約 665 万円を支出</p> <p>c) 検査データの収集のために必要な各種検査器具等相応の消耗品として、研究協力者延べ 6 人分で約 358 万円支出</p> <p>d) 研究協力者が必要なものについて、当該研究協力者から依頼があったとして、遠隔地 4 か所においてプリンタ用インク等の消耗品を購入したものに対し計 349,213 円支出</p> <p>e) 研究遂行のため、研究協力者 9 人（調査対象研究者と同一機関に所属する 1 人のほか、他 8 機関に所属する 8 人）を配置している。これら研究協力者の中には、研究協力者が研究用に購入した物品、研究協力者が雇用した補助者の賃金を主任研究者である調査対象研究者に請求している者があり、主任研究者の所属機関が主任研究者の請求に基づき支払を行っているが、中には、研究協力者が遠方にいるため、研究協力者が提出した請求書等のみで検収等契約履行の確認が行われないままの支払となっているものがある。</p> <p>○ これら所属機関は、研究者から提出された請求書等に基づき、支払を行ったものであるが、当該機関の中には、遠方にいる研究協力者が行った契約に基づく支払について、検収等ができず、契約履行の確認を行わないまま支払うことになり、疑問を持っているところがある。研究者から請求があった以上、支払を拒否することは困難であるとしているものもある。</p>

【がん研究助成金】

番号	区分	説明
①	遠隔地に所在する研究協力者に係る支出であり、適正に支出されたことを確認できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「がん研究助成金の事務処理要領」（国立がんセンター作成）において、「主任研究者は助成金の交付を受けたときはすみやかに分担研究者に配分すること」とされ、研究の遂行に協力する者である研究協力者に対しては、本助成金の配分はない。このため、研究協力者が必要とする消耗品等については、厚生労働科学研究費補助金同様、主任研究者が代わって購入することとなる。ただし、研究協力者に係る経費の支出範囲、方法等については、前述事務処理要領等においても明確にはされていない。 ○ 1所属機関の2研究者において、次のとおり、研究への協力に対する謝金に代えて、研究協力において費消した補充として、消耗品等を購入し、遠隔地に所在する研究協力者へ直接納品されているものがある。これらは、納品書に基づき支出されているが、購入した消耗品の種類・量と研究協力との関係は明確ではなく、また、当該研究者側の検収が現物を確認しない書類（納品書）上のチェックとならざるを得ないものとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> a) 3回の班会議に出席し、パソコンのプロジェクトを使用して医療情報について講演を行っている研究協力者（NPO法人理事長）に対し、費消した消耗品の補充として、3月上旬に計 149,890 円分の消耗品を購入 b) 研究テーマの一環として行ったアンケート調査結果に基づくデータ入力及び解析業務を他機関に所属する研究協力者（教授）に依頼しており、謝金は支払わず、計 946,740 円分の消耗品を購入 ○ 当該所属機関は、研究者から提出された請求書等に基づき、支払を行ったものであるとしている。

iii) 購入物品の管理が不十分となっているもの

【厚生労働科学研究費補助金】

番号	区分	説明
①	備品として管理されていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領において、備品費の対象は「研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもの」とされ、その管理については、同事務処理要領において、様式を示した上で、「備品保管証」を作成すること、取得物品には「備品品目票」を作成・貼付することとされ、主任研究者が総括管理することとされている。 なお、科学的研究費補助金においては、補助条件において、購入した設備等は、原則として、購入後直ちに所属機関に寄付しなければならないとされており、所属機関の管理下におかれている。 ○ 5所属機関の5研究者において、次のとおり、備品品目票が未貼付など備品として管理されていないものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 平成15年度に病症例データ管理システム（金額 8,000,000円）の構築を雑役務費により実施し、このシステム構築作業の成果物であるデータ管理システムを運用するためのコンピュータ（サーバー等、金額 3,311,700円）が平成16年3月15日に納品されているが、雑役務費の一部として処理されていることを理由に、備品保管証の作成、備品品目票の貼付等物品管理上の手続はとられていない。なお、本契約、発注も当該研究者により行われており、所属機関は証拠書類の整理は行っているものの、事前の関与はない。 b) 調査対象研究者（主任研究者）は、分担研究者とともに、平成16年度に各2台（51,450円×2台及び77,700円と51,000円）のデジタルカメラを購入している。所属機関では、備品と消耗品の区分は、原則、取得価格 10万円以上のものとしているほか、10万円未満のものについても、机、椅子等の什器、デジタルカメラなど原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるものは備品としているが、調査対象研究者（主任研究者）は、他の所属機関では、デジタルカメラは消耗品として区分していることを理由に、4台とも備品として取り扱っていない。なお、調査対象研究者（主任研究者）及び分担研究者とも各1台は、近日の学会での使用のため、自宅に保管しているとしている。 c) 3所属機関の3研究者において、研究者が備品管理に関する手続を承知していないこと、手続を失念したこと等から、パソコン等8物品（計 7,190,000円）について、備品品目票が貼付されていない。 ○ これら所属機関では、厚生労働科学研究費補助金事務処理要領に基づき、物品の管理は研究者が行っており、所属機関において管理していない。 なお、上記5所属機関以外の2所属機関において、次のとおり、科学的研究費補助金同様、

番号	区分	説明
		<p>所属機関において物品の管理を行うこととしてほしいとの意見がある。</p> <p>a) 科学研究費補助金で購入した物品は、所属機関に直ちに寄付されるため、所属機関で一元管理されているが、同補助金以外の購入物品は、研究者個人の管理に委ねられているため、所属機関では、その所在や個数等を一切把握していない。これらの物品は、台帳等に未登載のものであるため、維持管理要請にも機関としては応えられない。また、研究者は、他大学等との人事交流が多く、異動に伴い管理責任が不明確になることも懸念されるので、適正管理の観点から、科学研究費補助金と同様、所属機関に直ちに寄付することに統一してほしい。</p> <p>b) 当該機関では、研究者に対し、備品寄付の意思がある場合には財産処分報告書を提出するよう依頼しているが、未提出の場合が多く、当該備品が研究者と所属機関のどちらの管理下にあるのかあいまいな状況となっており、管理上の問題を引き起こす可能性がある。研究期間中に所属機関の管理下に置いたとしても、研究事業目的を達成するために使用することはでき、支障はないはずであり、本補助金で購入した備品についても、購入後直ちに寄付させる等所属機関の管理とするよう取扱いを変更してほしい。</p>
(2)	必要な手続を経ず所属機関外に持ち出されているものや所属機関への譲渡手続が留保されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等適正化法第 22 条及び取扱規程第 12 条の規定により、本補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価 30 万円以上のものについては、交付を受けた研究者が補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行った場合は、厚生労働大臣の承認が必要とされている。本承認手続については、「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」(平成 14 年 6 月 28 日付け厚科第 0628003 号厚生科学課長決定)において、補助金の目的に沿って適正に活用するため、研究期間終了後においても引き続き所属機関で、研究事業と類似した研究活動に利活用する場合は、手続の簡素化を図るために、厚生労働大臣への報告により承認があつたものとして取り扱うものとされている。 ○ 2 所属機関の 2 研究者において、次のとおり、研究者から譲渡を受け、所属機関において物品管理を行うこととしているものの、必要な手続がとられていないものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 分担研究者（調査対象研究者と所属機関は同一）に本補助金を配分し、当該分担研究者が平成 16 年度にテレビ機能付パソコン（パソコン用ソフト及び付属品を含む。計 408,975 円）を購入している。当該パソコンは、調査対象研究者及び分担研究者と同じ当該所属機関の研究協力者が、平成 16 年度の人事異動により転出したことに伴い、当該研究協力者が転出先に持ち出し、現在所属する機関において使用されている。しかし、当該パソコンは、平成 17 年 5 月 31 日付けで調査対象研究者及び分担研究者の所属機関に寄贈され、機関の備品となつておらず、機関外で使用する場合には、当該所属機関の関係規定に基づき、備品貸借許可申請書を提出する必要があるが、当省の調査時点（平成 17 年 6 月 10 日）では、同申請書は提出されていない。なお、当省の調査時点では、厚生労働省に対しても、前述厚生科学課長決定（「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」）に基づく「厚生労働科学研究費補助金に係る財産処分報告書」は提出されていなかつたが、その後、提出されている。 b) 平成 16 年度に本補助金により購入した物品（小型高速冷却遠心機等 2 台、計 5,348,700 円）をみると、所属機関において納品日（購入日）をもって物品管理簿及び備品使用簿に記載され、備品品目表も貼付の上、適正に使用されている。これらについては、当該所属機関では、研究者から無償譲渡を受け管理することとしているが、厚生労働省への照会の回答がないことから、譲渡手続が留保されている。 ○ 当該所属機関のうち、a) では、当該分担研究者が研究協力者に対して、転出先においても引き続き当該研究（研究期間：平成 16 年度から 18 年度）に係る統計分析を実施するよう依頼したものであり、その際、必要な関係手続を失念したものとしている。 また、b) では、他機関にも分担研究者がおり、分担研究者が本補助金により購入している他物品についても、物品の総括管理を行う主任研究者の所属機関が一括して無償譲渡の手続を行うのか、あるいは分担研究者の購入物品については各分担研究者が所属する機関ごとに行うのか、いずれであるのか厚生労働省に照会しているが、未だ回答がないためとしている。なお、当省の調査後、厚生労働省からの回答は行われているが、譲渡手続は行われていない。

iv) 国が定めた支出基準に沿っていない支出となっているもの

【厚生労働科学研究費補助金】

番号	区分	説明
①	国内学会参加旅費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究費補助金事務処理要領において、学会参加旅費については、海外の国際学会で本補助金に係る研究について発表するための旅費のみ支出が認められている。 なお、科学研究費補助金においては、旅費の支給対象・額等は、所属機関の旅費規程等によることとされており、統一的に不支給との取扱いとはしていない。 ○ 8所属機関の9研究者において、研究のための資料収集や研究発表等のため、国内学会参加旅費に支出しているものがある（計1,975,210円）。 ○ これら所属機関及び研究者は、科学研究費補助金の取扱いと混同したとするものもあるが、補助対象外であることを承知の上、科学研究費補助金では執行でき本補助金では執行できない理由が理解できない、海外の学会で研究発表する場合は認められ、同様に研究発表しても国内の場合は認められないのは不合理等として、支出したものであるとしている。 なお、上記8所属機関以外の3所属機関においても、国内学会参加旅費への支出実績はないものの、支出を認めてほしいとする意見がみられた。
②	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借料については、取扱細則では「50,000円以下を目安に実費とする」とされ、厚生労働科学研究費補助金事務処理要領では「1日あたり50,000円（消費税含む）以下とすること」とされている。 なお、科学研究費補助金においては、所属機関が定める規程等に基づき支出することとされており、統一的な基準はない。 ○ 8所属機関の8研究者において、多数の分担研究者や研究協力者が一同に会する班会議のため、国が定める支出基準額を超えて支出しているものがある（平均112,786円）。 ○ これら所属機関及び研究者は、支出基準額が設定されていることを承知していないとするものもあるが、支出基準額を承知の上、参加人数等規模や開催形式等の諸条件から、適当な会場を確保することは困難、支出基準額が実情に合っていない等として、支出したものであるとしている。 また、所属機関の中には、一律に一日当たり50,000円以下と上限を切ることについては疑問があり、できれば、会議の規模及び開催地域などケースによって弾力的な執行を可能とする、又は基準を条件に応じて細分化する等の見直しを図ってほしいとするものもみられた。

【がん研究助成金】

番号	区分	説明
①	会場借料 【措置済み】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成16年度がん研究助成金の事務処理要領」において、「会場借上費はおおむね1日50,000円程度を参考にされたい」とされている。 なお、科学研究費補助金においては、所属機関が定める規程等に基づき支出することとされており、統一的な基準はない。 ○ 1所属機関の1研究者において、他研究者との三班合同による班会議を所属機関の施設（講堂）を使用し開催している（出席者数187人）。本会議は、会議次第によると、2日間で会議時間9時間10分であるが、100人を超える会議であり、事前準備や後片付けに時間を要するとして、18時間分の大ホール使用料248,580円等延べ40時間で合計276,270円の会場借上費を支出している。 また、このほか、機材費や人件費等外注による会費運営費として計735,000円を支出している。 ○ 当該研究者は、国が定める基準は標準の金額であり、100人を超える本会議は適用を受けないと判断したとしており、所属機関においても、当該研究者の判断に基づき支出を認めたものであるとしている。 なお、平成18年度から、前述事務処理要領において、従来同様、1日50,000円程度を参考としながらも、「指定班等大型班で全体会議を100名程度以上で行う場合500,000円程度」を参考とする旨を明記し、弾力的な運用を認める改善が図られている。

一方、調査対象所属機関の中には、表1-4-②-2のとおり、特に厚生労働科学研究費補助金について、厚生労働省から所属機関に対し、制度の周知や経理事務の指導などの措置が講じられているが、機関管理を的確に行うために厚生労働省によるより一層の対応を求める意見がみられる。

表1-4-②-2 調査対象所属機関における厚生労働省による対応を求める意見・要望等

番号	区分	説明
①	厚生労働省による所属機関に対する制度説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金においては、毎年、文部科学省が所属機関の事務担当者を集めて制度の説明会を開催しているが、厚生労働省は、実施していない。 ○ 所属機関の中には、厚生労働科学研究費補助金について、制度の熟知等のため、文部科学省同様、制度の説明会を開催してほしいとするものがある。
②	厚生労働科学研究費補助金に関する問い合わせ窓口の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働科学研究費補助金は、研究分野ごとに厚生労働省内部の担当部局が分かれており、經理事務の問い合わせ等について、それぞれの担当部局で応じている。 なお、がん研究助成金は国立がんセンターが、また、循環器病研究委託費は国立循環器病センターが、厚生労働省からの委任等を受け、一元的に事務を行っている。 ○ 所属機関の中には、問い合わせを行っても、回答が遅く、以下のように担当者により回答が異なる例があることから、問い合わせ窓口を一元化してほしいとするものがある。 <ul style="list-style-type: none"> a) 国内学会の研究発表のための参加旅費について、平成15年度の担当者は「研究発表であれば、国内、国外を問わず、支出可能」との回答であったので支出したが、平成16年度は、担当者が代わったので、再度問い合わせたところ、「国内は、学会参加旅費は支出できない」との回答であったため、支出を止めた。 b) 平成16年春のダイヤ改正により、新幹線「ひかり」の東京までの直通列車がなくなり「のぞみ」を利用せざるを得なくなった。このため、「のぞみ」料金の支出の可否について厚生労働省に問い合わせたところ、部局により回答が異なることから、従前どおり、「ひかり」料金で支出することとした。
③	厚生労働科学研究費補助金に関する事務処理要領等の早期配布、ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱規程等については、毎年度、年度当初に研究者あて配布されている。また、厚生労働科学研究費補助金の事務処理要領等は、毎年度、「厚生労働科学研究費の手引」として発行されている。 ○ 所属機関の中には、厚生労働科学研究費補助金の機関管理を進める上で、当該「手引」は重要なものであるとしながらも、毎年、当該年度のものが年度の中頃に発行されており、この時期の発行は、申請・執行とも役に立たないとして、早期の発行を求めるものがある。 また、科学研究費補助金においては、当該「手引」同様のものとして、「科研費ハンドブック」があるものの、同ハンドブックは、文部科学省のホームページに掲載されており、「厚生労働科学研究費の手引」についても同様の対応を求めるものがある。

(注) 当省の調査結果による。

(改善の方策)

厚生労働省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、所属機関に対して機関管理等の実施を徹底するとともに、現行の措置の実施状況を踏まえ、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討する必要がある。また、補助等対象者に対して、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底する必要がある。

さらに、不適正な執行となっているものについては、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

2 補助金等の効果的かつ効率的な執行

勧告	説明表等番号
<p>民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等の交付要綱等に定められた補助要件等に基づいて的確かつ迅速に実施することが求められている。</p>	前記表 1-5
<p>今回、52 補助金等（7省所管。前記表 1-6 参照）について、補助金等の交付状況や交付先の民間団体等における補助事業の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	前記表 1-6
<p>① 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）を原資として、社団法人全国社会保険協会連合会が実施する高額医療費貸付事業は、貸付申込者に支給される高額療養費見込額の 80%に相当する額を貸し付け、その返済は、実際に支給される高額療養費を都道府県社会保険協会（以下「都道府県協会」という。）が代理受領することにより行われているが、高額療養費の支給額が貸付額に満たない場合は、その差額（以下「精算不足金」という。）を貸付申込者から返還させるものとなっている。</p>	事例 2-1
<p>この精算不足金の回収状況をみると、未回収の件数及び金額は年々増加し、全国で、平成 11 年度末には 344 件、2,011 万円であったものが、15 年度末には 648 件、3,921 万円となっている。これらについては、貸付時の審査を的確に行うことや都道府県協会と社会保険事務所との連携を図ることなどにより、精算不足金の発生防止に努めることができたとみられる例がある一方で、i) 貸付後長期間を経過しても回収できていない、ii) 借受人の所在が不明となっているため、回収が困難となっている、iii) 精算不足金の管理及び回収に関するマニュアルが策定されていないため、返還請求や督促が適切に行われていないなどの状況がみられる。</p>	
<p>② 水産物流通の構造改革の推進のための試験的な事業である水産物流通対策事業費補助金（農林水産省）による水産物サプライチェーン流通パイロット事業（以下「流通パイロット事業」という。）は、事業成果を十分検証することが重要であることから、財団法人魚価安定基金（以下「魚価基金」という。）がこれを調</p>	事例 2-2

査報告書として取りまとめて関係団体に配布したり、事業実施団体が他の漁業団体に事業内容等を説明するなどの措置が講じられている。

しかし、3補助事業者における流通パイロット事業の実施状況等をみると、本事業の一部である情報システムの開発において、環境や基盤が整っていないなどの理由で事業の途中で情報システム化を断念した例、補助金交付終了と同時に情報システムの稼働を停止した例がみられ、これらは、当該補助事業者から農林水産省及び魚価基金へ報告されていない。このような例の農林水産省又は魚価基金による把握、原因・理由の分析は、本事業の補助金実施要領等において補助金交付終了後の報告の仕組みも設けられていなかったこともあり、行われていない。

なお、本事業に対する補助金交付は、平成16年度をもって終了しているが、新たに17年度から、漁業関係団体が水産物流通対策に係る魅力的なビジネスモデルの確立を図るための事業を行っている。

③ 次の4補助金等については、a) 補助金等の交付手続が遅延していること、b) 補助事業者等に過度の事務処理を求めていること、c) 補助事業の執行のために参考となる情報が十分提示されていないことにより、補助事業者等において非効率的な執行となっているものがみられた。

厚生労働省	・厚生労働科学研究費補助金
農林水産省	・特定原料用甘しそ特別集荷奨励金 ・患畜処理手当等交付金
経済産業省	・石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金

事例2-3-①

事例2-3-②

事例2-3-③

事例2-3-④

したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な執行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 高額医療費貸付事業における精算不足金の回収業務については、補助事業者に対し、i) 貸付申込時の審査を的確に行うよう指導すること、ii) 都道府県協会と社会保険事務所の連携を図ることなどにより、精算不足金の発生防止に努めるよう指導すること、iii) 精算不足金の回収計画の策定、借受人への対応状況や未返済理由等の記録、個別訪問による督促の励行、回収困難事例ごとの対処方法等を内容とする精算不足金の管理・回収マニュアルを策定するよう指導するとともに、当該マニュアルに基づき精算不足金を厳格かつ的確に回収するよう指導する

こと。

- ② 流通パイロット事業のように水産物流通対策における実証試験の実施とその成果の普及を図る事業については、事業実施中又は実施後に所期の成果を上げることができなかつた例について、その原因・理由を分析し、見出された課題を今後の事業の実施に当たつて適切に反映させる仕組みを設けること。
- ③ 補助事業者等において非効率的な執行となつているものについては、交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、事業執行の効率化を図ること。

(補助金等の効果的かつ効率的な執行に係る調査結果)

事例2－1 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省）

1 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和 60 年度
- イ 根拠法令：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ウ 会計名：厚生保険特別会計及び船員保険特別会計
- エ 制度の概要等

（ア）目的

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る高額療養費が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資する。

健康保険法又は船員保険法による出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する当座の支払に当てるための資金を貸し付けることにより、家計負担の軽減に資する。

（イ）実施形態

社会保険庁から全社連（社団法人全国社会保険協会連合会）に対し、高額医療費貸付事業等交付金交付要綱に基づき、貸付原資及び貸付事務費が交付される（平成 15 年度決算額：30 億 3,108 万 6,000 円）。全社連は、この交付金を高額医療費貸付事業等特別会計で管理している。また、全社連は、都道府県協会（都道府県社会保険協会）と業務委託契約を締結し、貸付申込の受理、申込書類の審査、貸付債権の管理等の業務を委託し、交付金の中から業務委託費を都道府県協会に交付している。

貸付対象は、政府管掌健康保険又は船員保険の被保険者（継続療養受給者を含む。）であつて、被保険者又は被扶養者に係る高額療養費の支給が見込まれる者となっている。

貸付額は、高額療養費支給見込額の 80% に相当する額とし、100 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、貸付金には利子を付さないこととなっている。

貸付手続としては、貸付申込者が都道府県協会（実際の受付は、都道府県協会の支部）に貸付申込書類を提出し、都道府県協会により審査された後、申込者の指定口座に貸付金が振り込まれる。返済は、実際に支給される高額療養費を全社連が代理受領することにより行われ、その残額は申込者の指定口座に振り込まれている。また、精算不足金は申込者から返済させてい

2 調査結果

（1）貸付金の返済及び精算手続

高額医療費貸付金貸付規程（昭和 60 年全社連策定）第 8 条により、都道府県協会は、貸付金の返済及び精算のため、次の手続を執ることとされている。

- ① 全社連が代理受領した高額療養費の額が貸付金を上回る場合は、その上回る額を貸付申込者が指定した金融機関の口座に振り込むとともに、貸付金返済完了・精算金支払通知書、借用書等を貸付申込者に送付する。
- ② 全社連が代理受領した高額療養費の額が貸付額に満たない場合や高額療養費が支給されない

こととなった場合は、貸付金精算不足金返済請求書に高額療養費支給（不支給）決定通知書を添付し、貸付申込者にその満たない額又は貸付金額の返済を請求する。

上記②の場合に発生した精算不足金は、貸付原資の減少につながるものであることから、全社連の債権として、都道府県協会が発生後速やかにこれを回収する必要がある。

(2) 精算不足金の発生及び回収状況等

全国の都道府県協会における平成 11 年度から 15 年度における精算不足金の発生及び回収状況は、表 2-1-1 のとおりであり、12 年度以降、精算不足金の発生件数及び回収件数は、いずれも増加傾向となっている。

表 2-1-1 精算不足金発生及び回収状況

(単位：件、円)

年度 区分		平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
発生	件数	1,163 (100)	1,020 (87.7)	1,157 (99.5)	1,174 (100.9)	1,348 (115.9)
	金額	38,919,571 (100)	30,499,749 (78.4)	36,921,078 (94.9)	42,455,641 (109.1)	45,611,869 (117.2)
回収	発生	1,110 (100)	973 (87.7)	1,097 (98.8)	1,116 (100.5)	1,210 (109.0)
	金額	37,373,176 (100)	28,449,256 (76.1)	35,472,942 (94.9)	36,528,285 (97.7)	35,924,674 (96.1)

(注) 1 全社連の資料に基づき、当省が作成した。

2 政府管掌健康保険分と船員保険分の合計である。

3 () は、平成 11 年度を 100 とした指標である。

また、平成 11 年度から 15 年度の各年度末の時点において未回収となっている精算不足金の状況についてみたところ、表 2-1-2 のとおり、11 年度以降、件数、金額ともに増加し続けており、15 年度における未回収金額は 11 年度の約 2 倍となっている。

表 2-1-2 精算不足金の年度末における未回収状況

(単位：件、円)

年度 区分		平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
件 数		344 (100)	391 (113.7)	452 (131.4)	510 (148.3)	648 (188.4)
金 額		20,112,611 (100)	22,163,104 (110.2)	23,602,240 (117.4)	29,529,596 (146.8)	39,216,791 (195.0)

(注) 1 全社連の資料に基づき、当省が作成した。

2 政府管掌健康保険分と船員保険分の合計である。

3 () は、平成 11 年度を 100 とした指標である。

さらに、今回調査した 10 都道府県協会における平成 11 年度から 15 年度の精算不足金の発生状況、回収状況及び年度末時点での未回収状況は、表 2-1-3 のとおりである。

発生件数、回収件数及び未回収件数とも都道府県協会によってばらつきがみられ、特に未回収件数については、ほとんど発生していない都道府県協会がある一方で、40 件前後が未回収となっている都道府県協会もみられる。

表2-1-3 調査対象10都道府県協会における精算不足金の発生、回収状況

(単位：件、円)

区分 協会名	平成11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年度内の発生状況	333	13,306,621	247	6,345,284	297	6,521,129	299	8,500,650	348	10,182,088
年度内の回収状況	318	12,262,150	240	5,920,504	264	5,522,384	326	8,880,208	326	7,663,886
年度末の未回収状況	88	5,082,937	95	5,507,717	128	6,506,462	101	6,126,904	123	8,645,106

(注) 全社連の資料に基づき、当省が作成した。

(3) 精算不足金の発生原因

前述2(1)のとおり、精算不足金は、高額療養費の支給額が貸付額未満となった場合、又は不支給になった場合に発生するものである。

今回調査した10都道府県協会における精算不足金の発生原因をみると、表2-1-4のとおり、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）によるレセプト審査の結果、医療機関の過剰診療等により、診療報酬支払額が医療機関からの請求額よりも減額され、この結果、都道府県協会における見込額よりも高額療養費が下回って支給されたことによるものが44件（43.1%）と最も多い状況となっている。

表2-1-4 調査対象10都道府県協会における精算不足金の発生原因

(単位：件、%)

番号	発 生 原 因	件数(構成比)
①	支払基金のレセプト審査の結果、都道府県協会の見込額よりも高額療養費が下回って支給	44 (43.1)
②	高額療養費と高額医療費貸付金の二重支払い	14 (13.7)
③	医療機関における請求書の記載誤り	5 (4.9)
④	高額療養費算定の際の控除要件の適用誤り	3 (2.9)
⑤	社会保険事務所の高額療養費支給審査で医療費の公費負担分が把握され高額療養費が減額	2 (2.0)
⑥	被保険者資格喪失者又は被扶養認定がされていない者の請求であることが判明（一部支給）	2 (2.0)
⑦	被保険者資格喪失者又は被扶養認定されていない者の請求であるため	7 (6.9)
⑧	保険対象外診療	2 (2.0)
⑨	支払基金のレセプト審査で減額査定され高額療養費支給対象額未満となった	2 (2.0)
⑩	継続療養給付の認定疾病外診療	2 (2.0)
⑪	その他	12 (11.8)
⑫	発生原因の記録がなく不明	7 (6.9)
合 計		102 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各都道府県協会に対する当省の調査実施日現在で精算不足金が未回収となっている事例（E1協会及びE2協会は、貸付年月日が古いものからそれぞれ23件中18件、71件中26件を抽出、他の都道府県協会は全件）について記載した。

3 合計欄の（ ）は、全件数に占める割合である。

4 ⑦から⑩までの13件及び⑪のうちの7件は、高額療養費が不支給となったものである。

5 「発生原因」欄の「その他」は、社会保険事務所が本人に高額療養費を直接支払い、都道府県協会における保険診療費の適用誤り、3才未満児を3割負担で貸付額を算定、高額療養費及び高額医療費貸付金の虚偽申請などである。

これらの中には、i) 都道府県協会と社会保険事務所の間で連携を図ること（前記表2-1-4の番号②、④）、ii) 都道府県協会における貸付申込時の審査を的確に行うこと（前記表2-1-4の番号③）である。

－4の番号⑥、⑦等)により、精算不足金の発生を未然に防止することが可能であったとみられる例が認められる。

(4) 精算不足金未回収事例に係る貸付からの経過期間等

今回調査した10都道府県協会において、調査日時点での精算不足金が未回収となっている貸付けについて、貸付日からの経過期間を調査したところ、表2-1-5のとおり、貸付後4年以上経過しているものが48件(47.1%)みられ、中には、貸付後10年以上と長期間経過してもなお回収できていないものも5件(648,314円、4.9%)みられた。

表2-1-5 調査対象10都道府県協会における未回収事例に係る貸付からの経過期間(累計)
(単位:件)

経過年数区分	金額	件数	累計件数					
			5 (4.9)	13 (12.7)	25 (24.5)	48 (47.1)	72 (70.6)	102 (100)
10年以上	648,314 [8.6]	5 (4.9)	5 (4.9)	13 (12.7)	25 (24.5)	48 (47.1)	72 (70.6)	102 (100)
8年以上10年未満	1,208,474 [16.1]	8 (7.8)						
6年以上8年未満	946,853 [12.6]	12 (11.8)						
4年以上6年未満	1,380,904 [18.4]	23 (22.5)						
2年以上4年未満	1,181,501 [15.7]	24 (23.5)						
2年未満	2,158,082 [28.7]	30 (29.4)						
合計	7,524,128 [100]	102 (100)						

- (注) 1 本表は当省の調査結果による。
 2 金額欄の〔 〕は全額に占める比率(%)、件数欄及び累計件数欄の()は全件数に占める比率(%)である。
 3 高額医療費貸付金の貸付日から、平成17年2月1日までの期間である。
 4 未回収額は、調査実施日現在の額である。

また、精算不足金が未回収となっているものの中には、表2-1-6のとおり、本人の所在が不明となっている、あるいは本人が死亡して相続人が不明となっているなどの理由により、回収が困難となっているものが28件(未回収金額約188万円)みられたが、都道府県協会は、借受人の所在等についてほとんど調査を行っていない(21件中20件)。

表2-1-6 調査対象10都道府県協会における未回収事例のうち回収が困難となっている例
(単位:件、円)

区分	件数	金額
借受人の所在不明	21(20)	1,020,893
借受人死亡(相続人不在又は不明等)	6(2)	729,830
借受人自己破産	1	129,300
合計	28	1,880,023

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各都道府県協会に対する当省の調査実施日現在で精算不足金が未回収となっている事例(E1協会及びE2協会は、貸付年月日が古いものからそれぞれ23件中18件、71件中26件を抽出、その他の都道府県協会は全件で、合計102件)のうち、回収が困難となっているものを整理した。
 3 借受人の所在不明欄、借受人死亡(相続人不在又は不明等)欄の()は、都道府県協会が所在等に関する調査を行っていない事例で内数である。

このほか、高額医療費貸付金貸付事務取扱要領（昭和60年全社連策定。以下「事務取扱要領」という。）13(5)では、都道府県協会が精算不足金の返済請求を繰り返し、相当期間を経過しても返済されないときは、返済請求の経過、返済されない理由等を記載した報告書（以下「徴収不能報告」という。）を作成して全社連に報告することとされている。

今回調査した10都道府県協会のうち、E2協会は、表2-1-7のとおり、いずれも転居先不明で未払いとなっているもののうち、これまでに6件の徴収不能報告を全社連に提出しており、合計705,794円の精算不足金が未回収のままの状態となっている。

全社連は、E2協会に対し、これらの徴収不能報告の事例に係るその後の処理に関する指示を行っておらず、未回収のまま放置されている状況となっている。

表2-1-7 調査対象10都道府県協会における徴収不能報告の提出状況 (単位:円)

精算不足金発生年月	徴取不能報告年月	精算不足金の額	未回収金額	未払い理由	徴収不能の判断理由
平成5年12月	平成14年3月	13,714	13,714	転居先不明	記録がないため不明
6年4月	14年3月	518,700	498,700		
8年8月	14年3月	46,400	46,400		
9年4月	14年3月	108,922	108,922		
6年1月	15年3月	17,323	17,323		
7年4月	15年3月	26,280	20,735		
合 計		731,339	705,794	—	—

(注) 当省の調査結果による。

(5) 都道府県協会における精算不足金の請求、督促の状況

精算不足金の請求、督促に関しては、事務取扱要領13(3)において、「精算不足金が完済されない場合は、少なくとも月1回の割りで返済の請求をし、実情に応じて返済の督促をする。」とされている。

今回調査した10都道府県協会における借受人に対する精算不足金の請求、督促の実施状況を調査したところ、i) 未回収事案ごとの督促経過、借受人への対応状況を記録していない、ii) 未返済の理由や精算不足金の発生原因を把握していない、iii) 返済の督促の間隔が長期に及んでいるもののほか、精算不足金発生時における返済請求通知書の送付以外に返済督促を行っていない、iv) 面会による督促が行われていないなど、債権管理が適切に行われていない状況や返済の督促が適切に行われていない状況などが認められ、中には長期間、返済の督促が行われない中で借受人の所在が不明になり、今後の回収に支障が生じている例もみられた。

このように精算不足金の請求、督促業務が適切に行われていない原因としては、i) 回収方針、年間の回収スケジュール等を策定し計画的な督促が行われていない、ii) 返済請求書、振込依頼書等の送付頻度、訪問・電話による返済督促の実施方法、頻度など回収及び返済督促活動の実施方法に関するマニュアルがなく、返済督促活動の実施が都道府県協会任せになっていることなどによるものである。

3 改善の方策

厚生労働省は、高額医療費貸付金における精算不足金の回収業務について、補助金等の効果的かつ効率的な執行を確保する観点から、全社連に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 貸付申込時の審査を的確に行うよう指導すること。
- ② 都道府県協会と社会保険事務所の連携を図ることなどにより、精算不足金の発生防止に努めること。
- ③ 精算不足金の回収計画の策定、借受人への対応状況や未返済理由等の記録、個別訪問による督促の励行、回収困難事例ごとの対処方法等を内容とする精算不足金の管理・回収マニュアルを策定するよう指導するとともに、当該マニュアルに基づき精算不足金を厳格かつ的確に回収するよう指導すること。

事例2－2 水産物流通対策事業費補助金の水産物サプライチェーン流通パイロット事業（農林水産省）

1 補助金等の概要等

ア 創設年度：昭和 51 年度（ただし、流通パイロット事業（水産物サプライチェーン流通パイロット事業）は平成 14 年度）

イ 根拠法令：なし（予算補助）

ウ 会計名：一般会計

エ 制度の概要等

水産物流通対策事業費補助金の流通パイロット事業は、新たな流通システムを確立して、国産水産物の安定的な販路の確保を図り、水産物流通の構造改革を推進することを目的として、国産水産物の生産状況等に応じ、個々の流通段階ごとの業務を供給活動全体の視点から見直し、生産・流通・消費に関する情報の共有化により供給プロセス全体の改革を行うシステム（以下「サプライチェーンマネジメント」という。）の構築について実証するための事業を行うものである。

本事業は、交付先及び事業内容によって、次の総合推進事業及び地域推進事業に区分されている。

① 総合推進事業

i 魚価基金に対し平成 14 年度から 16 年度まで交付

ii 国産水産物へのサプライチェーンマネジメントの適用の効果と留意点について検討を行うとともに、次の②の地域推進事業の交付対象である地域と連携し、生産、流通、消費に関する情報の一元化を図るための情報システムの開発等を実施

② 地域推進事業

i 北海道漁業協同組合連合会（以下「北海道漁連」という。）、全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）、山口県漁業協同組合連合会（以下「山口県漁連」という。）及び北部九州地区漁協・漁連三県事業体（以下、「北部九州三県漁連」という。）の 4 団体に対し、平成 14 年度から 16 年度まで交付

ii それぞれの地域の効率的な水産物流通を構築するための情報システムの開発、産地の特性を消費地に伝えるための広報宣伝活動、消費者に安全で高鮮度な水産物を供給するための必要な機材整備及び新たな物流システムの構築等の実証活動事業を実施

2 調査結果

本事業は、国産水産物の生産状況等に応じたサプライチェーンマネジメントの構築について実証するための試験的な事業であることから、水産物流通の構造改革の推進という目的に本事業の成果がどのように寄与できるかについて、十分検証することが重要である。

今回、北海道漁連、山口県漁連及び北部九州三県漁連の 3 漁連における地域推進事業の実施状況を調査したところ、3 漁連は、それぞれの地域の実情に応じて、i) 地域推進計画の検討・策定等を行う地域協議会の開催等、ii) 効率的な水産物流通を構築するための情報システムの開発、iii) 販売促進のための実演販売、広報宣伝活動等を行う地域実証活動事業を実施していた。

しかし、補助金により導入した情報システムの中には、表 2-2-1 のとおり、i) 補助金交付

終了後、情報システムの稼動を停止したもの（山口県漁連の受発注システム）、ii) 事業の途中で情報システム化を断念したもの（北海道漁連の産地漁獲情報システム）、iii) 稼動はしているが、漁協、量販店等が情報システムを運用できる環境や基盤が整っていないなど、運用上の課題が事業途上で明らかとなったもの（北海道漁連の統合システム）がみられた。

表2-2-1 情報システムが機能していないなど課題がみられた事例

団体名及び導入システム名	システムの概要	システムの稼働状況等	発生原因・理由等
北海道漁連の統合システム	漁連ウェブサイト（会員制）により、北海道外の消費地（量販店等）にも、北海道の主要魚種を紹介しており、漁獲量や加工品の動向等の情報を提供	ウェブサイトにより漁協、道漁連及び流通関係業者が相互に情報交換ができるシステムとなっている中、量販店等から漁連への情報提供がほとんどない。	量販店等は、個別のニーズや要望を一般化してウェブサイトに掲示することに消極的。このため、漁連は営業活動の過程で量販店等から情報を聴取してウェブサイトに提供するものばかりとなり、システム導入前に比べて情報量は増えず、漁連の手間も効率化できない状況となっている。
・産地漁獲情報システム	各漁協の漁獲情報を収集・加工し、ウェブサイトを通じてリアルタイムに提供	魚種ごとに設定するコードの統一に高額なコストが必要なこと等が判明したため、その時点で導入を断念	漁連、漁協及び流通関係業者が、それぞれに異なる魚種ごとの入力コードを設定し、さらには同一魚種であっても漁獲時期によって魚種名が異なっているなど現存するこれらのコードが極めて複雑であるため。データ集計等の効率化を図るため漁協、流通関係業者が使用しているコードを変換するシステムを構築しようとしたが、高額なコスト等がかかる状況となっている。
山口県漁連の受発注システム	量販店からの発注を漁連が一括して受け付けて、これを取りまとめ、漁連支部に振り分けて出荷する流れをシステム化	事務がかえって煩雑となつたため、補助事業終了時にシステムを停止	量販店のインフラ整備が不十分なこと、システム運用に係る量販店の協力が十分得られなかつたこと等から、次第にシステムによる受注よりFAX・電話による受注が増加し、漁連において両者のデータを手作業により集計せざるを得なくなつたため。

(注) 当省の調査結果による。

また、3漁連の事業成果の発現状況と魚価基金及び農林水産省におけるその取りまとめ状況を調査したところ、表2-2-2のとおり、魚価基金がまとめている事業成果報告書（「SCMを導入した水産物の流通のコンセプト」（平成17年3月））において、事業実態とかい離がある状況もみられ、表2-2-1のような情報システムの一部が稼動していない状況やその現状、原因及び今後の課題には全く触れられていない。

(注) SCMとは、サプライチェーンマネジメントを表す。

表2-2-2 魚価基金がまとめている地域推進事業に係る事業成果報告書と当省調査結果とのかい離

団体名	平成17年度事業成果（要旨）	左記と当省の調査結果とのかい離
山口県漁連	量販店からの鮮魚の受注は、漁連の各拠点が直接FAXや電話を利用して行われていたため、情報が分散して非効率であったが、受発注システムでは、受注データを一括管理することによって、受注・荷揃え・出荷の作業の効率化を図っている。	<p>受注データの一括管理を行うことにより受発注等業務の効率化を図ることとしたが、量販店のインフラ整備が不十分なこと、システム運用に係る量販店の協力が十分得られなかつたこと等から、システムによる受注よりFAX・電話による受注が増加し、漁連において両者のデータを手作業により集計せざるを得ない状況となっており、むしろ煩雑化を招く状況となっており、受注等作業の効率化が図られているとは言い難い。</p> <p>また、このことによりシステムは補助事業終了後稼動停止している状況にある。</p>

(注) 魚価基金が地域推進事業の事業運営方法、効果分析等の助言・調整を行った結果を、農林水産省に報告するために作成した「SCMを利用した水産物流通のコンセプト」(平成17年3月)及び当省の調査結果に基づき作成した。

以上のような状況については、本事業が、「国産水産物の生産状況等に応じたサプライチェーンマネジメントの構築について実証するため」の試験的な事業であること、漁業団体においても初めての取組であることから、すべての取組が成功するとは限らず、導入した情報システムの停止等もやむを得ない面があると考えられる。

しかしながら、3漁連における事業成果の発現状況に関する原因・理由の分析、魚価基金又は農林水産省への報告の状況をみると、農林水産省からの本事業の成果に関する報告の要請を受けて、流通コストの削減効果（既存流通経路と本事業で行った流通経路のコスト削減率）について報告しているものもあるが、事業の途中で情報システム化を断念した例については、その現状、原因及び理由の報告が行われておらず、このため、農林水産省又は魚価基金においても、それらの情報の把握、その原因・理由の分析が行われていない。

また、補助金交付終了と同時に情報システムの稼働を停止した例については、本事業に係る補助金実施要領等において、補助金交付終了後の報告の仕組みが設けられていないことによるものである。

なお、本事業に対する補助金交付は、平成16年度をもって終了しているが、新たに17年度から、漁業関係団体が、食品産業、小売業とも連携して、消費者ニーズを的確に把握した水産物の供給やサービスの提供、産地から消費地への効率的な流通等の取組を実施し、水産物流通対策に係る魅力的なビジネスモデルの確立を図るための事業を行っている。

3 改善の方策

農林水産省は、補助金等の効果的かつ効率的な執行を図る観点から、流通パイロット事業のように水産物流通対策における実証試験の実施とその成果の普及を図る事業については、事業実施中又は実施後に所期の成果を上げることができなかつた例について、その原因・理由を分析し、見出された課題を今後の事業の実施に当たって適切に反映させる仕組みを設ける必要がある。

事例2－3 補助事業者等において非効率的な執行となっているもの

(調査結果)

次の4補助金等については、a) 補助金等の交付手続が遅延していること、b) 補助事業者等に過度の事務処理を求めておりること、c) 補助事業の執行のために参考となる情報が十分提示されていないことにより、補助事業者等において非効率的な執行となっているものがみられた。

(補助金等別)

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明																																																						
①	厚生労働科学研究費補助金 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本補助金は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）に基づき、i) 応募（研究者から厚生労働大臣あて）、ii) 交付基準額の通知（厚生労働大臣から研究者あて）、iii) 交付申請（研究者から厚生労働大臣あて）、iv) 交付決定額の通知（厚生労働大臣から研究者あて）を経て、研究者に交付されている。このうち、同取扱規程第11条第4項において、上記iii) の交付申請書が到達してから上記iv) の交付額の決定までの通常要すべき標準的な期間は3か月とされている。 ○ 今回調査対象とした研究者のうち、上記i) からiv) の各書類の平成16年度の提出日及び本補助金の交付（入金）日が把握できた53所属機関の110研究に係る交付申請から交付決定額通知までの期間をみると、厚生労働省における事務の遅延から、表1のとおり、標準的な期間である3か月を超えているものが78件（70.9%）となっている。 <p>表1 調査対象研究における交付申請から交付決定までの処理月数 (単位:件、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>処理月数</th> <th>3か月以内</th> <th>3か月超 4か月未満</th> <th>4か月超 5か月未満</th> <th>5か月超 6か月未満</th> <th>6か月超 7か月未満</th> <th>7か月超 8か月未満</th> <th>8か月超 9か月未満</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究数</td> <td>32</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>29.1</td> <td>19.1</td> <td>26.4</td> <td>13.6</td> <td>7.3</td> <td>3.6</td> <td>0.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>また、このこともあり、補助金が交付（入金）された月をみると、表2のとおり、最も早期のものでも入金は9月であり、49件（44.5%）が平成17年1月から3月の間の交付、うち3月に交付を受けているものが19件（17.3%）となっている。</p> <p>表2 調査対象研究における補助金交付月 (単位:件、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交付月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究数</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>33</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>2.7</td> <td>6.4</td> <td>16.4</td> <td>30.0</td> <td>9.1</td> <td>18.2</td> <td>17.3</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このため、調査対象研究者においては、次のとおり、研究者自身又は所属機関による立替払いが常態化しており、また、物品購入代金の支払の遅延や所属機関において事務処理の集中を招いているもの、計画的な執行ができないとしているものがある。 <ul style="list-style-type: none"> i) 研究者自身による立替払 <p>12月まで174万円（事務補助者に対する賃金159万円、通信費15万円）を立て替えている者、自分の預貯金を解約し研究費の工面を行うとともに支払を補助金の入金後まで猶予するよう業者に求めているとする者、預貯金だけでは研究補助者への賃金等を支払うことができないため、毎年度、年間800万円から1,000万円を銀行から借り入れているとする者などがみられる。</p> <p>自らが立替払をしている研究者からは、必要物品の購入ができないことによる研究の遅延、年度末の事務集中による証拠書類の不備、不適正使用の誘発等につながりかねないとの意見や、研究に必要な物品が思うように購入できず、あえて購入すれば借</p> 	処理月数	3か月以内	3か月超 4か月未満	4か月超 5か月未満	5か月超 6か月未満	6か月超 7か月未満	7か月超 8か月未満	8か月超 9か月未満	合計	研究数	32	21	29	15	8	4	1	110	構成比	29.1	19.1	26.4	13.6	7.3	3.6	0.9	100.0	交付月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	研究数	3	7	18	33	10	20	19	110	構成比	2.7	6.4	16.4	30.0	9.1	18.2	17.3	100.0
処理月数	3か月以内	3か月超 4か月未満	4か月超 5か月未満	5か月超 6か月未満	6か月超 7か月未満	7か月超 8か月未満	8か月超 9か月未満	合計																																																
研究数	32	21	29	15	8	4	1	110																																																
構成比	29.1	19.1	26.4	13.6	7.3	3.6	0.9	100.0																																																
交付月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																
研究数	3	7	18	33	10	20	19	110																																																
構成比	2.7	6.4	16.4	30.0	9.1	18.2	17.3	100.0																																																

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明
		<p>金しなければならない、また、会計年度内の執行が求められているため、年度末の研究終了間際に物品を購入せざるを得ないととの意見などがみられる。</p> <p>ii) 所属機関による立替払</p> <p>3月の入金まで 2,879 万円（分担研究者への配分 2,600 万円、謝金 54 万円、試薬 210 万円、その他消耗品 15 万円）を立て替えているものなどがある。</p> <p>立替払を行っている所属機関では、従来、研究者による経費の立替払が常態化し、a)契約業者に支払を補助金の配分まで猶予してもらっていたことがある、b)支払を補助金の配分まで猶予してもらうことができる業者は限られており、結果的に特定の業者とばかりの契約となっていた、また、c)研究者が経費の立替払を行う場合、立替額にも限度があり、研究の進ちょくに合わせて、非常勤職員の雇用及び物品等の購入等を行うことが困難などの支障があったとしている。</p> <p>iii) 支払の遅延</p> <p>研究補助者を平成 16 年 7 月から雇用しているが、当該研究補助者の同意を得て、7 月から翌年 1 月までの賃金を補助金交付後の 2 月末に一括払しているものなどがある。当該所属機関では、研究に必要な消耗品・備品等を購入する場合、業者に対し所属機関と研究者の連名による支払誓約書を提出し、可能な限り支払を補助金入金後まで猶予するよう求めており、納品から支払までの日数が 178 日間（印刷制本費 6 万円）、102 日間（設備備品費 30 万円）などの例もある。</p> <p>iv) 所属機関における事務の集中</p> <p>補助金の交付が遅いことから、所属機関における会計事務処理が 3 月に集中しているものや、補助金の入金時点では、研究者が業者と直接交渉し、「買掛」により執行済であり、所属機関は補助金交付後に研究者からの要請・請求により、物品類の買掛け分の精算・支払事務を事後追認的に、年度末の短期間に集中的に処理せざるを得ない状況にあるとしているものなどがある。</p> <p>○ また、厚生労働科学研究費補助金取扱規程第 16 条において、「事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等に通知する」とされているが、調査対象所属機関の中には、当該通知（確定通知）が遅く、事業実績報告書の提出後 1 年以上経過後も通知がないとするものもある。中には、平成 15 年度の交付額において執行残が生じ、厚生労働省との協議・指示により返還することとなったものの、事業実績報告書提出後 1 年 3 か月経過後も同省から額の確定通知及び納付通知書の送付がなく、残余金の返還手続きを進められないとしているものがある。なお、厚生労働省からの当該通知は、平成 17 年 10 月 1 日付けで施行された。</p>
②	特定原料用甘しょ特別集荷奨励金 (農林水産省)	<p>○ 本奨励金は、甘しょでん粉製造業者等に対しでん粉原料用甘しょ等を生産者から円滑に買い入れるために必要な経費を補助するもので、毎年、農林水産省からの「特定原料用甘しょ特別集荷奨励事業実施要領」及び「特定原料用甘しょ特別集荷奨励金交付要綱」（以下、これらを総称して「甘しょ奨励金実施要領等」という。）の通知を受けて、取引指導価格の決定及び製造業者からの販売調整計画参加者名簿等の徴収並びに製造業者に対するでん粉原料用甘しょ集荷確認手続等を行うこととされている。</p> <p>○ 本奨励金に係る事務手続をみると、次表のとおり、甘しょ奨励金実施要領等の通知時期が年度末近くと遅いため、短期間で交付手続をしなければならない状況となっている。また、甘しょ奨励金実施要領等の通知日前には交付決定ができないため、本奨励金の支払は年度末から翌年度当初となっているが、事業者は本奨励金も含めた甘しょ購入代金の支払を 12 月には終えていることから、その資金を銀行から借りている事業者にとっては負担となっている（茨城県、鹿児島県）。</p>

事例番号	補助金等名 (所管省)	説明																							
		<p>表 平成 15 年度における本奨励金に係る事務の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県別</th> <th colspan="2">甘じょ奨励金実施要領等</th> <th colspan="3">交付手続</th> </tr> <tr> <th>国の通知日</th> <th>県の受領日</th> <th>交付申請日</th> <th>交付決定日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>3月12日</td> <td>3月17日</td> <td>3月17日</td> <td>3月24日</td> <td>3月29日</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>3月12日</td> <td>3月16日</td> <td>3月24日</td> <td>3月29日</td> <td>4月9日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 各日とも、平成 16 年である。 2 本奨励金の対象事業者（販売調整計画参加者）は、茨城県が 1 社、鹿児島県が 31 社となっている。 3 なお、平成 14 年度における甘じょ奨励金実施要領等の国の通知日は平成 15 年 3 月 14 日となっている。</p>	県別	甘じょ奨励金実施要領等		交付手続			国の通知日	県の受領日	交付申請日	交付決定日	支払日	茨城県	3月12日	3月17日	3月17日	3月24日	3月29日	鹿児島県	3月12日	3月16日	3月24日	3月29日	4月9日
県別	甘じょ奨励金実施要領等			交付手続																					
	国の通知日	県の受領日	交付申請日	交付決定日	支払日																				
茨城県	3月12日	3月17日	3月17日	3月24日	3月29日																				
鹿児島県	3月12日	3月16日	3月24日	3月29日	4月9日																				
③	患畜処理手当等 交付金 (農林水産省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本交付金の交付に当たっては、「家畜伝染予防法第 58 条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」(昭和 26 年 7 月 10 日付け 26 畜局第 2673 号。以下「農林水産省評価基準」という。)において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 116 号）第 58 条第 1 項各号における患畜の評価額の決定に当たっての基準として、i) 患畜又は疑似患畜であることが発見された直前時の状態について行われた評価額とすること、ii) 評価人は、家畜所在の場所における取引価額により、個々に当該患畜の品種、血統、性、能力等を参酌して評価すること等評価基準の考え方が示されている。 ○ 実地調査した 10 道府県では、例えば、患畜の発生件数が多い乳用牛でみると、道府県が決定した「評価基準」を参考に評価人が評価しているところ（3 道府県）、道府県又は家畜保健衛生所が患畜発生の都度作成した「積算表」を参考に評価人が評価しているところ（4 道府県）、家畜保健衛生所が使用する「算定方式」を参考に評価人が評価しているところ（2 道府県）、各評価人が各自の評価方法で評価しているところ（1 道府県）など、道府県によって様々な評価方法が行われている。これは、農林水産省評価基準が拘束力を持つものではなく、具体的な取引価格等については、地域における実情を把握し、畜産経験を持つとして指名された評価人が判断することとされているためである。しかしながら、適正な評価が行われ、不均衡が生じないようにするために、評価方法の具体例を示す等、目安となる評価方法を示すことが必要な状況となっている。 																							
④	石油製品販売業 構造改善対策事 業費等補助金 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本補助金の業務方法書において、本補助金を受けた石油組合は、「地域事業環境整備支援事業実績報告書」(様式環境整備事業補助第 9 号) を全石商に提出することとされている。また、全石商は、本補助金の事業成果等を把握するため、平成 16 年度から石油組合に対して「地域事業環境整備支援事業報告書」を提出させている。 ○ これら 2 つの報告書をみると、内容に重複する部分が生じている事例があり、同一時期（毎年 3 月頃）に全石商に提出するものとなっていることから、両報告書を別々に提出させる必要性は乏しい状況となっている。 																							

（改善の方策）

厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な執行を確保する観点から、補助事業者等において非効率的な執行となっているものについては、交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、事業執行の効率化を図る必要がある。

3 据付金等の整理合理化

勧告		説明表等番号						
<p>民間団体等を対象とした據付金等については、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成17年8月11日閣議了解)等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。</p>		表3-1～2						
<p>今回、52據付金等(7省所管。前記表1-6参照)について、據付金等の交付状況や據付事業の実施状況を調査した結果、次の6據付金等の8事業については、①事業規模等が過大となっている、②據付事業の実施が低調又は非効率となっている、③據付目的が達成されていない、④他に類似の事業が実施されている等の状況がみられた(事例3参照)。</p>		前記表1-6						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">厚生労働省</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事業学校等経営委託費 ・ 診療等委託費(高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費) ・ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業 ・ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業 ・ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産省</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">経済産業省</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業 ・ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業 </td></tr> </tbody> </table>		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事業学校等経営委託費 ・ 診療等委託費(高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費) ・ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業 ・ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業 ・ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業 	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業 ・ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業 	事例3-① 事例3-② 事例3-③ 事例3-④ 事例3-⑤ 事例3-⑥ 事例3-⑦ 事例3-⑧
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事業学校等経営委託費 ・ 診療等委託費(高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費) ・ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業 ・ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業 ・ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業 							
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業 							
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業 ・ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業 							
<p>したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、據付金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、據付事業の廃止や事業規模の算出方法の見直し等による據付金等の縮減、事業内容を成果の上がるものとすること等による據付事業の重点化など、據付事業の在り方を見直す必要がある。</p>								

(説明)

表3-1 平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成17年8月11日閣議了解）（抄）

3(7) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改正を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「三位一体改革に関する政府・与党合意」及び「基本方針2005」等累次の基本方針を踏まえ、改革を着実に推進する。

(注) 平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成16年7月30日閣議了解）等でも同様の記述となっている。

表3-2 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）（抄）

（国の規制及び補助金等の見直し）

第四十四条

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

二 事業等の振興又は助成を図るためのものであつて、長期間の継続によりその効果が乏しくなつているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。

三 補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

(補助金等の整理合理化に係る調査結果)

事例3-① 社会事業学校等経営委託費（厚生労働省）

(事業等の概要)

社会事業学校等経営委託費は、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより、指導的社会福祉事業従事者を養成する日本社会事業大学（以下「日社大」という。）に対し、経営委託費を交付するものである（平成16年度決算額：5億658万円）。

(調査結果)

① 「社会福祉主事養成課程」（必置義務のない民間の社会福祉施設の職員を対象とした通信教育）と他の団体が国の委託を受けずに実施している同様の課程とを比較すると、日社大の方が、i) 開講時期が25年近く遅い、ii) 受講定員が4分の1程度と少ない、iii) 受講費用が5万円高い、iv) 修了できなかった受講者の比率が3ポイント程度高い、v) 受講者1人当たりの所要経費が約1万4,000円高いなどの状況となっている。

また、経済的困窮者に奨学金を給付する「学内給費生制度」については、i) 給費生の福祉関係分野への就職比率が卒業生全体のそれよりも6ポイント弱低い、ii) 国立大学や福祉系私立大学における同様の制度と比べ、受給者比率、支給額比率が高い、iii) 本制度の目的（家庭の経済状況にかかわらず、福祉現場で働く意欲がある学生の数及び質を確保）に対する効果を把握していない状況となっている。また、学業成績が優秀な者の授業料を免除する「特待生制度」についても、同様の状況となっている。

そのほか、指導的社会福祉事業従事者を養成する日社大では、i) 全国から広く学生を受け入れることとしているが、志願者、入学者とも約8割が関東地方に集中している、ii) 文部科学省が特色ある優れた教育改革の取組に重点的な財政支援を行う大学教育改革支援プログラムに2回申請しているものの、採択されていない、iii) 社会福祉に関する専門職大学院（平成16年度に日本で初めて開設）は、定員を割り込む（開設2年目の17年度）状況となっている。

② 厚生労働省は、平成13年度に介護実習棟の施設整備に係る事業評価（事前評価）を行っているが、日社大における委託事業を対象とした政策評価（実績評価）は全く行っていない。

(改善の方策)

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、日社大の学校運営全般の状況を把握した上で国が委託費を交付して学校運営を行う必要性及び効果について検証し、事業の全体又は一部が委託事業として実施する必要性が低いと認められる場合、委託事業としては廃止するなど、委託費の在り方を見直す必要がある。

1 補助金等の概要

(1) 補助金等の概要

- ア 創設年度：昭和21年度
- イ 根拠法令：なし（予算補助）
- ウ 会計名：一般会計
- エ 制度の概要等
 - (ア) 制度の概要

本委託費の交付は、「社会事業学校経営委託費の交付について」(昭和 56 年 6 月 3 日付け厚生省社第 516 号) (毎年度改正) の別紙「社会事業学校経営委託費交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、実施されている。

交付要綱では、委託費の交付対象は、国の財産を使用して、日社大が社会福祉学部及び通信教育科社会福祉主事養成課程並びに大学院の教育課程に基づき学生等に対し、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより指導的・社会福祉事業従事者を養成する事業とされており、対象経費は、人件費(職員基本給、諸手当等)、管理費(職員旅費、備品費、事務管理システム経費等)、事業費(講師謝金、実習研究費、給費生費、社会福祉主事通信課程経費等)、図書館経費(図書館維持費、図書補修保存経費等)、研究所経費(教員研究費等)、寄宿舎経費、宿泊施設経費とされている。

(イ) 日社大の沿革

戦後、日本政府は、連合国軍最高司令部から、昭和 21 年 10 月に施行が予定されていた生活保護法が一定の専門的な訓練を受けた職員によって運営されるよう、社会事業の専門的従事者養成のための学校を設立することを要求され、同年、社会福祉従事者の計画的、組織的な養成を図るための機関として、中央社会事業協会を経営母体とする日本社会事業学校(専門学校令によらないその他の学校)が国の政策的意図の下に設置された。

その後、専門学校令に基づく日本社会事業専門学校(昭和 22 年設置)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく日本社会事業短期大学(昭和 25 年設置)、経営母体(財団法人日本社会事業協会)の学校法人日本社会事業学校への組織変更(昭和 26 年)、4 年制の日本社会事業大学(昭和 33 年設置)との変遷を経て、現在に至っており、この間一貫して厚生省、厚生労働省の委託事業として運営され続けてきた。

日本社会事業学校の設置当初は、同校以外に社会福祉の専門的な教育機関は存在しなかつたが、国の社会福祉施策の充実などを背景として、社会福祉系の大学等が増加し、現在では 141 校に上っている(注)。

(注) 社会福祉学の教育の質的向上を図るとともに、社会福祉学に関する学術研究を推進し、社会福祉教育の啓蒙、普及に貢献することを目的として設置されている社団法人日本社会福祉教育学校連盟(会員は、社会福祉学に関する学術研究及び指導者、教育者の育成に携わる高等教育機関等)の会員校は、昭和 30 年の創設時(前身の日本社会事業学校連盟)の 17 大学から、141 大学(平成 17 年 3 月末現在。大学の正会員及び準会員の数。短期大学、専修学校は含まない。)に増加している。

(ウ) 日社大の概要

a 日社大の建物及びその所在する土地は国有財産であることから、「国有財産の使用契約について」(昭和 50 年 6 月 25 日付け会発第 629 号)に基づき、厚生労働省と日社大との間で国有財産の無償による使用契約が締結されている(注)。

(注) 従前、日社大への業務委託に伴う国有財産の使用については、管理委託契約を締結していたが、内閣法制局から管理委託ではなく業務委託に伴う国有財産の使用であるとの見解が出されたため、昭和 50 年に新たに使用契約を締結している。

b 日社大の学校組織は、i) 大学(社会福祉学部福祉計画学科(定員 50 名)、同学部福祉援助学科(定員 100 名))、ii) 大学院(社会福祉学研究科(定員 20 名)、福祉マネジメント研究科(定員 80 名の専門職大学院))、iii) 通信教育科(社会福祉士養成課程(定員 400 名)、精神保健福祉士養成課程(定員 300 名)、社会福祉主事養成課程(定員 800 名))(注)、iv) 社会事業研究科となっている。

(注) 通信教育科の課程のうち、社会福祉主事養成課程のみが委託費の交付対象とされており、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程は、日社大の独自事業として行われている。

平成 16 年度の学生数は、大学 888 名、大学院 71 名、専門職大学院 80 名、通信教育科 1,937 名となっている（いずれも年度当初の数）。

- c 学費の内訳は、入学金、授業料、教育充実費、グループ指導費となっており、入学金と授業料は、国立大学に準拠した額となっている（平成 16 年度の入学金 282,000 円、授業料 520,800 円）。
- d 収入支出会計は、i) 厚生労働省委託費特別会計（平成 15 年度収入決算額は 10 億 2,300 万円で、学生納付金と委託費で約 99% を占める。）、ii) 一般会計（平成 15 年度収入決算額は、8 億 200 万円で、その内訳は資格課程受講料、通信教育課程（社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程）の学生納付金、受託研究費、前年度繰越金など。支出決算額は 6 億 600 万円で、その内訳は委託外人件費、広報経費、研究所受託研究費、管理費など。）、iii) 退職手当積立金特別会計、iv) 付属実習施設特別会計の 4 会計となっている。
- e 平成 11 年 4 月、学内組織である日本社会事業学校（平成 16 年 4 月廃止。現在は通信教育科）に社会福祉主事資格認定通信教育科（平成 16 年度から社会福祉主事養成課程と改称）を開設し、本委託費による委託事業として、現に民間の社会福祉事業の職場に勤務する者に対して、通信教育により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される社会福祉主事資格を認定する事業を開始している（本事業に係る平成 15 年度支出済額：4,583 万 5,988 円）。
- f 日本社会事業大学学内給費生規程（昭和 55 年規程第 1 号。以下「給費生規程」という。）及び日本社会事業大学大学院学内給費生規程（平成 3 年規程第 2 号）により、在学する学生で学業、人物ともに優秀で経済的事由により授業料の納付が困難な者に対して、本委託費から返還義務のない学内奨学金を給付している。
- また、給費生規程では特待生制度を置くこととされており、成績優秀者に対して 1 年間の授業料を免除しており、免除額は本委託費の対象経費とされている（平成 15 年度支出済額：4,079 万 1,600 円（給費生費と特待生費の合計））。

（2）予算・決算の推移

表 3-①-1 社会事業学校経営委託費の推移

（単位：千円、%）

区分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額(a)	544,291	531,773	528,078	497,777	439,733	506,584
決算額(b)	544,291	531,773	528,078	497,777	439,733	506,584
執行率 (b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額は、補正後の額である。

2 調査結果

（1）社会福祉主事養成課程の設置状況

ア 社会福祉主事養成課程の概要等

社会福祉法では、社会福祉主事は、都道府県又は市町村の福祉事務所において現業を行う職員として、厚生労働省の指定する養成機関の修了者等一定の資格を有する者から任用されたものである。民間の社会福祉施設等においては、現行法令上、社会福祉主事の資格を持つ者を置かなければならぬこととされていないものの、社会福祉施設によっては、通達等において、

社会福祉主事の資格が施設長、生活指導員等への事実上の任用要件の一つとされているものもみられる（注）。

（注） 例えば、特別養護老人ホームの職員の資格要件については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 46 号）において、施設長は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事資格）若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者、生活指導員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされている。

日社大は、厚生省（当時）の意向を踏まえ、平成 11 年 4 月、日本社会事業学校（16 年 4 月廃止。現在は通信教育科）に社会福祉主事資格認定通信教育科（16 年度から社会福祉主事養成課程と改称）を開設し、本委託費による委託事業として、民間の社会福祉事業の職場に勤務する者に対して、通信教育により、社会福祉主事資格を認定する事業を開始している。

また、日社大は、この後、平成 12 年 4 月に社会福祉士通信教育課程（16 年度から社会福祉士養成課程と改称）、13 年 4 月に精神保健福祉士通信教育課程（16 年度から精神保健福祉士養成課程と改称）を開設しているが、これらは本委託費の対象事業とはされておらず、日社大の独自事業として実施されている。

イ 社会福祉主事養成機関の状況

日社大が開設している社会福祉主事養成課程は、社会福祉法第 19 条第 2 項に基づく社会福祉主事養成機関等指定規則（平成 12 年 3 月 29 日付け厚生省令第 53 号）により、厚生労働大臣の指定を受けて開設されたものであり、同様に同規則により指定を受けた社会福祉主事養成機関（以下「養成機関」という。）は、全国で 86 校 103 課程（平成 17 年 4 月 1 日現在）となっている。

これらの養成機関のうち、現に社会福祉事業に携わっている者を対象として通信教育の方法により実施するものは、日社大と中央福祉学院（注）のみとなっており、これら以外は全て福祉系の専門学校において、2 年又は 3 年の修業年限とした通学制により行っている。

（注） 昭和 50 年、社会福祉法に基づく社会福祉主事の養成機関として、全社協社会福祉研修センターが厚生大臣から指定を受けるとともに、社会福祉従事職員の養成確保と資質向上を図るために、同センターに社会福祉研修事業が委託された。その後、平成 7 年に中央福祉学院と改称し、現在に至っている。

中央福祉学院は、国の委託事業として、社会福祉法人経営者研修課程等 6 本の研修を実施しているほか、独自事業として 13 本の研修（平成 16 年度）を行っている。

中央福祉学院が行う社会福祉主事資格認定通信課程は、社会福祉業務に従事する都道府県又は市町村の職員（社会福祉法で社会福祉主事資格が求められている。）を対象としたものと、社会福祉法人等が経営する施設又は団体に勤務している者（社会福祉法では必須の資格とされていない。）を対象としたもの（以下「社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）」という。）に分けて実施されており、前者は本委託費（目細：社会福祉職員研修センター経営委託費）の対象事業として、後者は中央福祉学院の独自事業として行われている。

ウ 日社大及び中央福祉学院における実施状況

前述のとおり、日社大が本委託費の対象事業として行っている社会福祉主事養成課程と中央福祉学院が独自事業として行っている社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）は、ともに民間の社会福祉事業従事者を対象として通信教育により行っている点で共通するものである。

しかしながら、両課程の内容を比較したところ、表 3-①-2 のとおり、i) 中央福祉学院

は、日社大が本事業を開始する 24 年前の昭和 50 年から現在まで継続して、独自事業により実施している、ii) 中央福祉学院の受講定員は日社大の 4.25 倍（平成 11 年度から 16 年度の実受講者数では、平均 4.71 倍）となっており、中央福祉学院の方が民間社会福祉従事者の需要に対してより大きく貢献している、iii) 受講生の納付金についてみると、国の委託事業である日社大の方が 50,000 円多い。

表 3-①-2 日社大と中央福祉学院の社会福祉主事養成課程の比較

区分	日 社 大	中央福祉学院
課程名	社会福祉主事養成課程	社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）
開始時期	平成 11 年 4 月	昭和 50 年 4 月
受講期間	毎年度、4 月 1 日から 1 年間	同上
募集人数	800 名	3,400 名（日社大の 4.25 倍）
平均受講者数	904 名	4,260 名（日社大の 4.71 倍）
入学（受講）資格	社会福祉事業の現場（公務員を除く）に受講期間中勤務すること。受講期間中に退職した場合は、退学となる。	受講希望者が民間社会福祉事業に従事していること。4 月 1 日現在勤務（予定）していること。
入学（受講）申込者	入学申込者は、入学希望者が現在勤務している施設、団体等の所属長（申込書に公印が必要）	受講申込者は、受講希望者が勤務する施設・団体等の所属長
面接授業（スクーリング）	5 日間。会場は日社大講堂及び教室（東京都清瀬市）	5 日間。会場は中央福祉学院（神奈川県三浦郡葉山町）
入学金、授業料	入学金 30,000 円 授業料 100,000 円	受講料 80,000 円（入学金なし）
履修科目	【必修】社会福祉概論、医学一般、心理学、社会保障論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉技術論 I・II、社会福祉施設経営論、地域福祉論、社会学、社会福祉法制論、介護概論、公的扶助論（15 科目） 【選択】A 群：精神保健福祉論、レクリエーションワーク、B 群：ケアマネジメント、情報科学、C 群：福祉の思想・倫理、リハビリテーション、ボランティア・市民活動論、生活環境論（A 群及び B 群から各 1 科目、C 群から 2 科目計 4 科目選択）	【必修】社会福祉概論、医学一般、心理学、社会保障論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術論、社会福祉施設における福祉サービスの提供と組織運営、地域福祉論、社会学、法学、介護概論、公的扶助論、社会福祉施設における相談・援助活動（15 科目） 【選択】ケアマネジメントの実際（施設職員等コース）、社会福祉協議会の活動（社協職員コース）（コース別選択）

(注) 1 本表は、日社大及び中央福祉学院の資料に基づき、当省が作成した。

2 平均受講者数は、平成 11 年度から 16 年度の各年度受講開始者の平均である。

エ 日社大及び中央福祉学院における未修了者の状況

日社大の社会福祉主事養成課程、中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）とも、1 年間で所定の科目を修得できなくても、次年度に限って受講期間を延長することが可能とされている。

平成 11 年度から 15 年度における受講者の修了状況についてみたところ、表 3-①-3 のとおり、国の委託事業である日社大の方が中央福祉学院に比べ、各年度とも受講者数に占める最終的未修了者の比率が高い（平成 11 年度から 15 年度の平均は、日社大 8.4%、中央福祉学院 5.2%）状況となっている。

表3-①-3 受講者の状況

(単位：人、%)

区分		平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
日 社 大	定員	800	800	800	800	800
	志願者数	1,332 (166.5)	1,605 (200.6)	1,141 (142.6)	953 (119.1)	1,195 (149.4)
	当該年度受講開始者数 a	942	942	940	845	880
	aのうち最終未修了者数 b	83	82	91	67	59
	未修了率 b/a	8.8	8.7	9.7	7.9	6.7
				8.4		
中 央 福 祉 学 院	定員	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	志願者数	6,043 (177.7)	6,311 (185.6)	5,130 (150.9)	5,384 (158.4)	5,589 (164.4)
	当該年度受講開始者数 a	3,847	4,186	4,177	4,361	4,396
	aのうち最終未修了者数 b	140	283	187	211	249
	未修了率 b/a	3.6	6.8	4.5	4.8	5.7
				5.1		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 志願者数欄の()は、定員に対する比率である。

3 最終未修了者数は、当該年度修了者数と翌年度受講延長後修了者数を控除して算出した。

才 日社大及び中央福祉学院における所要経費

日社大の社会福祉主事養成課程と中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）の受講者1人当たりの所要経費について比較したところ、表3-①-4のとおり、国の委託事業である日社大の方が中央福祉学院よりも大きい（平成14年度1.6倍、15年度1.4倍）。

表3-①-4 社会福祉主事養成課程の経費比較

(単位：円、人)

区分 課程名	平成14年度			15年度		
	支出額	受講者数	受講者1人当たり経費	支出額	受講者数	受講者1人当たり経費
社会福祉主事養成課程（日 社大）	49,122,642	979	50,176 (160.2)	45,835,988	962	47,646 (141.0)
社会福祉主事資格認定通 信課程（中央福祉学院）	140,685,794	4,492	31,319 (100)	153,177,721	4,532	33,799 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 受講者数は、受講延長者（前年度に受講を開始した者）を含む。

3 ()は社会福祉主事資格認定通信課程を100とした場合の指数である。

カ 日社大の社会福祉主事養成課程とその他の通信教育課程

日社大には、社会福祉主事養成課程のほか、通信教育として社会福祉士養成課程及び精神保健福祉士養成課程が設置されているが、これら三者を比較したところ、表3-①-5のとおり、いずれも通信教育の方法で社会福祉従事者を養成するものであり、平成12年度から13年度にかけて独自事業として開始した社会福祉士養成課程及び精神保健福祉士養成課程と異なり、社会福祉主事養成課程のみを国の委託事業として実施している。

表3-①-5 日社大が行う通信教育の内容等

区分	社会福祉主事養成課程	社会福祉士養成課程	精神保健福祉士養成課程
目的	民間の社会福祉事業の現場で現在勤務している職員に対して通信教育によって社会福祉法に規定されている社会福祉主事の資格を認定する。	社会福祉士として必要な専門の理論及びその応用について、主として通信の方法で教授し、法に定める社会福祉士国家試験の受験資格を付与し、社会福祉士を養成するとともに、社会福祉の向上に寄与する。	精神保健福祉士として必要な専門の理論及びその応用について、主として通信の方法で教授し、法に定める精神保健福祉士国家試験の受験資格を付与し、精神保健福祉士を養成するとともに、精神保健福祉の向上に寄与する。
開始時期	平成11年4月	平成12年4月	平成13年4月
定員	800名	400名	一般通信課程200名 短期通信課程100名
入学資格	民間の社会福祉事業の現場に受講期間中勤務すること。受講期間中に退職した場合は、退学となる。	学校教育法に基づく大学を卒業した者、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者等「社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成規則」(昭和62年厚生省令第50号)第6条第1号に定めるいづれかの者	学校教育法に基づく大学を卒業した者、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者等「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」(平成10年厚生省令第12号)第6条第1号イ(1)から(4)のいづれかに該当する者(一般通信課程)
面接授業	5日間	7日間を2回	一般通信課程: 7日間を2回 短期通信課程: 7日間を1回

(注) 日社大の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 給費生制度の状況

ア 給費生制度の概要

日社大は、給費生規程により、在学する学生で学業、人物ともに優秀で経済的事由により授業料の納付が困難な者に対して学内奨学金を給付している。

学内給費生は、応募者の経済状況、家族状況、通学状況、他の奨学金の受給状況等を勘案して、年間の給費生予算の範囲内で決定されており、給費決定された者は、授業料年額の全額又は半額が給付されている。給付された奨学金は、除籍又は休退学の場合を除き、返還の義務を負わないこととされている。

年間の給費生予算(学業成績が優秀な者の授業料を免除する特待生予算を含む)については、厚生労働省により、授業料収入(学部、大学院の定員×授業料)の10%と定められており(明文化した規定はない)、日社大は、この範囲内で給費生及び特待生の数を決定している。

イ 給費生の状況

日社大における平成13年度から16年度までの4年間の給費生の状況(合計数)は、表3-①-6のとおり、受給者数が506人、支給額が14,172万円となっており、学生数に占める受給者数の割合は12.1%となっている。

表3-①-6 給費生制度の受給者数、支給額等(平成13~16年度合計数)(単位:人、万円、%)

学生数	受給者数	支給額合計	学生数に占める受給者数の割合
4,173	506	14,172	12.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 学生数は、給費生制度の対象となる学部生、大学院生、社会事業学校研究科生(平成15年度までの年度当初の数)の4年間の合計である。

ウ 給費生制度の目的と現状

給費生制度の目的について日社大は、「明文化されたものはないが、経済的に困窮している学生にとって給付金を受給できることは、学業を継続すること、学業に専念できることに直結する。給費生制度は、出身世帯（家庭）の経済状況にかかわらず福祉を学び、福祉現場で働く意欲がある学生の数及び質の確保につながるものである。」としている。

また、日社大は、日本社会事業大学中期目標・中期計画（平成16年4月策定）において、「経済的に困窮している等生活上の問題を有する学生に対する支援のあり方を検討する。」ことを掲げており、今後、給費生の福祉分野への貢献度などの指標により、給費生制度の効果を把握するとしているが、これまで効果の測定手法を見出すことが難しいとして効果の測定、把握を行っていない。

今回、平成14年度から16年度の卒業生（大学院等を除く）のうち、給費生（在学中に1度でも給付金を受給した実績のある者）の就職状況（平成14年度から16年度合計数）を調査したところ、表3-①-7のとおり、給費生のうち、指導的・社会福祉従事者の養成という大学の設置目的と合致する福祉関係分野に就職した者の比率は、81.3%となっている。

一方、同じ期間中の日社大の非給費生の卒業生（大学院等を除く）及び卒業生全体（大学院等を除く）についてみると、表3-①-7のとおり、就職希望者のうち福祉関係分野に就職した者の比率は、非給費生で88.5%、卒業生全体で87.0%となっており、給費生の方が福祉関係分野への就職比率が低い。

表3-①-7 給費生、非給費生、卒業生全体別就職希望者の就職状況（平成14年度～16年度合計数）
(単位：人、%)

区分	給費生		非給費生		卒業生全体	
	就職者数	比率	就職者数	比率	就職者数	比率
福祉関係分野	104	81.3	439	88.5	543	87.0
福祉関係以外の分野	24	18.8	57	11.5	81	13.0
合計	128	100.0	496	100.0	624	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福祉関係分野とは、公務員、福祉関係団体、医療機関、社会福祉施設、進学等を、福祉関係以外の分野とは、一般企業、未就職者等を示す。

エ 他大学における給費生制度の状況

日社大における学内給費生制度と同様の奨学制度として、各国立大学は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）第11条に基づき、経済的理由などにより授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保することを目的とした授業料の免除制度を導入している。

文部科学省は、平成16年度の授業料免除の総額について、「平成15年度と同規模相当（授業料収入予定額（注）の5.8%）を運営費交付金の予算措置に反映」することを各国立大学法人に示している（ただし、国が運営費交付金の使途を限定することは法人化の趣旨や交付金の性格上、困難であることから具体的な免除の実施等については、各国立大学法人の判断によるとしている。）。

(注) 授業料収入予定額は、在学学生の数に免除の対象ごとの授業料の金額を乗じて得た額とされている。

日社大について、国立大学法人と同様の基準により、平成 13 年度から 16 年度までの 4 年間における授業料収入に対する給費生費の支給額比率を算出したところ、表 3-①-8 のとおり、6.8% の比率となっている。日社大は、国の委託費により運営していることを理由として、入学金、授業料の額を国立大学法人と同額としているものの、奨学制度については、国立大学法人を上回る比率で支給している状況となっている。

表 3-①-8 日社大における授業料収入額に対する支給額の比率（平成 13 年度～16 年度合計）

(単位：人、万円、%)

区分	学生数	授業料収入額	給費生支給額	授業料収入額に対する支給額の比率
学部・大学院	3,910	199,054		
社会事業学校	263	9,669	14,172	6.8
合 計	4,173	208,723		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 学生数は、給費生制度の対象となる学部生、大学院生、社会事業学校研究科生の年度当初の数である。
 3 社会事業学校は、平成 16 年度から募集停止されているため、13 年度から 15 年度までの合計数である。
 4 授業料収入額は、平成 13 年度及び 14 年度は、学生数に学部・大学院 496,800 円、社会事業学校 361,800 円を乗じた額、15 年度及び 16 年度は、学生数に学部・大学院 520,800 円、社会事業学校 379,200 円を乗じた額である。

一方、社会福祉系の私立の 2 大学における学校独自の奨学生制度について調査したところ、表 3-①-9 のとおり、日社大における学内給費生制度と対象者、返還内容等が共通する学校独自の奨学生制度を設定している大学が 1 大学みられた。

この大学における奨学金の平成 15 年度における受給者数、支給額と全学生に占める受給者の比率、運営経費支出に占める支給額の比率について調査したところ、表 3-①-10 のとおり、日社大における学生数に占める受給者比率、支出に占める支給額比率は、h 1 大学の数値を上回っている。

表 3-①-9 社会福祉系の 2 大学における奨学金（給付）制度の状況

大学名	奨学金名	要件等
h 1 大学	h 1 大学経済援助給付奨学金	本学に在学し、勉学に熱意を有し学業に真剣に取り組んでいる者。本奨学金を受給することで学業継続が可能となる者で家計支持者の収入が前年度に比べて激減し、学業継続が困難になった者等の要件に該当する者。
	h 1 大学夜間主コース勤労学生奨学金	本学に在学し、経済的困難な者で学修に熱意を有し、定職に就いている者、自らの所得で学費を支払い、経済的支援が必要な者等の要件に該当する者。（平成 16 年度から経済援助給付奨学金と統合）
	h 1 大学大学院給費奨学金	大学院博士後期課程で奨学金を希望する者のうち、研究に熱意を有し奨学金の給付により成果が一層期待される者。
h 2 大学	経済的困窮者等に対する奨学制度は、有利息の貸与のみであり、卒業後等に返還しなければならないものである。	

- (注) 当省の調査結果による。

表3-①-10 日社大の制度と共に通する1大学における奨学制度の比較（平成15年度）
(単位：人、円、%)

大学名	奨学金名	学生数	受給者数	運営経費支出額	支給額
h1大学	・経済援助給付奨学金 ・夜間主コース勤労学生奨学金 ・大学院給費奨学	6,605	93 (1.4)	10,732,968,995	25,605,000 (0.24)
日社大	・学内給費生	1,051	131 (12.5)	1,648,156,421	36,104,400 (2.19)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 運営経費支出額について、h1大学は、平成15年度資金収支内訳表支出の部の学校法人及び当該大学分を計上。日社大は、一般会計、委託費特別会計及び退職手当積立金特別会計収支決算書の決算額を計上。

3 受給者数欄及び支給額欄の()は、学生数及び運営経費支出額に占める割合(%)である。

(3) 特待生制度の状況

ア 特待生制度の概要

日社大では、給費生規程第1条第2項により特待生制度を設置しており、i) 1年次の学生で大学入試センター試験利用入学試験及び一般入学試験（福祉計画学科、福祉援助学科）の各入学者の成績第1位の者計3名、ii) 2年次から4年次までの学生で、前年度の学業成績第1位の者両学科1名ずつ3学年計6名、iii) 外国人留学生試験入試による成績優秀な上位合格者若干名を当該年度の特待生として、1年間の授業料を免除している。

年間の特待生予算については、厚生労働省により、授業料収入（学部、大学院の定員×授業料）の10%（給費生予算を含む。）とされているが、明文化した規定はない。

なお、日社大における平成13年度から16年度の特待生の状況は、毎年度9名に対して授業料相当額約469万円（平成16年度実績）を免除している。

イ 特待生制度の目的と現状

日社大は、特待生制度の目的について「明文化したものはないが、学習成果を評価する制度があるので、学業に真摯に取り組む環境が醸成され、教育効果を高めることができるとともに、学生全体の質の向上につながるものである。」としているが、制度の効果については、これまで測定手法を見出しがたいとして、その測定、把握を行っていない。

今回、平成14年度から16年度の卒業生（大学院等を除く）のうち、特待生（在学中に1度でも特待生となつた実績のある者）の就職状況（平成14年度から16年度合計）を調査したところ、表3-①-11のとおり、指導的・社会福祉従事者の養成という大学の設置目的と合致する福祉関係分野に就職した者の比率は、70.8%となっている。

一方、同じ期間中の日社大の非特待生（大学院等を除く）及び卒業生全体（大学院等を除く）についてみると、表3-①-11のとおり、就職希望者のうち福祉関係分野に就職した者の比率は、非特待生で87.7%、卒業生全体で87.0%となっており、給費生の方が福祉関係分野への就職比率が低い。

表3-①-11 特待生、非特待生、卒業生全体別就職希望者の就職状況(平成14年度～16年度合計)
(単位：人、%)

区分	特待生		非特待生		卒業生全体	
	就職者数	比率	就職者数	比率	就職者数	比率
福祉関係分野	17	70.8	526	87.7	543	87.0
福祉関係以外の分野	7	29.2	74	12.3	81	13.0
合計	24	100.0	600	100.0	624	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福祉関係分野とは、公務員、福祉関係団体、医療機関、社会福祉施設、進学等を、福祉関係以外の分野とは、一般企業、未就職者等を示す。

ウ 他大学における特待生制度の状況

日社大における特待生制度と同様の授業料免除制度としては、国立大学法人ではh 3大学が初めて導入している(平成17年度)。

一方、社会福祉系の私立の2大学のうち、h 1大学は、平成13年度から入学試験の成績上位者について、年度後期分の学費を4年間免除(3年進級時に再審査)するスカラシップ制度を導入したが、制度の効果に疑問が生じたため、平成17年度入学者からは同制度を廃止している。

また、h 2大学では、学生の学業に取り組む意欲を高めるため、学則第49条に基づき、特待生制度を設けている。同制度は、学部の2年次生から4年次生の中で平均85点以上の学業成績を修め、品行方正な者を各学科4名以内で選考し、この中で各学年1名を特待生として20万円を支給し、その他の者を奨励生として10万円を支給しているもので、日社大に比べ低い支給額となっている(同大学の平成17年度授業料は68万3,000円)。

(4) 入学者の状況

日社大が、国から委託費の交付を受けて養成している指導的・社会福祉事業従事者の活躍の場は全国に存在していることから、全国各地の社会福祉の現場に卒業生を送り出すことができるよう、全国から広く学生を受け入れるための募集案内をインターネット等を利用して行っている。

日社大における平成13年度から17年度の志願者、入学者の状況をみたところ、表3-①-12のとおり、志願者の80%以上、入学者の約79%が関東地方に集中している。

なお、日社大の卒業生の就職先は社会福祉施設が多い状況(平成14から16年度の3年間で全体の35.4%が社会福祉施設に就職)となっているが、社会福祉施設は表3-①-12のとおり、全国各地に設置されていることからも、今後とも全国から広く学生を確保することが重要であると考えられる。

表3-①-12 出身地域別志願者数、入学者数(平成13年度～17年度) (単位:人、施設、%)

地域区分	北海道・東北	関東	北陸・甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
志願者数	472 (5.5)	6,967 (81.0)	533 (6.2)	306 (3.6)	72 (0.8)	75 (0.9)	45 (0.5)	133 (1.5)	8,603 (100)
入学者数	57 (6.2)	729 (78.8)	56 (6.1)	40 (4.3)	7 (0.8)	11 (1.2)	8 (0.9)	17 (1.8)	925 (100)
(参考) 社会福祉施設数	12,450 (14.4)	19,222 (22.3)	8,161 (9.5)	9,533 (11.0)	12,929 (15.0)	6,868 (8.0)	3,989 (4.6)	13,185 (15.3)	86,337 (100)

(注) 1 日社大提出資料に基づき、当省が作成した。

2 志願者数、入学者数は、平成13年度から17年度の合計数である。

3 社会福祉施設数は、平成15年社会福祉施設等調査(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)結果から抜粋した(国立施設を除く)。

4 () は合計に占める割合である。

(5) 大学教育改革への取組状況

文部科学省は、大学等の高等教育機関が競争的環境の中でそれぞれの個性・特色を明確にし、全体として多様な発展を遂げていく必要があるとして、国公私立大学を通じた大学教育改革を支援するプログラムを展開している。代表的なプログラムは、表3-①-13のとおり、「21世紀COEプログラム」(COE:Center of Excellenceの略)、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(以下「現代GP」という。)(GP:Good Practiceの略)及び「特色ある大学教育支援プログラム」(以下「特色GP」という。)であり、採択率は10%から20%台となっている。

これらのプログラムは、各大学から申請のあった教育改革に関する取組の中から、国公私立大学を通じた競争原理に基づいて特色ある優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことで、競争的環境の醸成、各大学の教育改革への意識の高揚、積極的な教育改革の推進を図り、高等教育全体の活性化を図ることを目的としている。

なお、進学情報誌によると、各大学におけるこれらのプログラムの採択状況は、受験生の大学選択の際の新しい基準の一つとなっているとされている。

表3-①-13 大学教育改革の支援措置の一例

プログラム名	目的	支援内容等	採択状況
21世紀COEプログラム	我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を学問分野ごとに形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため重点的な支援を行い、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進する。	・21世紀COEプログラム委員会が審査 ・研究拠点形成費補助金による財政支援	・平成14年度:申請464件、採択113件(採択率24.4%) ・15年度:申請611件、採択133件(21.8%) ・16年度:申請320件、採択28件(8.8%)
現代GP	各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学から申請された取組の中から特に優れた教育プロジェクトを選定し、財政支援を行うことで高等教育の更なる活性化を促進する。	・現代的教育ニーズ取組選定委員会が審査 ・大学改革推進等補助金による財政支援	・平成16年度:申請559件、選定86件(採択率15.4%) ・17年度:申請509件、選定84件(採択率16.5%)
特色GP	大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで今後の高等教育の改善に活用する。	・特色ある大学教育支援プログラム実施委員会が審査 ・大学改革推進等補助金による財政支援	・平成15年度:申請664件、採択80件(採択率12.0%) ・16年度:申請534件、採択80件(採択率15.1%)

プログラム名	目的	支援内容等	採択状況
	用する。これにより、国公私立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進される。	助金による財政支援	採択 58 件(採択率 10.9%) ・17 年度：申請 410 件、採択 47 件(採択率 11.5%)

(注) 文部科学省ホームページに基づき、当省が作成した。

日社大の設置目的は指導的・社会福祉事業従事者の養成であるが、先進的、モデル的な福祉教育を建学の理念としていることに加え、国費により運営されていることも勘案すると、上記、文部科学省が大学教育改革を支援するプログラムに積極的に申請し、採択されて先進的、模範的な取組を実践することにより、他の社会福祉系大学をリードしていくことが期待される。

しかしながら、日社大では、平成 14 年度から開始されている 21 世紀 COE プログラムについて、平成 15 年度に「痴呆性高齢者生活支援システムの開発的研究」をテーマとして申請したもの、不採択となっている。

また、平成 15 年度から開始されている特色 GP についても、平成 17 年度に「現任者研修と連携した社会福祉従事者養成－社会福祉研究大会への参画を中心とした学生教育－」をテーマとして申請したもの、これも不採択となっているほか、現代 GP については、これまで申請を行っていない。

一方、社会福祉系の私立の 2 大学におけるこれら 3 プログラムに対する取組状況をみると、両大学で既に 6 テーマが採択されている。

(6) 専門職大学院の状況

日社大は、文部科学省が専門職大学院制度（注）を創設することとしたのに伴い、平成 14 年度から学内で福祉分野における専門職大学院の設置検討に着手した。平成 15 年 11 月には文部科学省から設置認可を受け、16 年 4 月、「深い人間理解と広い社会的視野から、専門的な知識技術を持って福祉サービス利用者の権利擁護サービスと自立支援を図るスペシフィック・ソーシャルワーカーを養成する」ことを目的として、表 3-①-14 を内容とする福祉マネジメント研究科（専門職大学院）を日本で初めて開設している。

(注) 専門職大学院制度は、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化などにより、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、社会経済の各分野において指導的な役割を果たすとともに国際的にも活躍できるような高度で専門的な職業能力を有する人材が求められていることに対応して、平成 15 年度に発足。（文部科学省ホームページから抜粋）

表 3-①-14 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）の概要

項目	内 容	項目	内 容
専攻名	福祉マネジメント専攻	受験資格	大学を卒業した者等で、社会福祉施設での業務に従事している者、保健医療関係施設等で福祉サービスに関わる業務に従事している者等で継続して 3 年以上の実務経験を有する者
定員	80 名		
修業年限	1 年（昼間）		
取得学位	福祉マネジメント修士（専門職）		
コース	ケアマネジメントコース及びビジネスマネジメントコース		

(注) 日社大提出資料に基づき、当省が作成した。

日社大は、「専門職大学院は日本初の試みとして多くの学生や福祉教育機関、関係者がその成果に注目しているところであり、その運営に当たり、先駆的実施にふさわしい内容、成果が得られ

るよう全学を挙げて取り組む。」としており、先駆的、モデル的事業への独自の取組として力を入れている。しかし、入学者については、平成 17 年度分は 2 回にわたって募集したものの、志願者が定員を割り込み、3 回目の募集及び追加募集を行った結果、表 3-①-15 のとおり、入学者は定員を 21 人下回っている（定員充足率 73.8%）。

表 3-①-15 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）の入学者の状況（平成 17 年度）

（単位：人、%）

年度	定員(a)	志願者	合格者	入学者(b)	定員充足状況(b-a)	定員充足率(b/a)
平成 16	80	123	89	80	0	100.0
17	80	85	67	59	-21	73.8

（注）日社大提出資料に基づき、当省が作成した。

（7）自己点検・評価等の実施状況

厚生労働省は、平成 13 年度に日社大における介護実習棟の施設整備に係る事業評価（事前評価）を行っているが、これ以外、日社大における委託事業に対する実績評価は行っていない。

一方、大学は、平成 14 年に改正（施行は平成 16 年 4 月 1 日）された学校教育法第 69 条の 3 に基づき、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うこととされているほか、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価を受けることとされている。

日社大は、平成 14 年に、全学的な視点に立った初の自己点検・評価を行うとともに、外部から選任した 5 名の評価委員により自己点検・評価報告書を検討、分析し、15 年に外部評価報告書を作成しているが、学校教育法に基づく自己点検・評価及び認証評価機関による評価については、認証評価機関の選定を含めていまだに行っていない。

社会福祉理論について研究教授する大学が希少であった日社大の設立当初に比べて、社会福祉施策の充実に伴う福祉従事者の需要の増加などにより、社会福祉系の大学等が増加してきていること、それぞれの大学の個性を生かしながら、教育研究を一層発展させていく必要性などから、平成 16 年度に国立大学が法人化されたこと、国の施策として官から民への動きが加速したことなどの背景をかんがみると、数ある私立大学と同様に学校教育法に基づき、設置認可された日社大に対し、国が一般会計の中から経営委託費を交付し、これを運営しなければならない必要性について、検証することは時代の要請でもあると考えられる。

事例3-② 診療等委託費（高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費）（厚生労働省）

（事業等の概要）

高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費は、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）が委託を受けて実施する、i) 労働条件等自主的改善対策推進事業、ii) 労働条件相談センター事業、iii) 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業、iv) 中小企業賃金制度支援事業等に対して交付するものである（これらi)からiv)までの事業の平成16年度決算額：10億3,123万円）。

（調査結果）

- ① 労働条件相談センター事業により設置されている労働条件相談センター（以下「相談センター」という。）は、その設置要綱において、「労働者が通勤途上の17時以降や土曜日に容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるよう、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に」開設するとされ、全基連の各都道府県支部（以下「支部」という。）とは別の来所しやすい場所に設置されており（全国20か所）、それに要する賃借料等の経費が支出されている。相談センターではフリーダイヤルを開設していることもあり、平成12年度から16年度までの間に来所した相談者の割合は、相談者全体の1割程度（平成16年度の場合、9.6%（相談者47,176人中4,520人が来所）、1相談センター1日当たりでは0.8人）となっている。
- ② 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業及び中小企業賃金制度支援事業（以下「2事業」という。）は、企業における労働条件や賃金制度の整備・改善のための支援を行う事業で、事業ごとに、企画管理業務を行う者と、企業に赴くなどして指導・助言を行う者（以下、これらを「担当者」という。）がそれぞれ配置されている。この2事業は、広く労働条件の確保及び改善を目的としている点で共通している部分もあり、担当者には、労働関係法令に精通した類似の経験を持つ者が委嘱され、中には、2事業の企画管理業務を兼務している担当者もみられる。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、相談センターの設置場所を見直したり、事業ごとに置かれている担当者の配置を弾力化するなどの措置を講ずることにより、委託費の縮減を図る必要がある。

1 補助金等の概要等

（1）補助金等の概要

ア 創設年度：昭和54年度（高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費）

イ 根拠法令：なし

ウ 会計名：労働保険特別会計 労災勘定

エ 制度の概要等

高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費は、全基連が厚生労働省から委託を受けて実施する、i) 労働条件等自主的改善対策推進事業、ii) 労働条件相談センター事業、iii) 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業、iv) 中小企業賃金制度支援事業（以上のi)

からiv) までを総称して、以下「4事業」という。) 等に対して交付するものである。

4事業の概要は、それぞれ表3-②-1のとおりとなっている。

表3-②-1 4事業の概要

事業名等	4事業の概要
労働条件等自主的改善対策 推進事業 (事業創設:昭和63年度)	労働条件等の企業による自主的改善対策を推進するため、現在は、労働条件に関する各種情報を収集・整理し提供する労働条件に関する各種情報提供事業、業種、業態を反映してモデル就業規則を作成し、これを普及する事業等を実施するもの
労働条件相談センター事業 (事業創設:平成10年度)	労働者が勤務時間外に気軽に労働条件について相談できる窓口を整備するもの
新規起業事業場の労働条件 整備サポート事業 (事業創設:平成11年度)	新規設立事業場等に対し、労働関係法令に詳しい専門家の派遣、支部での相談受付により、事業場の実情に応じた適正な労働条件を整備することについて指導・助言するもの
中小企業賃金制度支援事業 (事業創設:平成7年度)	中小企業向けのモデル賃金制度や企業で採用されている賃金制度の自主点検表の作成・提供、中小企業賃金制度診断(以下「賃金制度診断」という。)、セミナーの開催等により、中小企業の賃金制度の整備・改善を支援するもの

(注) 当省の調査結果による。

(2) 予算・決算の推移

表3-②-2 高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費の推移

(単位:円、%)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額(a)	3,075,953,000	2,695,572,000	2,411,356,000	2,402,299,000	1,774,076,000
決算額(b)	2,762,385,226	2,441,421,816	2,125,637,401	2,132,322,119	1,604,108,816
執行率(b/a)	89.8	90.6	88.2	88.8	90.4

(注) 1 補助金総覧に基づき、当省が作成した。なお、本委託費には、今回調査対象とした4事業以外にも、労働者マルチライフ支援事業委託費等20事業(平成16年度)が含まれている。

2 予算額は、補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) 調査対象委託費の推移

今回調査対象とした4事業の委託費の推移は、表3-②-3のとおりとなっている。

今回調査した全基連の13の道府県支部(以下「13支部」という。ただし、労働条件相談センター事業については、全基連の11の道府県支部(以下「11支部」という。)を調査した。)において支出した委託費の推移は、表3-②-4のとおりとなっている。

なお、労働条件等自主的改善対策推進事業については、労働条件に関する各種情報提供事業を調査対象としている。

表3-②-3 調査対象委託費の推移

(単位：円、%)

区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
労働条件等自主的改善対策推進事業	委託額(a)	913,788,000	744,392,000	637,465,000	597,826,000	262,143,000
	決算額(b)	910,318,395 (164,852,653)	743,467,610 (200,648,536)	618,656,226 (194,119,007)	577,846,528 (184,420,722)	247,220,438 (145,148,115)
	執行率(b/a)	99.6	99.9	97.0	96.7	94.3
労働条件相談センター事業	委託額(a)	372,958,000	377,021,000	373,131,000	369,752,000	366,069,000
	決算額(b)	372,958,000	377,021,000	368,863,635	360,421,684	350,625,408
	執行率(b/a)	100.0	100.0	98.9	97.5	95.8
新規起業事業場の労働条件整備サポート事業	委託額(a)	230,695,000	230,166,000	217,889,000	180,399,000	176,884,000
	決算額(b)	229,040,886	229,472,072	205,939,936	173,528,738	162,552,044
	執行率(b/a)	99.3	99.7	94.5	96.2	91.9
中小企業賃金制度支援事業	委託額(a)	393,890,777	391,718,000	323,423,000	291,765,000	305,893,000
	決算額(b)	370,460,882	383,286,547	291,204,394	282,860,894	270,830,101
	執行率(b/a)	94.1	97.8	90.0	96.9	88.5
4事業合計	委託額(a)	1,911,331,777	1,743,297,000	1,551,908,000	1,439,742,000	1,110,989,000
	決算額(b)	1,882,778,163 (1,137,312,421)	1,733,247,229 (1,190,428,155)	1,484,664,191 (1,060,126,972)	1,394,657,844 (1,001,232,038)	1,031,227,991 (929,155,668)
	執行率(b/a)	98.5	99.4	95.7	96.9	92.8

(注) 1 各事業の各年度委託事業精算報告書に基づき、当省が作成した。

2 労働条件等自主的改善対策推進事業の「決算額」欄の()内は、労働条件等自主的改善対策推進事業のうち、労働条件に関する各種情報提供事業の事業費として支出した額を記載した。

表3-②-4 調査対象支部における委託費支出額の推移

(単位：円)

区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
労働条件に関する各種情報提供事業	13支部合計	22,881,250	29,097,893	30,469,664	31,258,251	22,879,621
	13支部平均	1,760,096	2,238,299	2,343,820	2,404,481	1,759,971
労働条件相談センター事業	11支部合計	192,933,501	189,676,204	189,773,247	178,342,728	174,064,210
	11支部平均	17,539,409	17,243,291	17,252,113	16,212,975	15,824,019
新規起業事業場の労働条件整備サポート事業	13支部合計	47,216,482	47,315,861	45,866,078	34,799,916	32,118,756
	13支部平均	3,632,037	3,639,682	3,528,160	2,676,917	2,470,674
中小企業賃金制度支援事業	13支部合計	98,783,434	88,525,011	56,320,960	46,519,288	57,285,660
	13支部平均	7,598,726	6,809,616	4,332,382	3,578,407	4,406,589

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成12年度は、支出額のうち旅費・宿費に消費税が含まれる。

(2) 4事業の目的、事業内容等

4事業の概要是前記表3-②-1のとおりであり、いずれの事業も、適正な労働条件についての情報提供等を通じて労働条件（賃金制度を含む。）の改善を図るという点で、その目的が共通している。事業内容としても、次のアからエまでのとおり、労働時間、休日・休暇、退職・定年制度、賃金・退職金制度等が各事業に共通して取り扱われている。

ア 労働条件等自主的改善対策推進事業の労働条件に関する各種情報提供事業

本事業は、労働統計や労働条件に関する判例、民間企業における労働条件整備や人事労務管理の実態に関する各種情報を収集・整理し、求めに応じて提供する事業である。

具体的には、全基連の本部（以下「本部」という。）が表3-②-5に掲げた情報を収集・編集したデータベースを構築し、支部の情報提供担当職員が利用者からの申込み（FAX、郵送又は電話）に応じ、データベースシステムの専用端末機器を操作して必要な情報を取り出して、情報提供（FAX又は郵送）を行っている。また、提供される各種情報のうち毎月勤労統計、賃金構造基本統計及び労働基準関係判例は、本部のホームページに掲載されていることから、利用者は、このホームページで直接情報を検索し、入手することも可能となっている。

表3-②-5 提供情報の内容

区分		提供情報の内容
労働統計	毎月勤労統計	常用労働者を5人以上雇用する事業場の雇用、給与及び労働時間の変動状況
	賃金構造基本統計	主要産業に雇用される常用労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数、産業、事業場規模別の賃金の実態
労働基準関係判例		判決文や判例集等から収集・整理した労働基準等に関する主な民事・刑事判例
労働条件実態調査結果		企業が就業規則を整備する上で参考となるよう収集・整理した、就業規則の実例
民間企業の賃金・退職金制度事例		企業が賃金・退職金制度を整備・改善する上で参考となるよう収集・整理した、賃金・退職金制度の事例
民間企業の人事労務管理制度事例		企業が労働条件を整備・改善する上で参考となるよう収集・整理した、人事労務管理制度の事例

(注) 当省の調査結果による。

13支部における情報提供件数の推移は表3-②-6のとおりとなっている。

平成16年度の支部ごとの件数は表3-②-7のとおりであり、最多のJ3支部が661件、最少のJ9支部が9件と、背後人口等の差はあるにしても、地域によって大きく偏っている状況がみられる。

表3-②-6 13支部において提供した情報件数の推移

(単位：件)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
13支部合計	6,652	8,002	7,368	4,552	2,535
13支部平均	511.7	615.5	566.8	350.2	195.0

(注) 当省の調査結果による。

表3-②-7 13支部における提供情報別件数(平成16年度)

(単位:件)

区分	J 1 支部	J 2 支部	J 3 支部	J 4 支部	J 5 支部	J 6 支部	J 7 支部	J 8 支部	J 9 支部	J 10 支部	J 11 支部	J 12 支部	J 13 支部
労働統計	10	67	152	0	0	40	0	0	0	0	8	20	69
毎月勤労統計	8	3	26	0	0	7	0	0	0	0	0	14	29
賃金構造基本統計	2	64	126	0	0	33	0	0	0	0	8	6	40
労働基準関係判例	0	12	143	0	274	0	0	69	0	0	63	2	121
労働条件実態調査結果	26	22	81	63	0	100	0	225	0	1	30	7	122
民間企業の賃金・退職金制度事例	60	9	124	63	5	45	27	0	9	11	26	11	21
民間企業の人事労務管理制度事例	31	5	4	9	0	70	15	53	0	22	12	3	7
その他	0	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
計	127	115	661	135	279	255	42	347	9	34	139	43	349

(注) 当省の調査結果による。

イ 労働条件相談センター事業

本事業は、全国17都道府県の20か所に相談センターを設置し、日祭日と年末年始を除いて、電話(フリーダイヤル)又は来所による労働条件に関する相談及び情報提供の求めに対応するものである。受付時間は、月曜日から金曜日は午後2時から午後8時まで、土曜日は午後1時から午後6時までとなっている。

平成15年度及び16年度に、全国20か所の相談センターで受け付けた相談を相談内容別に整理した件数(以下「相談件数」という。)は、表3-②-8のとおりとなっている。

表3-②-8 相談内容別の相談件数

(単位：件)

区分	平成15年度	16年度
解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）	6,698	5,461
労働条件引き下げ（賃金・退職金・その他）	2,573	2,180
在籍出向	120	102
配置転換	749	719
退職勧奨	1,617	1,111
懲戒処分	201	216
採用内定取消	133	105
雇止め	501	495
昇給・昇格	153	153
賃金不払	8,298	8,097
労働時間	3,717	3,775
休日・休暇	4,464	4,373
セクハラ	307	319
いじめ・嫌がらせ	1,822	1,984
育児・介護休業等	234	222
母性健康管理	55	58
パートタイム	913	1,282
募集	565	568
採用	1,127	992
労働者派遣	844	1,064
定年等	117	118
年齢差別	23	20
障害者差別	30	28
雇用管理改善・その他	262	343
労働契約の承継	245	170
教育訓練	38	49
人事評価	85	95
雇用保険	3,991	3,610
労災保険	1,562	1,596
社会保険	2,231	2,095
損害賠償	874	1,099
その他	15,924	20,163
計	60,473	62,662

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

ウ 新規起業事業場の労働条件整備サポート事業

本事業は、i) 設立（分社化し独立した場合を含む。）又は事業開始等により労働基準関係法令の適用を受けるようになっておおむね5年以内の事業場、ii) 異業種に進出してそのための事業場に労働者を配置した日からおおむね5年以内の事業場（以上のi)及びii)を総称して、以下「新規起業事業場」という。）を対象として、労働条件に関する制度と実情に詳しい専門家が、事業場の実情に応じてその労働条件の整備について指導・助言を実施するものである。

この指導・助言としては、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等との連携・協力により、i) 支部に設置した相談コーナーに寄せられた相談への対応、ii) 支援を希望する新規起業事業場への専門家の派遣（以下「申請事業場に対するサポート事業」という。）を行っている。

13 支部における申請事業場に対するサポート事業の実施件数の推移は表3-②-9のと

おりであり、また、47都道府県支部（以下「47支部」という。）における申請事業場に対するサポート事業の事業場規模別件数は表3-②-10、指導内容別延べ件数は表3-②-11のとおりとなっており、平成15年度以降は、主として予算額の減少に伴い事業実績は減少している。

表3-②-9 13支部における申請事業場に対するサポート事業実施件数（事業場数）の推移
(単位：件（事業場）)

区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
13支部合計	起業	451	455	450	360	317
	新分野	95	74	100	54	56
	計	546	529	550	414	373
13支部平均	起業	34.7	35.0	34.6	27.7	24.4
	新分野	7.3	5.7	7.7	4.2	4.3
	計	42.0	40.7	42.3	31.8	28.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「起業」欄には、設立（分社化し独立した場合を含む）又は事業開始等労働基準関係法令の適用を受けるようになっておおむね5年以内の事業場の申請に応じて事業を実施した件数、「新分野」欄には、異業種に進出し、当該異業種の事業場に労働者を配置した日からおおむね5年以内の事業場の申請に応じて事業を実施した件数を記載した。

表3-②-10 47支部における申請事業場に対するサポート事業の事業場規模別実施件数（事業場数）の推移
(単位：件（事業場）)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
労働者数9人以下	1,146	1,108	1,192	879	782
労働者数10人から29人	265	273	299	208	206
労働者数30人以上	99	142	111	93	76
計	1,510	1,523	1,602	1,180	1,064

- (注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表3-②-11 47支部における申請事業場に対するサポート事業の指導内容別実施延べ件数（事業場数）の推移
(単位：件（事業場）)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
労働契約	895	894	962	726	665
労働時間・休日・休暇	1,008	932	961	716	652
賃金制度	573	521	500	370	304
配転・出向	43	43	40	25	26
解雇	194	196	214	214	186
退職、定年制、退職金制度	309	269	245	206	208
就業規則	943	881	828	646	565
採用・人材確保	406	345	351	244	222
労災保険・雇用保険	767	724	812	614	532
その他	376	328	344	291	281
計	5,514	5,133	5,257	4,052	3,641

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 同一事業所に対する指導内容が複数ある場合は、各指導内容についてそれぞれ計上した。

エ 中小企業賃金制度支援事業

本事業は、モデル賃金制度や企業で採用されている賃金制度の自主点検表の作成・提供、

賃金制度診断、セミナーの開催等により、中小企業の賃金制度の整備・改善を支援するものである。

本部は、学識経験者、賃金等労務管理専門家、事業主団体関係者等の意見も聞きながら、関連データや先進的な賃金制度の事例等を収集分析して、中小企業向けのモデル賃金制度や、企業の賃金制度の自主点検表を作成している。

支部は、団体支援事業として、中小企業集団に対し本部が作成した自主点検表を使用した自主点検の実施やモデル賃金事例集等を用いたセミナーの開催等を行う。また、個別支援事業として、個別中小企業に対し賃金制度診断等を実施し（表3-②-13 参照）、賃金制度の整備・改善について指導・啓発する（このほか、平成16年度までは中小企業賃金制度整備・改善セミナーを開催してきたが、賃金制度診断に重点化するためとして、当面の間これを中止することとしている。）。

13支部における団体支援の実績は表3-②-12、個別支援の実績は表3-②-13のとおりとなっている。

表3-②-12 13支部における団体支援実績

（単位：団体）

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
13支部合計	22	24	13	13	13
13支部平均	1.7	1.8	1.0	1.0	1.0

（注） 当省の調査結果による。

表3-②-13 13支部における賃金制度診断の応募企業数・実施企業数の推移

（単位：企業）

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
13支部合計	応募	41	44	41	53
	実施	45	37	40	42
13支部平均	応募	3.2	3.4	3.2	3.6
	実施	3.5	2.8	3.1	3.2

（注） 1 当省の調査結果による。

2 全基連は、平成16年度の実施企業数について、平成16年度に応募があった企業のうち1企業に対する診断は平成17年5月に終了したため、当該企業を平成17年度の診断実施企業数に計上することとしたとしている。

（3） 労働条件相談センターの設置場所

厚生労働省は、労働条件相談センター設置要綱において、労働条件相談センター事業の目的を、「労働者が通勤途上の17時以降や土曜日に容易かつ気軽に相談や情報提供を受けることができるよう、交通至便なターミナル駅・バスセンター等の周辺に労働条件相談センター（以下「相談センター」という。）を開設し、労働者の労働条件に関する不安の解消を図り、労使間のトラブルの発生を未然に防止することを目的とする。」と定めている。

しかし、次のとおり、支部とは別の場所に相談センターを設置する効果が、十分に発現していない状況となっていた。

① 平成12年度から16年度の間に、全国17都道府県に設置された20か所の相談センターで受け付けた相談件数、相談者数は、表3-②-14のとおりとなっている。

相談センターでは、フリーダイヤルを開設していることもあり、平成 16 年度の相談者数を受付形態別にみると、電話による相談者数が 42,656 人 (90.4%)、来所による相談者数が 4,520 人 (9.6%) と、相談センターに来所した相談者の割合は相談者全体の 1 割程度で、その数も 1 相談センター 1 日 (5 時間又は 6 時間開所) 当たり平均 1 人 (平成 16 年度の場合、0.8 人) となっている。

表 3-②-14 相談受付形態別相談件数の推移

(単位: 件、人、%)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
20 相談センター合計	47,667	64,462	65,726	60,473	62,662
電話	34,611	47,156	49,503	43,555	47,176
割合	31,054	41,761	44,532	38,594	42,656
来所	89.7%	88.6%	90.0%	88.6%	90.4%
割合	3,557	5,395	4,971	4,961	4,520
割合	10.3%	11.4%	10.0%	11.4%	9.6%

(注) 1 厚生労働省の資料及び全基連の資料に基づき、当省が作成した。

2 上段に相談件数、下段に相談者数を記載し、相談者数について電話、来所別数を記載した。

今回調査対象とした 12 の相談センター（以下「12 相談センター」という。）で受け付けた相談件数、相談者数は、表 3-②-15 のとおりとなっている。

表 3-②-15 相談センターにおける相談件数等の推移

(単位: 件、人、%)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
12 相談センター合計	22,527	34,485	37,396	35,006	33,806
電話	16,245	24,636	26,849	23,654	22,852
割合	14,035	21,275	23,681	20,405	19,926
来所	86.4%	86.4%	88.2%	86.3%	87.2%
割合	2,210	3,361	3,168	3,249	2,926
割合	13.6%	13.6%	11.8%	13.7%	12.8%
12 相談センター平均	1877.3	2873.8	3116.3	2917.2	2817.2
電話	1353.8	2053.0	2237.4	1971.2	1904.3
来所	1169.6	1772.9	1973.4	1700.4	1660.5
割合	184.2	280.1	264.0	270.8	243.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上段に相談件数、下段に相談者数を記載し、相談者数について電話、来所別数を記載した。

3 なお、J19 相談センターは、J5 支部と同一ビルに設置されている。平成 12 年度から 16 年度の間、J19 相談センターにおける相談者全体 (7,261 人) に占める来所者 (977 人) の割合は 13.5%、12 相談センターにおける相談者全体 (114,236 人) に占める来所者 (14,914 人) の割合は 13.1% となっており、J19 相談センターの来所者割合は、12 相談センターの平均を若干上回っていた。

② 12 相談センターにおける相談センターの賃借料等は、表 3-②-16 のとおりとなっている。

表3-②-16 12相談センターの賃借料等（平成16年度）（単位：円）

相談センター別	金額	金額内訳
J 14 相談センター	3,999,432	賃借料（共益費を含む）
J 15 相談センター	4,126,608	賃借料（共益費を含む）
J 16 相談センター	2,016,000	賃借料（共益費を含む）
J 17 相談センター	2,399,040	賃借料（共益費を含む）
J 18 相談センター	3,725,640	賃借料（共益費を含む）
J 19 相談センター	3,020,976	賃借料（共益費を含む）
J 20 相談センター	2,135,316	賃借料（共益費を含む）
J 21 相談センター	3,024,000	賃借料（共益費を含む）
J 22 相談センター	3,931,200	賃借料（共益費を含む）
J 23 相談センター	4,517,724	賃借料（共益費を含む）
J 24 相談センター	2,310,000	賃借料（共益費なし）
J 25 相談センター	4,206,132	賃借料（共益費を含む）
12相談センター合計	39,412,068	—
12相談センター平均	3,284,339	—

(注) 当省の調査結果による。

(4) 4事業の担当者の概要

4事業に従事するために支部に配置されている担当者及びその職務内容は、表3-②-17のとおりとなっている。

表3-②-17 4事業に従事するために支部に配置されている担当者及びその職務内容

事業	職名	主な職務内容
労働条件に関する各種情報提供事業	情報提供担当職員	FAX・郵便や電話により、申込者の要望を把握し、支部に設置された専用端末機器を操作して必要な情報を取り出し、FAX又は郵送によりこれを申込者に送付するという定型的な業務
労働条件相談センター事業	チーフアドバイザー	1 チーフアドバイザー、アドバイザー及び専門家の勤務日の調整、相談センターの事務管理及び支部との連絡調整 2 相談への対応（窓口又は電話で相談に応じ、対処方法を助言・説明する。専門家が相談に応じたほうがよいと判断される事案については、相談日を調整・設定し、専門家に対応をゆだねる。） 3 情報の提供（労働基準関係法令や労働判例の内容、厚生労働省その他関係機関から収集した各種パンフレット等） 4 各種機関の教示
	アドバイザー	チーフアドバイザーが行う2から4の業務
	専門家	専門的な法律相談に対する助言・説明
	支部担当職員	事業に関する庶務
新規起業事業場の労働条件整備サポート事業	コーディネーター	1 事業全体の統括管理業務 2 支部に設置された相談コーナーに来所した新規起業事業者への指導、助言 3 事業に関する申請の受理 4 コーチャーに対する指示、指導 5 公共職業安定所及び関係団体との連携
	コーチャー	コーチャー用指導マニュアルに基づく申請事業場への指導、助言及び情報提供
	支部担当職員	事業に関する庶務、経理
中小企業賃金制度支援事業	推進員	事業対象企業・団体の選定、企業・団体に対する支援計画の作成、対象企業・団体との連絡調整、都道府県労働局との連絡調整、事業の周知、本部への事業実施状況の報告等
	アドバイザー	事業対象として選定した企業や、団体の所属企業の賃金制度の分析、整備・改善についての助言

(注) 当省の調査結果による。

担当者は、それぞれ本部が示した年間活動人日を勤務日数の目安として活動し、実際に出勤した日数に謝金（賃金）単価（本部が担当者ごとに全国一律で示したもの）を乗じた額の謝金（賃金）が支給されている。各担当者の平成 16 年度の謝金単価及び活動人日は表 3-②-18 のとおりとなっている。

表 3-②-18 支部において 4 事業に従事する者の謝金単価及び活動人日（平成 16 年度）

区分	謝金（賃金）単価	活動人日
① 情報提供担当職員	10,660 円／日	月 13 人日
② チーフアドバイザー アドバイザー 専門家 支部担当職員	12,100 円／日	月 25 人日
	8,810 円／日	月 25 人日
	9,200 円／時	月 8 人時間
	6,010 円／日	月 2 人日
③ コーディネーター コーチャー 支部担当職員	8,810 円／日	月 8 日（支部における年間の申請事業場数 15 未満の場合） 月 10 日（支部における年間の申請事業場数 15 以上 22 未満） 月 12 日（支部における年間の申請事業場数 22 以上）
	8,810 円／日	申請事業場 1 事業場当たり 3 日
	6,010 円／日	月 2 人日
	8,720 円／日	年 170 人日
④ 推進員 アドバイザー	19,380 円／日	年 40 人日

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 ①には「労働条件等自主的改善対策推進事業の労働条件に関する各種情報提供事業」、②には「労働条件相談センター事業」、③には「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業」、④には「中小企業賃金制度支援事業」の従事者について記載した。
 3 13 支部又は 12 相談センターにおいて、4 事業に従事した者の平成 16 年度の 1 支部（1 相談センター）当たりの年間平均延べ活動人日（時間）は、次表のとおりとなっている。

区分	年間平均延べ活動人日（時間）
① 情報提供担当職員	156.0 人日（月 13.0 人日）
② チーフアドバイザー アドバイザー 専門家	312.1 人日（月 26.0 人日）
	568.7 人日（月 47.4 人日）
	88.7 人時間（月 7.4 人時間）
③ コーディネーター コーチャー	118.4 人日（月 9.9 人日）
	89.3 人日（月 7.4 人日）
④ 推進員 アドバイザー	159.1 人日（月 13.3 人日）
	41.4 人日（月 3.45 人日）

これらの担当者の委嘱要件は、表 3-②-19 のとおりとなっている。労働条件相談センター事業のチーフアドバイザー及びアドバイザー、新規起業事業場の労働条件整備サポート事業のコーディネーター及びコーチャー、中小企業賃金制度支援事業の推進員及びアドバイザーについては、労働関係法令に精通していることを挙げており、求められる能力としてはこれら各事業に共通しているといえる。

13 支部において、平成 16 年度に 4 事業に従事した担当者の主な職歴、資格を調査したところ、労働条件相談センター事業、新規起業事業場の労働条件整備サポート事業及び中小企業賃金制度支援事業においては、労働基準行政全般に精通している者が大半を占めており（表 3-②-20 参照）、類似の経験を持つものが委嘱されている状況にある。

また、J11 支部においては、新規起業事業場の労働条件整備サポート事業のコーディネーターと中小企業賃金制度支援事業の推進員を兼務している状況がみられた。

表3-②-19 4事業に従事するためには支部に配置されている担当者及びその委嘱要件等

事業	職名	委嘱要件等
労働条件に関する各種情報提供事業	情報提供担当職員	i) 労働基準法を理解できるなど労働関係の知識、ii) 統計の知識、並) システムの操作技能を備えた者
労働条件相談センター事業	チーフアドバイザー及びアドバイザー	次に掲げる者であって、本事業の対象となる相談者に対する助言・説明を行うために必要な知識及び能力を有する者 ① 労働基準行政経験者 ② ①以外の行政経験者 ③ ①及び②以外のもので支部長が適任と認めた者
	専門家	次に掲げる者であって、本事業の対象となる相談者の専門的な法律相談に対して、助言・説明を行うために必要な知識及び能力を有する者 ① 弁護士 ② 大学(短期大学も含む)における法律学の教授若しくは助教授の職にある者(職にあった者も含む)であって、労働条件に関する法律に関し専門的知識を有する者 ③ ①及び②以外の者で、支部長が適任と認めた者
	支部担当職員	専門的な業務に従事していないことから委嘱要件等は定められていない。
新規起業事業場の労働条件整備サポート事業	コーディネーター	1 次に掲げる者であって、本事業の対象となる新規起業事業場への指導、助言および情報提供を行うとともに、本事業全体の統括を行うために必要な知識及び能力を有する者とする。 ① 労働基準行政経験者 ② 社会保険労務士 ③ ①及び②以外の者で、支部長が適任と認めた者 2 労働基準法等関係法令に精通し、新規起業事業場における労働条件の改善等に熱意のある者であること。
	コーチャー	1 次に掲げる者であって、本事業の対象となる新規起業事業場への指導、助言及び情報提供を行うために必要な知識及び能力を有する者とする。 ① 社会保険労務士 ② 労働基準行政経験者 ③ ①及び②以外の者で、支部長が適任と認めた者 2 労働基準法等関係法令に精通し、新規起業事業場における労働条件の改善等に熱意のある者であること。 3 社会的信望があり、かつ労働条件制度の整備について専門的な知識を有し、相当長期間にわたり中小企業の労働条件制度の整備等について指導した経験を有する者であること。 4 労働基準監督機関の行う労働条件整備関係施策に関し理解を有すること。 5 コーチャーとしての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又はその信用を害するおそれがない者であること。 6 現に特定の企業に属していない者であること。
	支部担当職員	専門的な業務に従事していないことから委嘱要件等は定められていない。
中小企業賃金制度支援事業	推進員	賃金に関する労働関係法令を熟知し、賃金制度に関する知識と国の施策への理解があり、かつ、事業推進にかかる事務処理能力がある者
	アドバイザー	中小企業の賃金制度について、知識・経験を有し、現実に具体的専門技術的改善指導のできる者

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、各事業に従事している担当者の能力等が共通していると考えられる箇所を示したものである。

表3-②-20 13支部における4事業担当者の主な職歴、資格の集計（平成16年度）

(単位：人)

区分	労働基準行政全般	賃金制度	労働安全（労災）	その他	計
労働条件等自主的改善対策推進事業の情報提供担当職員	—	—	—	13	13
労働条件相談センター事業のチーフアドバイザー及びアドバイザー	156<112>	1	1	1	159
新規起業事業場の労働条件整備サポート事業のコーディネーター	12<6>	—	—	2 (1)	14 (1)
中小企業賃金制度支援事業の推進員	14<2>	2	3	4 (1)	23 (1)
計	182<120>	3	4	20(2)	209 (2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 担当者が複数の業務を兼務している場合、重複数を()内に記載した。

3 担当者数のうち、社会保険労務士の資格保有者数を< >内に記載した。

事例3-③ 職業講習等委託費（雇用管理改善推進事業等委託費）の民営職業紹介事業指導援助事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

民営職業紹介事業指導援助費は、社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が委託を受けて実施する職業紹介責任者講習会（以下「講習会」という。）等に対して交付されるものである（平成16年度決算額：1億4,300万円）。講習会は、職業紹介責任者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14等において職業紹介事業者に選任が義務付け）として選任が予定されている者等に対し、職業安定法及び関係法令の趣旨、職業紹介責任者の職務等について講習を行うものである。

（調査結果）

講習会は厚生労働省として実施するものであり、委託要綱及び委託契約書において、受託者たる民紹協は、委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、これを他の経理と区分するとされている。

民紹協では、講習会の実施に当たり、受講者から受講費用（新規受講者から8,000円、継続受講者であって民紹協の会員から1,000円、非会員から4,000円）を徴収し、これを本委託費では不足するテキストの作成・印刷費等（以下「テキスト作成費等」という。）に充当している。

しかしながら、これらの受講費用の徴収額及びテキスト作成費等は、委託費とは別に、民紹協の收支予算書及び收支計算書において一般会計上の収入及び支出に掲載され、厚生労働省に提出されているものの、委託事業費精算報告書等には掲載されていない。また、民紹協の資料によると、テキスト作成費等のほかに、管理費所要額が民紹協の一般会計から支出されているが、これらの詳細も厚生労働省に報告することとされていない。

さらに、受講費用の徴収額と委託費との合計額が講習会の実施に要した経費を上回ったときの精算方法が定められていないため、調査した平成12年度以降、収入が支出を上回った14年度及び15年度については、民紹協が委託事業である講習会の実施によって利益を得たことになっている。

以上のような委託事業に係る収入及び支出の処理は、透明性及び厳格性に欠けるものであり、適切ではない。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在委託費から支出されていない経費を含め講習会の実施に必要な経費を厳格に算出した上で、それに見合った適正な受講費用を自ら決定するとともに、当該年度の委託事業の終了後、受講費用の徴収による収入額及び支出額を委託事業費精算報告書等により報告させ、受講費用の徴収による余剰金が生じた場合には委託費を減額する仕組みを設けること。
- ② 委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、それぞれの積算根拠と併せて公開し、その透明性を高めること。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 57 年度（雇用管理改善推進事業等委託費）

昭和 62 年度（民営職業紹介事業指導援助費）

イ 根拠法令：雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 64 条第 1 項第 1 号

ウ 会計名：労働保険特別会計 雇用勘定

エ 制度の概要等

雇用管理改善推進事業等委託費は、労働者の採用計画、募集、選考、配置、異動、教育訓練、昇進・昇格、労働条件、福利厚生、退職などの採用から退職にいたるまでの一連の雇用管理等の手法の開発、改善等に関する事業及び調査研究を行うために、民紹協が実施する①民営職業紹介に関する相談に対応する支援・助言、②講習会、③職業紹介所長又は職業紹介に従事する者に対する研修等に対して、厚生労働省が交付するものである。

(2) 予算・決算の推移

表 3-③-1 民営職業紹介事業指導援助費の推移

(単位：円)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	142,237,000	171,997,000	185,513,000	167,997,000	144,930,000
決算額 (b)	142,303,734	172,350,239	185,512,950	167,996,850	142,998,291
執行率 (b/a)	100.05	100.2	100.0	100.0	98.7

(注) 1 委託費交付内訳及び各年度委託事業費精算報告書に基づき、当省が作成した。

2 平成 12 年度及び 13 年度の予算額と決算額に消費税は含まない。

2 調査結果

(1) 講習会の実施状況等

ア 講習会の概要

講習会の受講対象、実施機関、内容等は、職業紹介事業の業務運営要領（平成 11 年 11 月 17 日厚生労働省職業安定局長通達。以下「業務運営要領」という。）において示されており、その概要は、表 3-③-2 のとおりである。

表 3-③-2 講習会の概要

区分	概要
受講対象	原則として、 i 新たに職業紹介事業を行おうとする者 ii 既に許可を受けて職業紹介事業を営む者により職業紹介責任者として選任されることが予定されている者及び職業紹介責任者に選任されている者
実施機関	職業安定局長が、次の要件を満たす者に委託 ① 民法第 34 条の規定に基づき設立された法人である。 ② 職業紹介事業に精通し、講習会の実施に関して十分なノウハウと組織体制を持つ。
講習内容	① 講習会を初めて受講する者を対象とするもの（新規講習） ア 民営職業紹介事業制度の概要について（講習時間目安：1 時間） イ 労働基準法について（講習時間目安：1 時間） ウ 事業運営について（1）（講習時間目安：1 時間） エ 事業運営について（2）（講習時間目安：2 時間） オ 職業安定法及び関係法令について（講習時間目安：1 時間） カ 民営職業紹介事業関係一般的な事項について（講習時間目安：2 時間） ② 既に①を受講し、職業紹介責任者としての職務経験のある者を対象とするもの（継続

	<p>講習)</p> <p>ア 民営職業紹介事業に関する一般的事項について（講習時間目安：1.5時間）</p> <p>イ 民営職業紹介事業運営の状況及び職業紹介責任者の職務遂行上の問題点（講習時間目安：1時間）</p> <p>ウ 民営職業紹介事業の運営及び職業紹介責任者の職務遂行上の問題点について（講習時間目安：1.5時間）</p> <p>なお、①及び②の講習時間については、総時間数が減少しない限り、受講者の構成等を考慮し、弾力的に運用して差し支えないとしている。</p>
--	--

- (注) 1 平成 16 年度の内容について、業務運営要領に基づき、当省が作成した。
- 2 職業紹介責任者は、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）において、i) 職業紹介事業者の事業所ごとに、当該事業所専属の職業紹介責任者として、自己の雇用する労働者の中から選任すること（有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）が職業紹介責任者となることを妨げない。）とされ、ii) 当該事業所において、職業紹介に係る業務に従事する者が 50 人以下のときは 1 人以上の者を、50 人を超える場合は 2 人以上の者を、100 人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が 50 人を超える 50 人ごとに 1 人を 2 人に加えた数以上の者を選任することとされている。

イ 職業安定法における職業紹介責任者の位置付けと講習会の関係

職業紹介責任者の職務は、職業安定法第 32 条の 14、第 33 条、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 の規定に基づき、①求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関する事項、②求人者の情報（職業紹介に係るものに限る）及び求職者の個人情報の管理に関する事項、③求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料又は無料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関する事項、④職業安定機関との連絡調整に関する事項とされており、職業紹介事業の適正な運営の確保のための実務上の要をなすものである。また、同法第 32 条の 14、第 33 条、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 においては、有料及び無料職業紹介事業者について、「職業紹介責任者を選任しなければならない」と定められているため、職業紹介責任者はもちろんのこと、将来的に職業紹介責任者となることが予定される者も含め講習会を受講している。

なお、業務運営要領においては、有料職業紹介事業の許可を受けようとする者が、職業安定法第 31 条第 1 項に定める能力を有するか否かを判断する事項が挙げられている。そのうち、職業紹介責任者に関する判断の一つとして、「職業安定機関又は職業安定局長が指定する者の行う「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新の申請の受理の日の前 5 年以内の受講に限る。）した者であること。」が挙げられている（表 3-③-3 参照）。

表3-③-3 有料職業紹介事業の許可をする際の判断事項（業務運営要領抜粋）

第3 許可基準
2 有料職業紹介事業の許可基準
(1) 有料職業紹介事業許可基準
有料職業紹介事業許可基準
次のいずれにも該当するものについて、有料職業紹介事業の許可をするものとする。
3 法第31条第1項第3号の要件（1から2までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）
次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。
(2) 職業紹介責任者に関する要件
職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、またその他業務を適正に遂行する能力を有する者であること。
ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。
(イ) 職業安定機関又は職業安定局長が指定する者の行う「職業紹介責任者講習会」を受講（許可又は許可の有効期間の更新の申請の受理の日の前5年以内の受講に限る。）した者であること。
(ロ) 成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。

(注) 本表は業務運営要領を抜粋したものである（ただし、下線は当省が付したものである。）。

ウ 講習会の実施状況

講習会は、毎年度、厚生労働省と民紹協との間で締結された民営職業紹介事業指導援助事業の委託契約に基づき実施されている。講習会には、民紹協が単独で開催する新規講習及び継続講習、民紹協の会員団体が会員団体別に開催する職業別講習があり、職業別講習は、平成16年度に廃止されている。講習会の実施回数、受講者数の推移は、表3-③-4のとおりとなっている。

表3-③-4 講習会の実施回数、受講者数の推移 (単位：回、人)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
新規講習	実施回数	20	23	21	24
	受講者数	3,663	4,450	4,414	5,189
継続講習	実施回数	20	20	17	17
	受講者数	2,350	1,976	2,445	2,391
職業別講習	実施回数	13	12	14	14
	受講者数	1,015	800	825	762
計	実施回数	53	55	52	55
	(指數)	(100)	(104)	(98)	(104)
	受講者数	7,028	7,226	7,684	8,342
	(指數)	(100)	(103)	(109)	(119)

(注) 1 各年度委託事業実施結果報告書に基づき、当省が作成した。

2 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指數である。

(2) 講習会の実施に要する経費

今回、民紹協において、講習会の実施経費を調査したところ、次のとおり、講習会の実施に係る収入及び支出の処理に、透明性及び厳格性に欠ける状況がみられた。

ア 民営職業紹介事業指導援助費の講習会実施経費

講習会の実施経費として支出された民営職業紹介事業指導援助費（以下「講習会委託費」という。）は、表3-③-5のとおりとなっている。

表3-③-5 講習会委託費（支出額）の推移

(単位：円)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
新規講習	12,254,820	13,892,824	17,929,153	16,019,722	14,859,067
(指数)	(100)	(113)	(146)	(131)	(121)
継続講習	8,779,303	8,696,120	9,497,887	6,974,856	3,304,340
(指数)	(100)	(99)	(108)	(79)	(38)
職業別講習	2,201,335	1,840,615	2,532,605	2,686,704	0
(指数)	(100)	(84)	(115)	(122)	(0)
講習会委託費（合計）	23,235,458	24,429,559	29,959,645	25,681,282	18,163,407
(指数)	(100)	(105)	(129)	(111)	(78)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成12年度及び13年度の民営職業紹介事業指導援助費、新規講習、継続講習及び職業別講習額には消費税を含まない。
 3 職業別講習は平成16年度に廃止された。
 4 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指数である。

平成16年度の講習会委託費は、講師謝金、旅費、会場借上費、補助員賃金、講習会資料作成費、講習会パンフレット作成費として支出されている（表3-③-6参照）。

表3-③-6 講習会委託費支出内訳（平成16年度）

(単位：人、部、回、円)

区分	人数、部数等	総額
講師謝金	68人	2,366,643
旅費	35人	2,254,980
会場借上費	—	9,033,177
補助員賃金	18人	123,900
講習会資料作成費	レジュメ作成	35,350部
	受講証明書作成	10,000部
	封筒作成	9,500部
	受講票用はがき購入	9,500部
	通信運搬費	—
講習会パンフレット作成費	日程表作成	10,200部、2回
	通信運搬費	—
計	—	18,163,407

(注) 平成16年度委託事業費実施結果内訳に基づき、当省が作成した。

イ 講習会委託費以外の講習会実施経費

① 講習会受講者から徴収する受講費用（講習会の実施に伴う収入）

民紹協では、表3-③-7のとおり、講習会委託費とは別に、受講費用として、講習会の受講者から1,000円から8,000円の負担額を徴収している。

表3-③-7 講習会受講費用

(単位：円)

区分	平成14年度		15年度		16年度	
	会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
新規講習	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
継続講習	1,000	7,000	1,000	7,000	1,000	4,000
職業別講習	1,000	—	1,000	—	—	—

(注) 当省の調査結果による。なお、民紹協は、平成17年度の民紹協会員の継続講習受講費用を2,000円としたとしている。

これらの受講費用の徴収の事実、受講費用の金額及び総額については、厚生労働省に提出する「委託事業実施計画書」、「委託事業費精算報告書」、「委託事業実施結果報告書」等に記載されていない。また、委託要綱（民営職業紹介事業指導援助事業委託要綱）や厚生労働省と民紹協の間で締結された委託契約においても、これら受講費用の徴収に関する事項は記載されていない。そのため、この金額の設定は民紹協の判断により行われている。

民紹協は、受講費用について、次のように説明している。

- i 平成 13 年度以降、講習会の資料として、厚生労働省の指定テキスト『職業紹介事業制度について』とは別に、民紹協が厚生労働省から依頼を受けて自主事業として作成したテキスト（新規講習では『職業紹介事業制度の手引』（定価 6,720 円）、継続講習では『職業紹介事業運営の手引』（定価 5,670 円））を使用しており、指定テキスト以外の代金は受講者の負担としている。
- ii 講師によっては、テキスト以外の講習会資料としてレジュメ等を作成し、使用することがあり、この印刷費を受講者の負担としている。
- iii 以上のような資料のほかに、管理費所要額、通信運搬費（郵券、改正テキストの送料）、会議費等の一部を受講者の負担としている。

厚生労働省は、受講費用の徴収の事実は承知していたものの、講習会委託費とは別に、民紹協の收支予算書及び收支計算書に一般会計として計上された受講費用の徴収額（収入）の詳細を把握していない。

② 講習会の実施に伴う支出

民紹協は、講習会委託費とは別に、講習会の実施に要する経費を、民紹協の收支予算書及び收支計算書の一般会計上に「講習会等開催費」として計上し、これ以外にも、管理費所要額を一般会計から支出しているとしている。

平成 16 年度の收支計算書に計上された講習会実施経費の内訳は、表 3-③-8 のとおりとなっている。

表 3-③-8 民紹協の收支計算書に計上された講習会実施経費の内訳（平成 16 年度）
(単位：円)

支出項目	金額
講習会等開催費からの支出	
臨時職員賃金	1,593,090
会議費	1,110,645
通信運搬費（郵券、改正テキストの送料）	4,261,509
パソコンリース料、保守料等	3,583,962
テキスト代（新規用、継続用）	12,952,144
H.P.修正費用、発送手数料	1,843,220
受付システム開発費用	842,541
講習会等開催費以外からの支出	31,237,478
計	57,424,589

(注) 1 当省の調査結果による。

2 民紹協は、管理費所要額を、民紹協の收支計算書の支出の部の管理費の決算額（平成 16 年度 70,611,229 円）から、次の計算式で算出している。

管理費所要額 = 管理費（決算額） × 講習会の開催回数 × 講習会の前日、当日及び翌日の半日の合計日数 / 実稼動日数（1年（365 日）から土曜、日曜及び祝日を除いた日数）

これらの講習会実施経費については、厚生労働省に提出することとされている「委託事業実施計画書」、「委託事業費精算報告書」、「委託事業実施結果報告書」等には記載されておらず、委託要綱や委託契約において報告すべき事項とされていない。

また、厚生労働省は、民紹協において講習会受講者から徴収した受講費用を講習会の経費として充当している事実は承知していたものの、講習会委託費とは別に、民紹協の収支予算書及び収支計算書に一般会計として計上された講習会の実施に要した経費（支出）の詳細を把握していない。

③ 講習会の実施に伴う収入及び支出

委託要綱及び委託契約書において、帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係る書類等は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、他の経理と区分して整備することとされている。このため、受講費用の徴収額（収入）及び講習会委託費以外に講習会の実施に要した経費（支出）については、民紹協の自主事業に係る収入及び支出と区分される必要がある。しかし、上記①及び②のとおり、受講費用は一般会計の収入に、講習会等開催費は一般会計の支出に計上され、これ以外の経費も一般会計の他の事業費等の中に組み込まれており、委託事業に係る収入及び支出とそれ以外のものが明確に区分されていない。

また、上記の①及び②により、講習会の実施に係る受講費用の徴収額（収入）と講習会委託費以外に講習会の実施に要した経費（支出）を試算すると、表3-③-9のとおり、今回調査した平成12年度以降、14年度及び15年度において収入が支出を上回っており、この2か年度については、委託事業である講習会の実施によって民紹協が利益を得たことになっているが、このような余剰金が生じたときの措置は定められていない。

表3-③-9 講習会の実施に伴う収入及び支出（講習会委託費を除く）(単位：円)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
受講費用の徴収額 (収入) (a)	23,833,500	31,911,480	44,962,000	51,439,000	56,762,000
(指数)	(100)	(134)	(189)	(216)	(238)
講習会委託費以外 に講習会の実施に 要した経費（支出） (b)	39,452,527	51,725,102	32,374,039	43,054,836	57,424,589
(指数)	(100)	(131)	(82)	(109)	(146)
収支差 (a-b)	△15,619,027	△19,813,622	12,587,961	8,384,164	△662,589

(注) 1 「受講費用の徴収額（収入）」は、民紹協の各年度収支計算書（決算額）による。ただし、民紹協が自己負担すべき受講費用の徴収額は計上していない（民紹協の会員事業所に所属する受講者に対しては、受講費用を減額（継続講習において3,000円減額）しており、これは、民紹協の負担となるべきものである。）。

2 「講習会委託費以外に講習会の実施に要した経費（支出）」は、当省の調査結果による。

3 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指数である。

事例3-④ 職業講習等委託費（雇用管理改善推進事業等委託費）の労働者派遣事業雇用管理等援助事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

労働者派遣事業雇用管理等援助費は、社団法人日本人材派遣協会（以下「派遣協会」という。）が委託を受けて実施する派遣元責任者講習（以下「派遣元講習」という。）等に対して交付するものである（平成16年度決算額：1億1,479万円）。派遣元講習は、派遣元責任者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第36条において労働者派遣事業者に選任が義務付け）、将来的に派遣元責任者になることも予定され得る者に対し、派遣元責任者の職務、必要な事務手続き等について講習を行うものである。

（調査結果）

派遣元講習は厚生労働省として実施するものであり、委託要綱及び委託契約書において、受託者たる派遣協会は、委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、これを他の経理と区分するとされている。

派遣協会では、派遣元講習の実施に当たり、受講者から受講費用（会員受講者から4,000円、非会員受講者から6,000円）を徴収し、これを本委託費では不足する資料印刷費、会場費等（以下「資料代等」という。）に充当している。

しかしながら、これらの受講費用の徴収額及び資料代等は、委託費とは別に、派遣協会の收支予算書及び收支計算書において一般会計上の収入及び支出に掲載され、厚生労働省に提出されているものの、委託事業費精算報告書等には掲載されていない。また、派遣協会の資料によると、資料代等のほかに、派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、本委託費から人件費が支給されない者に対する賃金、講習申込受理に係るシステム開発費等が派遣協会の一般会計から支出されているが、これらの詳細も厚生労働省に報告することとされていない。

さらに、受講費用の徴収額と委託費の合計額が派遣元講習の実施に要した経費を上回ったときの精算方法が定められていないため、仮に収入が支出を上回った場合には派遣協会が委託事業である派遣元講習の実施によって利益を得ることになっている状況がみられた。

以上のような委託事業に係る収入及び支出の処理は、透明性及び厳格性に欠けるものであり、適切ではない。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在委託費から支出されていない経費を含め派遣元講習の実施に必要な経費を厳格に算出した上で、それに見合った適正な受講費用を自ら決定するとともに、当該年度の委託事業の終了後、受講費用の徴収による収入額及び支出額を委託事業費精算報告書等により報告させ、受講費用の徴収による余剰金が生じた場合には委託費を減額する仕組みを設けること。
- ② 委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、それぞれの積算根拠と併せて公開し、その透明性を高めること。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 57 年度（雇用管理改善推進事業等委託費）
昭和 62 年度（労働者派遣事業雇用管理等援助費）

イ 根拠法令：雇用保険法第 64 条第 1 項第 1 号

ウ 会計名：労働保険特別会計 雇用勘定

エ 制度の概要等

雇用管理改善推進事業等委託費は、労働者の採用計画、募集、選考、配置、異動、教育訓練、昇進・昇格、労働条件、福利厚生、退職などの採用から退職にいたるまでの一連の雇用管理等の手法の開発、改善等に関する事業及び調査研究を行うために、派遣協会が実施する①労働者派遣事業に関するトラブルや派遣労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談に対応する支援・助言、②派遣元講習、③派遣元事業主に対する雇用管理研修等に対して、厚生労働省が交付するものである。

(2) 予算・決算の推移

表 3-④-1 労働者派遣事業雇用管理等援助費の推移

(単位：円、%)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	98,078,000	105,196,000	139,310,000	129,673,000	114,858,000
決算額 (b)	98,078,000	105,020,748	136,291,800	129,477,574	114,793,204
執行率 (b/a)	100.0	99.8	97.8	99.8	99.9

(注) 委託事業費精算報告書に基づき、当省が作成した。

2 調査結果

(1) 派遣元講習の実施状況等

ア 派遣元講習の概要

派遣元講習の受講対象、実施機関、内容等は、労働者派遣事業関係業務取扱要領（平成 11 年 11 月 17 日厚生労働省職業安定局長通達。以下「業務取扱要領」という。）において示されており、その概要は、表 3-④-2 のとおりである。

表 3-④-2 派遣元講習の概要

区分	内 容
受講対象	派遣元事業主又は労働者派遣事業を行おうとする者により派遣元責任者として選任されることが予定されている者及び派遣元責任者に選任されている者。
実施機関	職業安定局長が次の要件を満たすものに委託 ① 民法第 34 条の規定に基づき設立された法人（公益法人）である。 ② 労働者派遣事業に精通し、派遣元責任者講習の実施に関して十分なノウハウと組織体制を持つ。 ③ 派遣元講習の実施の業務を的確かつ円滑に行うための必要な経理的基礎を有する。
講習内容	① 講習を初めて受講する者を対象とするもの（新規講習） ア 派遣法（講習時間目安：2 時間） イ 労働者派遣事業運営の状況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について（講習時間目安：2 時間） ウ 労働基準法等の適用に関する特例等について（講習時間目安：1 時間） エ 労働者派遣事業に関する一般事項について（講習時間目安：1 時間） ② 既に①を受講し、派遣元責任者としての職務経験のある者を対象とするもの（継続講習）

	<p>ア 労働者派遣事業に関する一般的事項について（講習時間目安：1時間）</p> <p>イ 労働者派遣事業運営の状況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について（講習時間目安：3時間）</p> <p>なお、①及び②の講習時間については、総時間数が減少しない限り、受講者の構成等を考慮し、弾力的に運用して差し支えないとしている。</p>
--	--

- (注) 1 平成 16 年度の内容について、業務取扱要領に基づき、当省が作成した。
- 2 派遣元責任者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）において、i) 派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること（派遣元事業主が派遣元責任者となることは妨げない。）とされ、ii) 当該事業所の派遣労働者の数が 100 人以下のときは 1 人以上、100 人を超える 200 人以下のときは 2 人以上、200 人を超えるときは当該派遣労働者の数が 100 人を超えるごとに 1 人を 2 人に加えた数以上の派遣元責任者を選任することとされている。

イ 派遣法における派遣元責任者の位置付けと派遣元講習の関係

派遣元責任者の職務は、派遣法第 36 条の規定に基づき、①派遣労働者であることの明示（労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示）等、②就業条件等の明示、③派遣先への通知（派遣労働者の氏名等の通知）、④派遣先及び派遣労働者に対する派遣停止の通知、⑤派遣元管理台帳の作成、記載及び保存、⑥派遣労働者に対する必要な助言及び指導の実施、⑦派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、⑧派遣先との連絡・調整等とされており、労働者派遣事業の適正な運営の確保のための実務上の要をなすものである。また、同条においては、派遣元事業主について、「派遣元責任者を選任しなければならない」と定められており、一般労働者派遣事業（許可制）、特定労働者派遣事業（届出制）とを問わず、派遣元責任者を選任する義務があるため、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業の派遣元責任者はもちろんのこと、将来的に派遣元責任者となることが予定される者（派遣事業の業務担当者等）も派遣元講習を受講している。

なお、業務取扱要領においては、一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者が、派遣法第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのうち、第 2 号の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するか否かを判断する事項が挙げられている。そのうち、「（1）派遣元責任者に関する判断」の一つとして、「職業安定局長が委託する者が行う「派遣元責任者講習」を受講（許可の申請の受理の日前 5 年以内の受講に限る。）した者であること。」が挙げられている（表 3-④-3 参照）。

表3-④-3 一般労働者派遣事業の許可をする際の判断事項（業務取扱要領抜粋）

第4 一般労働者派遣事業の許可等
1 許可手続
(5) 許可要件
許可基準
次に掲げる1から4までのすべてに適合していると認めるときでなければ、一般労働者派遣事業の許可をしてはならないこととすること（法第7条第1項）
2 法第七条第一項第二号の要件（申請者が当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。）
派遣労働者を雇用する者と指揮命令する者が分離するという特性にかんがみ、派遣労働者に対する適切な雇用管理能力を要求することにより、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るために、次のような事項につき判断する。
(1) 派遣元責任者に関する判断
イ 派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が所定の要件及び手続に従って適切に選任、配置されていること。
・ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。
① 法第36条の規定により、未成年者でなく、法第6条第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
② 則第29条で定める要件、手続に従って派遣元責任者の選任がなされていること（第8の10の(3)参照）。
③ 住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定なものでないこと。
④ 適正な雇用管理を行う上で支障がない健康状態であること。
⑤ 不當に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
⑥ 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
⑦ 派遣元責任者となり得る者の名義を借用して、許可を得ようとするものでないこと。
⑧ 次のいずれかに該当する者であること。
(i) 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者
この場合において、「雇用管理の経験」とは、人事又は労務の担当者（事業主（法人の場合はその役員）、支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。）であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは登録者等の労務の担当者（法施行前のいわゆる業務処理請負業における派遣的労働者の労務の担当者を含む。）であったことをいう。
(ii) 成年に達した後の雇用管理の経験と派遣労働者としての業務の経験とを合わせた期間が3年以上の者（ただし、雇用管理の経験が1年以上ある者に限る。）
(iii) 成年に達した後の雇用管理経験と職業経験とを合わせた期間が5年以上の者（ただし雇用管理の経験が1年以上ある者に限る。）
(iv) 成年に達した後、職業安定行政又は労働基準行政に3年以上の経験を有する者
(v) 成年に達した後、民営職業紹介事業の従事者として3年以上の経験を有する者
(vi) 成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者
⑨ 職業安定局長が委託する者が行う「派遣元責任者講習」を受講（許可の申請の受理の日前5年以内の受講に限る。）したこと。
⑩ 外国人にあっては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。
⑪ 派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。

（注） 本表は業務取扱要領を抜粋したものである（ただし、下線は当省が付したものである。）。

ウ 派遣元講習の実施状況

派遣元講習は、毎年度、厚生労働省と派遣協会との間で締結された労働者派遣事業雇用管理等援助事業の委託契約に基づき実施されている。ただし、派遣元講習には、派遣協会が単独で開催するものと、派遣協会と k 1 社団法人、k 2 社団法人、k 3 社団法人、k 4 社団法人、k 5 社団法人、k 6 社団法人又は k 7 社団法人（以下、これらの団体を総称して「共催団体」という。）が共同で開催するものがある。

派遣元講習の実施状況は、表3-④-4 及び5のとおりであり、今回調査した平成12年

度以降、労働者派遣事業者数の増加に併せて、派遣元講習の実施回数、受講者数は増加している。

表3-④-4 派遣元講習の実施回数の推移 (単位:回)

開催者区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
単独開催	派遣協会	24	27	27	27	28
派遣協会と の共同開催	k 1	4	6	6	7	6
	k 2	3	2	2	1	1
	k 3	9	9	12	15	19
	k 4	2	2	1	1	0
	k 5	2	4	5	5	5
	k 6	3	6	11	11	14
	k 7	16	16	19	18	19
計		63	72	83	85	92
(指數)		(100)	(114)	(132)	(135)	(146)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指標である。

表3-④-5 派遣元講習の受講者数の推移 (単位:人)

開催者区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
単独開催	派遣協会	4,711	6,633	6,441	6,951	7,614
派遣協会と の共同開催	k 1	842	910	1,840	2,384	2,469
	k 2	277	138	150	80	64
	k 3	1,507	1,839	2,321	2,910	4,515
	k 4	384	262	130	138	0
	k 5	421	1,066	908	1,129	1,545
	k 6	360	1,055	1,740	2,887	5,136
	k 7	2,032	2,583	2,829	3,008	3,666
計		10,534	14,486	16,359	19,487	25,009
(指數)		(100)	(138)	(155)	(185)	(237)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指標である。

(2) 派遣元講習の実施に要する経費

今回、派遣協会において、派遣元講習の実施経費を調査したところ、次のとおり、派遣元講習の実施に係る収入及び支出の処理に、透明性及び厳格性に欠ける状況がみられた。

ア 労働者派遣事業雇用管理等援助費の講習実施経費

派遣元講習の実施経費として支出された労働者派遣事業雇用管理等援助費（以下「講習委託費」という。）は、表3-④-6のとおり、平成12年度から15年度にかけては、派遣元講習の実施回数及び受講者数の増加に伴い増加しているが、16年度は、派遣協会において節減に努めたとして減少している。

なお、派遣協会と共に開催団体との共同開催分に係る講習の資料印刷費、会場借上費等の講習委託費の精算は、派遣協会において行っており、厚生労働省と共に開催団体の間で、委託費の交付及び精算が行われることはない。

表3-④-6 講習委託費（支出額）の推移

(単位：円)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
講習委託費（派遣協会支出分）	12,093,533	13,157,980	18,489,662	20,019,147	15,790,564
(指数)	(100)	(109)	(153)	(166)	(131)
講習委託費（共催団体支出分）	10,329,576	14,480,642	21,319,810	25,386,387	20,916,985
(指数)	(100)	(140)	(206)	(246)	(202)
講習委託費（合計）	22,423,109	27,638,622	39,809,472	45,405,534	36,707,549
(指数)	(100)	(123)	(178)	(202)	(164)

(注) 1 各年度委託費精算報告書に記載された実支出額に基づき、当省が作成した（消費税を含む。）。

2 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指数である。

平成16年度の講習委託費の積算内訳は、表3-④-7のとおりとなっている。

表3-④-7 講習委託費積算内訳（予算額）（平成16年度） (単位：円、回、人、個、月)

支出項目	単価	回数	(人、個、月)	総額
テキスト印刷代	700.0	90	230人	14,490,000
テキスト送料	400.0	90	20個	720,000
講習・開催通知	50.0	90	230人	1,035,000
会場借料	130,000.0	90	1	11,700,000
講師謝金	31,746.0	1	60人	1,904,760
開催予定ネット周知費用	17,000.0	1	12月	204,000
講習・受講証	14.5	90	230人	300,150
旅費・交通費	28,000.0	54	3人	4,536,000
計				34,889,910

(注) 平成16年度委託事業実施計画内訳に基づき、当省が作成した。

平成16年度の講習委託費は、講師謝金、講習出張旅費、資料印刷費、資料送料、開催通信費、会場借上費、委託料に支出されている（表3-④-8参照）。

表3-④-8 講習委託費支出内訳（平成16年度）

(単位：円、回、人、個、月)

支出項目		単価 (円)	(人、部、回、 会場、月)	総額 (円)
講師謝金	派遣協会分	30,000～40,000	20人	682,217
	共催団体分	30,000～40,000	37人	1,314,441
講習出張旅費	派遣協会分	—	58人	3,187,550
	共催団体分（5団体分旅費）	—	—	988,074
資料印刷費	集計結果	—	—	693,000
	リーフ4点セット（派遣協会開催分及び共同開催分）	—	7,000部	679,140
	リーフ4点セット（派遣協会開催分及び共同開催分）	—	20,000部	754,950
	講習資料（必携）印刷費	—	4,150部	4,150,000
	共同開催資料印刷費	—	—	11,041,105
	受講証明書印刷費（派遣協会開催分）	—	6,951部	121,824
	受講証明書印刷費（共同開催分）	—	—	467,597
	計	—	—	36,707,549
(注) 1 平成16年度委託費精算報告書（平成16年度委託費調査勘定集計）に基づき、当省が作成した（消費税を含む。）。				
2 「会場借上費」の「会場費（派遣協会分）」は、委託費からの支出分を計上した。派遣協会は、会場費の2分の1は派遣協会が負担したとしている。				

イ 講習委託費以外の講習実施経費

① 派遣元講習受講者から徴収する受講費用（講習の実施に伴う収入）

派遣協会及び共催団体は、表3-④-9のとおり、講習委託費とは別に、派遣元講習受講者から受講費用として各団体が独自に設定した4,000円から7,000円の負担額を徴収している。

表3-④-9 派遣協会及びその他の団体における講習の受講費用（平成17年10月現在）

(単位：円)

団体名		会員	非会員
単独開催	派遣協会	4,000	6,000
派遣協会との共同開催	k 1	5,000	7,000
	k 2	6,000	6,000
	k 3	4,000	6,000
	k 4	6,000	6,000
	k 5	6,000	6,000
	k 6	4,000	6,000
	k 7	4,000	6,000

(注) 当省の調査結果による。

これらの受講費用の徴収の事実、受講費用の金額及び総額については、厚生労働省に提出することとされている「委託事業実施計画書」、「委託事業費精算報告書」、「委託事業実

績報告書」等に記載されていない。また、委託要綱（労働者派遣事業雇用管理等援助事業委託要綱）や厚生労働省と派遣協会の間で締結された委託契約においても、これら受講費用の徴収に関する事項は、記載されていない。そのため、この金額の設定は、派遣協会及び共催団体の判断により行われている。

派遣協会は、受講費用について、次のように説明している。

- i　近年、派遣元講習のテキストとして『派遣元責任者必携 労働者派遣法』（編著：日本本人材派遣協会、発行：財形福祉協会、定価 2,625 円）が定着しており、委託費からこのテキスト 1 冊につき 1,000 円支出することが認められている。そのため、受講者から、本テキスト代として、一人当たり 1,625 円徴収している。
- ii　『派遣元責任者必携 労働者派遣法』以外にも、次のような講習資料を作成、使用することから、その経費に受講費用を充当している。
 - i) 法改正があった場合は、行政が作成した法改正の概要を整理したリーフレットを刷り増して使用
 - ii) 講師によってはレジュメ等を作成して使用
- iii　以上のような資料印刷費のほかに、委託費の不足を補う形で、会場費、交通費、通信費、講師謝金、その他（消耗品代、受講者用飲物代等）（以下、これらを「資料代等」という。）、派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者に対する賃金、講習申込受理に係るシステム開発費等に受講費用を充当している。

厚生労働省は、受講費用の徴収の事実は承知していたものの、講習委託費とは別に、派遣協会の收支予算書及び收支計算書に一般会計として計上された受講費用の徴収額（収入）の詳細を把握していない。

② 講習の実施に伴う支出

派遣協会は、講習委託費とは別に派遣元講習の実施に要する経費を派遣協会の收支予算書及び收支計算書の一般会計上に「研修会等費」等として計上しており、それらについて、次のように説明している。

- i　「研修会等費」として計上した派遣元講習の実施経費は、講習委託費の不足を補う経費であり、派遣協会が負担しているものである。その内訳は、表 3-④-10 のとおりであり、「研修会等費からの支出」として資料代等が計上され、また、「研修会等費以外からの支出」として資料代等以外にも、派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者に対する賃金、講習申込受理に係るシステム開発費等を一般会計から支出している。
- ii　派遣元講習の実施に係る業務は、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費の支出が認められている職員に加えて、不足分については追加的な要員の確保を行っている。このため、表 3-④-10 の「派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者に対する賃金」には、委託費の不足を補う要員の人件費を計上している。

表3-④-10 派遣協会の収支計算書に計上された講習実施経費の内訳（平成16年度）

(単位：円)

支出項目		金額
研修会等費から の支出	会場費	4,710,592
	資料印刷費	20,343,491
	交通費	36,330
	通信費	126,644
	講師謝金	41,111
	その他（消耗品代、受講者用飲物代等）	4,645,245
研修会等費以外 からの支出	派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者に対する人件費（注2）	7,953,589
	派遣元講習の実施に係る業務に従事している者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者に対する人件費（注3）	6,204,102
	講習申込受理に係るシステム開発・サーバー交換費	3,407,000
計		47,468,104

(注) 1 当省の調査結果による。

2 講習専任の職員の賃金（手当を除く。）である。

3 講習専任の職員の賃金（手当）及び法定福利費並びに派遣職員の派遣料金、応援職員の日割人件費按分額（手当を含む。）である。

また、派遣協会は、応援職員（派遣元講習の実施に係る業務に従事する者のうち、労働者派遣事業雇用管理等援助費から人件費が支給されない者で、講習専任として雇用されている職員以外の者）の日割人件費按分額を、次の計算式で算出している。

応援職員の年間給与（諸手当を含み、法定福利費を除く）÷年間勤務日数（派遣元講習の実施に係る業務以外の業務に従事した勤務日も含む）×派遣元講習の実施に係る業務に従事した日数

4 本表に記載されているものとは別に、労働者派遣事業雇用管理等援助費からは、平成16年度の場合3名分の人件費の支出が認められており、当該人件費が支給されている職員は、派遣元講習を含む労働者派遣事業雇用管理等援助事業の全般に従事している。

これらの派遣協会及び共催団体の講習実施経費（講習委託費を除く。）については、厚生労働省に提出することとされている「委託事業実施計画書」、「委託事業費精算報告書」、「委託事業実績報告書」等には記載されておらず、委託要綱や委託契約において報告すべき事項とされていない。

また、厚生労働省は、派遣協会において派遣元講習受講者から徴収した受講費用を派遣元講習の経費として充当している事実は承知していたものの、講習委託費とは別に、派遣協会の収支予算書及び収支計算書に一般会計として計上された派遣元講習の実施に要した経費（支出）の詳細を把握していない。

③ 派遣元講習の実施に伴う収入及び支出

委託要綱及び委託契約書において、帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係る書類等は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、他の経理と区分して整備することとされている。このため、受講費用の徴収額（収入）及び講習委託費以外に派遣元講習の実施に要した経費（支出）については、派遣協会の自主事業に係る収入及び支出と区分される必要がある。しかし、上記①及び②のとおり、受講費用は一般会計の収入に、研修会等費は一般会計の支出に計上され、これ以外の経費も一

般会計の他の事業費等の中に組み込まれており、委託事業に係る収入及び支出とそれ以外のものが明確に区分されていない。

また、上記の①及び②により、派遣協会が単独で開催した派遣元講習に係る受講費用の徴収額（収入）と講習委託費以外に派遣元講習の実施に要した経費（支出）を試算すると、表3-④-11のとおり、今回調査した平成12年度以降、支出が収入を上回っているものの、仮に収入が支出を上回り、余剰金が生じた場合の措置が定められていないため、仮に収入が支出を上回った場合は、委託事業である派遣元講習の実施によって派遣協会が利益を得ることになっている状況がみられた。

表3-④-11 派遣元講習（派遣協会単独開催）に伴う収入及び支出（講習委託費を除く）
(単位：円)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
受講費用の徴収額（収入）(a) (指数)	25,206,000 (100)	34,730,000 (138)	33,698,000 (134)	37,514,000 (149)	42,486,000 (169)
講習委託費以外に派遣元講習の実施に要した経費（支出）(b) (指数)	27,077,168 (100)	38,806,936 (143)	33,736,219 (125)	37,948,758 (140)	47,468,104 (175)
消費税納付税額(c)	307,154	268,736	385,389	615,929	493,697
税引後収支差(a-b-c)	△2,178,322	△4,345,672	△423,608	△1,050,687	△5,475,801

(注) 1 「受講費用の徴収額（収入）」は、派遣協会の各年度収支計算書（決算額）による。ただし、派遣協会が自己負担すべき受講費用の徴収額は計上していない（派遣協会の会員事業所に所属する受講者に対しては、受講費用を減額（2,000円）しており、これは派遣協会の負担となるべきものである。）。

2 「講習委託費以外に派遣元講習の実施に要した経費（支出）」は、当省の調査結果による。

3 () 内の数字は、平成12年度を100とした場合の指数である。

なお、共催団体においても、派遣元講習の実施に当たり、講習受講者から受講費用を徴収し、これを講習実施のための経費に充当しているが、派遣協会と同様に、i) 委託事業に係る収入及び支出とそれ以外のものが明確に区分されていない、ii) 厚生労働省に提出することとされている委託事業費精算報告書等に、受講費用の徴収額（収入）及び講習委託費以外に派遣元講習の実施に要した経費（支出）が記載されていない、iii) 派遣元講習の実施に伴う収入が支出を上回り、余剰金が生じた場合の措置が定められていない状況にある。

事例3-⑤ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

女性と仕事の未来館運営事業は、「女性と仕事の未来館」（以下「未来館」という。）において、働く女性のためのキャリアアップセミナー及び起業セミナー（以下、これらを「委託セミナー」という。）等女性が能力を十分に発揮して働くことを支援するための事業を未来館の運営とともに財団法人女性労働協会（以下「女性労働協会」という。）が委託を受けて実施するものである（平成16年度決算額：4億399万円）。

（調査結果）

- ① 女性労働協会は、各種の収入増加策を講じてきているが、平成16年度における施設の稼働率（利用可能時間に対する利用時間の割合）は、ホールが18.4%、第1セミナー室が28.7%、第2セミナー室が29.7%にとどまっている。これは、施設の稼働率を伸ばすための周知がいまだ十分ではないことなどによるものとみられる。
- ② ホール等の施設の利用料金は、時間帯や曜日、季節にかかわらず一律の設定となっている。しかし、類似の施設の利用料金をみると、繁閑に応じて設定され、かつ、いずれの時間帯も未来館より高く設定されている。
- ③ 委託セミナーについては、平成15年度以降、受講者からテキストの実費相当分の金額（平成17年度で一人当たり1,050円又は2,100円）を徴収しているが、女性労働協会が自主事業として実施している講座は、委託セミナーより高額の参加費（平成17年度で受講者一人当たり2,625円や8,400円等）を徴収していること、受講は受講者個人の利益にかなうものであることから、現状の徴収額は適切なものとなっていないとみられる。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、i) 施設の稼働率の目標を設定した上で、施設の一層の周知、関係団体等への営業活動など施設の稼働率を上げる取組を行う、ii) 利用料金を繁閑に応じたものとするとともに、類似施設との比較を踏まえてこれを引き上げる、iii) 委託セミナー受講者から適切な額を徴収するなど、委託事業に伴う収入の増加を図るための措置を講ずることにより、委託費の縮減を図る必要がある。

1 補助金等の概要等

（1）補助金等の概要

ア 創設年度

- i) (目) 診療等委託費（目細）労働災害防止対策強化推進委託費：昭和23年度
(積算内訳) 女性と仕事の未来館運営経費：平成11年度
- ii) (目) 職業講習等委託費（目細）女性雇用管理推進援助委託費：昭和58年度
(積算内訳) 女性と仕事の未来館運営経費：平成11年度

イ 根拠法令：なし

- ウ 会計名：労働保険特別会計 労災勘定
労働保険特別会計 雇用勘定

エ 制度の概要等

未来館は、働く女性、働きたい女性に対して、一人一人が働くことの中に自分自身の可能性を発見し、その可能性を広げていけるよう支援するための様々な事業を総合的に展開する拠点として、平成 11 年度に約 56 億円の建設費をかけて整備され、平成 12 年 1 月 20 日に開館した。

未来館の施設の概要は、表 3-⑤-1 のとおりである。

表 3-⑤-1 未来館の施設の概要

所在地	東京都港区芝 5-35-3		
設置主体	国	管理運営主体	財団法人女性労働協会
開館日・時間	(火曜～土曜) 9 時 30 分から 21 時 00 分 (日曜) 9 時 30 分から 17 時 30 分	休館日	毎週月曜日、祝祭日（月曜が祝祭日の場合は月・火休館）、年末・年始
土地所有者	国	建物所有者	国
建設竣工年度	平成 11 年 10 月末日	開館年月	平成 12 年 1 月 20 日
建設費総額	約 56 億円	所管省庁	厚生労働省
施設規模	(敷地面積) 1690.482 m ² (建物構造) 鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階	(建物延面積)	約 7,500 m ²
立地条件	三田駅から徒歩 1 分		
主な施設（設備）内容	施設（設備）名	数量	定員・規模
	企画展示ロビー (B1F)	1	193.0 m ²
	ロビー（エントランス）(1F)	1	395.6 m ²
	相談室（1, 2, 3）(1F)	各 1	39.0 m ²
	託児室 (1F)	1	52.7 m ²
	ライブラリー (2F)	1	453.1 m ²
	展示交流サロン (2F)	1	357.5 m ²
	あゆみ展示室 (3F)	1	571.6 m ²
	ホール (4F)	1	269.2 m ² (座席数 249 席)
	第 1 セミナー室 (4F)	1	127.1 m ² (座席数 76 席)
	第 2 セミナー室 (4F)	1	75.7 m ² (座席数 42 席)
	第 1 控え室	1	—
	第 2 控え室	1	—
	コンファレンスルーム (5F)	1	90.3 m ²
	しごと情報ルーム	1	—

(注) 当省の調査結果による。

未来館の運営管理及び各種事業は、厚生労働省から委託を受けた女性労働協会が実施している。その委託事業の概要は、表 3-⑤-2 のとおりである。

表3-⑤-2 未来館の運営管理及び各種事業の概要

事業名	概要
企画・運営事業	事業全体の企画・運営
広報事業	事業の広報、宣伝
能力発揮事業	働く女性、働きたい女性が、社会の中で確実に力を發揮できるよう、社会の動向や女性のニーズを踏まえた多角的視点からキャリアアップセミナー、起業支援を実施
相談事業	女性たちがいきいきと働き自分らしい生き方ができるよう、「働く」ことをめぐるさまざまな悩みや疑問についての相談に、キャリアカウンセラー、臨床心理士、弁護士、精神科医などが対応
展示事業	自己を再発見し、未来に向けて可能性を追求していくきっかけとなるよう、働く女性のこれまでのあゆみや現在・未来を展示
情報事業	ホームページを通じて、未来館の事業情報を始め働く女性、働きたい女性に役立つ情報を提供
ライブラリー事業	女性が働くことを応援するための多種多様な分野の図書・資料・雑誌・ビデオ・CD・ROM等を収集、提供
交流事業	働く女性が世代・性別・地域・国境を越えて、新しい情報や人と出会い、ネットワークをつくり、力を高めあえるよう、人と情報の有機的な出会いの場を提供することを目的として、国内交流、国際交流を実施

(注) 当省の調査結果による。

(2) 予算・決算の推移

労働災害防止対策強化推進委託費及び女性雇用管理推進援助委託費から支出されている未来館運営事業に係る委託費は、表3-⑤-3のとおり、減少傾向にある。

表3-⑤-3 未来館運営経費の決算額の推移

(単位：円、%)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算額(a)	584,246,000	523,540,000	490,210,000	463,953,000	412,280,000
労災勘定	241,333,000	217,187,000	200,483,000	190,662,000	171,324,000
雇用勘定	342,913,000	306,353,000	289,727,000	273,291,000	240,956,000
決算額(b)	553,423,548	500,615,476	480,002,516	458,595,690	403,994,821
労災勘定	226,807,893	205,159,519	197,496,221	188,204,093	167,555,251
雇用勘定	326,615,655	295,455,957	282,506,295	270,391,597	236,439,570
執行率(b/a)	94.7	95.6	97.9	98.8	98.0
労災勘定	94.0	94.5	98.5	98.7	97.8
雇用勘定	95.2	96.4	97.5	98.9	98.1

(注) 1 委託事業費精算報告書に基づき、当省が作成した。

2 労災勘定は労働災害防止対策強化推進委託費、雇用勘定は女性雇用管理推進援助委託費から支出されているものを示す。

2 調査結果

(1) 事業の実施状況

未来館運営事業の実施状況は、次のとおりとなっている。

- ① 未来館運営事業における支出額の推移をみると、平成12年度以降、①職員体制の縮小(表3-⑤-4参照)、②役員給与の女性労働協会の負担による人件費の縮減(表3-⑤-5の「役員給与」の欄を参照)、③一般競争入札の導入、優先順位の低い事業の廃止・縮小による一般管理運営費の縮減(表3-⑤-5参照)が進められた結果、表3-⑤-5のとおり、平成16年度における未来館の支出額(施設利用収入及び展示図録等頒布収入を除いた額

(消費税を含まない)は、12年度の支出額（施設利用収入及び展示図録等頒布収入を除いた額（消費税を含まない））の74.5%（12年度が5億2,707万円、16年度が3億9,268万円）に減少している。

表3-⑤-4 未来館運営事業における女性労働協会の職員体制の推移(年度末時点)

(単位：人)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
正規職員（管理職・一般職）	17	19	22	19	18
嘱託職員（常勤・非常勤）	4	4	2	2	3
賃金職員	17	16	16	17	15
総合相談員	8	10	9	8	8
計	46	49	49	46	44

(注) 1 当省の調査結果による。

2 賃金職員は、長期、短期、ライブラリ一晩間アルバイト登録者となっている。

3 平成14年度は、i) 同年度から部外者の施設利用を認めたが、これを開始するため、担当の正規職員を1名採用したこと、ii) 退職予定者の補充を目的に14年度中に正規職員を2名採用したが、実際の退職が遅れたことから、正規職員数が一時的に増加している。

表3-⑤-5 未来館運営事業に係る支出額（人件費、一般管理運営費等）の推移

(単位：円)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人件費(a)	157,009,283	163,602,201	171,669,564	166,726,707	128,755,753
(指数)	(100)	(104)	(109)	(106)	(82)
うち役員給与	16,097,008	16,550,959	—	—	—
(指数)	(100)	(103)	(—)	(—)	(—)
役員給与を除く人件費	140,912,275	147,051,242	171,669,564	166,726,707	128,755,753
(指数)	(100)	(104)	(122)	(118)	(91)
一般管理運営費(b)	173,992,000	141,744,235	130,401,807	127,756,939	107,573,723
(指数)	(100)	(81)	(75)	(73)	(62)
事業費(c)	196,069,000	171,429,684	155,708,409	144,998,054	156,348,997
(指数)	(100)	(87)	(79)	(74)	(80)
収入(d)	—	—	634,527	2,723,900	7,921,500
消費税(e)	26,353,264	23,839,356	22,857,263	21,837,890	19,237,848
収入・支出額計 (f=a+b+c-d+e)	553,423,548	500,615,476	480,002,516	458,595,690	403,994,821
(指数)	(100)	(90)	(87)	(83)	(73)
支出額計 (g=a+b+c)	527,070,283	476,776,120	457,779,780	439,481,700	392,678,473
(指数)	(100)	(90)	(87)	(83)	(75)

(注) 1 各年度事業経費精算明細に基づき、当省が作成した。

2 「収入(d)」は、施設利用収入及び展示図録等頒布収入の合計額である。

② 事業ごとに支出額の推移をみると、表3-⑤-6のとおり、「交流事業」（平成12年度1,816万円→16年度180万円）、「企画運営事業」（平成12年度164万円→16年度61万円）を始めとして大半の事業で経費が縮減されており、事業費支出額は、平成12年度1億9,607万円から1億5,635万円に減少している。

表3-⑤-6 事業別の支出額の推移

(単位：円)

事業名	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
企画・運営事業	1,640,357	2,132,867	2,564,843	1,343,191	608,959
広報事業	24,050,337	11,580,809	13,917,113	14,279,282	18,623,240
能力発揮事業	9,578,860	13,125,350	9,971,432	11,278,872	13,537,511
相談事業	23,169,121	15,582,927	16,762,560	17,857,913	25,901,335
展示事業	39,106,918	35,794,835	32,934,071	30,810,229	23,358,852
情報事業	44,027,508	41,087,479	33,783,879	31,533,800	38,986,654
交流事業	18,155,226	6,242,233	6,903,949	7,618,968	1,799,308
ライブラリー事業	36,340,673	45,883,184	38,870,562	30,275,799	33,533,138
事業費計	196,069,000	171,429,684	155,708,409	144,998,054	156,348,997
(指数)	(100)	(87)	(79)	(74)	(80)

(注) 当省の調査結果による。

③ 一方、未来館運営事業の事業収入をみると、平成14年度から未来館のホール、セミナー室等について、「当該事業の目的、内容、対象及び実施方法を考慮し未来館の事業と軌を一にする事業効果が見込まれる」と女性労働協会が認めるときとの条件を付した上で、共催事業として実施が可能な事業に係る部外者の利用を有料で認めるとともに、15年度から能力発揮事業等において受講者から受講料を徴収するなどにより、収入の増加が図られた結果、表3-⑤-7のとおり、収入額は12年度の0円から16年度の792万円に増加している。

表3-⑤-7 未来館運営事業に係る収入額の推移

(単位：円)

区分		平成14年度	15年度	16年度
施設利用 収入	ホール	597,098	946,000	4,024,800
	第1セミナー室		336,400	1,510,900
	第2セミナー室		195,200	1,089,600
	託児室		37,429	51,300
	小計	634,527	1,528,900	6,652,500
展示図録 等頒布収 入	キャリアアップ用テキスト	—	634,000	657,000
	起業用テキスト	—	535,200	583,200
	展示図録	—	25,800	28,800
	展示物パンフレット	—	0	—
	小計	—	1,195,000	1,269,000
計		634,527	2,723,900	7,921,500

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成14年度については、ホール、第1セミナー室、第2セミナー室別に収入が整理されていないため、これらの合計額を記載した。

④ また、女性労働協会は、未来館において行う事業の適切かつ効果的な運営を図るため、次のような取組を推進している。

- i 平成11年9月1日、利用者を代表する者、未来館が実施する諸事業に関連する各分野の学識経験者等によって構成される「運営協議会」を設置
- ii 運営協議会における検討を経て、平成16年3月、平成16年度初から平成20年度末までの5年間の未来館の事業運営に係る目標を定めた「女性と仕事の未来館事業運営にかかる中期目標・中期計画」を策定

本計画においては、来館者数、ホームページへのアクセス件数、個別事業ごとの目標値を設定するとともに、利用者を大幅に増加させるため、「未来館友の会（「アヴァン」）」の活動に協力すること、女性だけでなく男性、学生など利用者の幅を広げていくこと、労働組合、経営者団体や企業との連携を深めること等が定められている。

(2) 未来館の施設・設備の運営状況等

今回、ホール、第1セミナー室、第2セミナー室等の料金設定や稼動状況、セミナーの実施状況等を調査したところ、次のように収入の増加を図る余地がみられた。

- ① 未来館の施設・設備のうち利用料金を徴収しているものは、ホール、第1セミナー室、第2セミナー室及び託児室であり、その利用料金は、表3-⑤-8のとおりとなっている。

表3-⑤-8 ホール等の施設の利用料金の推移 (単位：円)

区分		平成14年度	15年度	16年度	17年度
ホール	1時間	(半日) 29,000	(半日) 86,000	8,600	8,600
	全日	58,000	94,500	94,500	94,500
第1セミナー室	1時間	(半日) 8,500	2,900	2,900	2,900
	全日	17,000	31,860	31,860	31,860
第2セミナー室	1時間	(半日) 4,750	1,600	1,600	1,600
	全日	9,500	17,700	17,700	17,700
託児室	1時間	300	400	400	400
	全日	—	—	—	—

(注) 1 各年度業務委託契約書に基づき、当省が作成した。

2 利用料に消費税は含まない。

このうちホール（面積：269.2 m²、座席数：249席）、第1セミナー室（面積：127.1 m²、座席数：76席）及び第2セミナー室（面積：75.7 m²、座席数：42席）の平成16年度の稼働率は、表3-⑤-9のとおり、ホールが18.4%（利用可能時間3,314.5時間に対する利用時間609.25時間）、第1セミナー室が28.7%（利用可能時間3,314.5時間に対する利用時間950.0時間）、第2セミナー室が29.7%（利用可能時間3,314.5時間に対する利用時間985.5時間）にとどまっており、その収入の合計額も約663万円にすぎない（表3-⑤-7参照）。

一方、未来館のホールと同種類似の都内の施設（女性問題解決に取り組む活動の拠点として設置されている）について、当該施設が運営するホームページから平成17年11月16日時点のホール（面積：553 m²、座席数：246席）の予約状況をみると、平成17年12月16日から平成18年2月28日の間の利用可能時間数（631時間）に占める予約時間数（311時間）は49.3%となっている。

なお、未来館において、ホール及びセミナー室の稼働率を50%（平成16年度開館日数を308日とした場合の154日）に向上させた場合、合計15,559,940円（ホール：94,500円×154日、第1セミナー室：31,860円×154日、第2セミナー室：17,700円×154日）の収入増加が見込まれる。

表3-⑤-9 平成16年度施設利用時間数

(単位：時間、%)

区分	ホール	第1セミナー室	第2セミナー室
利用可能時間数(a)	3314.5	3314.5	3314.5
未来館以外が利用した時間数(b)	512	546.5	726.0
うち利用料を負担した者が利用した時間数	468	521	681
未来館が利用した時間数(c)	97.25	403.5	259.5
施設利用時間数(d=b+c)	609.25	950.0	985.5
施設利用率(d/a)	18.4%	28.7%	29.7%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 利用可能時間数は、平成16年度の未来館施設の開館日数を308日として、施設利用に当たっての準備、片付け等の時間も含めて、実際に利用が可能な時間数（火曜～土曜：9時30分から21時00分、日曜・祝日：9時30分から17時30分）を算出した。

このように稼動率が低調となっている原因としては、未来館が国有財産であるため、その利用は未来館の設置趣旨に合致したものに限定されていることもあるが、そのほか、次のような原因もみられる。

i 女性労働協会は、ホール、第1セミナー室及び第2セミナー室の利用に関し、関係機関や関係団体にチラシを配布するなどして周知に努めており、その成果として、表3-⑤-10のとおり、平成16年度の施設利用料を負担した者の施設利用時間数は平成15年度と比較して大幅に増加している。しかし、これら施設の稼働率目標は定められておらず、利用方法や料金について、未来館のホームページには掲載されているが、PR用のパンフレットには掲載されているものの十分ではなく、周知がまだ十分ではない。

また、未来館には、前記の表3-⑤-1のとおり、有料で利用可能なホール、セミナー室及び託児室のほか、無料で利用できる企画展示ロビー、相談室、ライブラリー、あゆみ展示室、しごと情報ルーム（職業紹介等の情報をパソコンから入手できる設備）等が設けられているが、最寄り駅から未来館に至るまでの経路に、これらの館内施設・設備の利用に係る案内板は一切設置されておらず、これらが館内にあることすら訪問者や通行人に分からぬ状況となっている。

表3-⑤-10 施設利用料を負担した者の施設利用時間数の推移

(単位：時間)

施設名	平成14年度	15年度	16年度
ホール	未整理	11	468
第1セミナー室	未整理	116	521
第2セミナー室	未整理	122	681
託児室	125	128	68
計	125	377	1,738
(指数)	—	(100)	(461)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 利用時間数は、各年度施設利用収入から算出した。

3 未来館は、平成14年度は、ホール、第1セミナー室、第2セミナー室別に収入を整理していないとしている。

ii 未来館のホールの時間帯別の利用状況をみると、表3-⑤-11のとおり、午後がもっとも多く(379.25時間)、次いで午前(145.5時間)、夜間(84.5時間)の順となっており、時間帯によって利用状況に大きな差異が生じている。その一方で、前記の表3-⑤

－8のとおり、利用料金は、午前、午後、夜間にかかわらず一律のものとなっている。

表3-⑤-11 時間帯別施設利用時間数（平成16年度）(単位：時間)

区分	午前 9:30～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 火曜～土曜 17:00～21:00 日曜・祝日 17:00～17:30
ホール	145.5	379.25	84.5
第1セミナー室	212.75	604.67	132.58
第2セミナー室	230.5	649.5	105.5

(注) 当省の調査結果による。

一方、都内の類似施設（女性問題解決に取り組む活動の拠点として設置されている）について、当該施設が運営するホームページから、平成17年11月16日時点の館内ホール（面積：553m²、座席数：246席）の利用料金をみると、午前9時から12時まで48,700円、午後1時から5時まで60,900円、午後6時から9時まで60,900円、全日利用で146,200円となっており、繁閑に応じた料金設定で、かつ、いずれの時間帯も未来館の利用料金より高く設定されている。

② 能力発揮事業によるセミナーについては、平成13年度以降、セミナーの実施回数を増やし、その一方で、この実施回数の増に伴う経費を軽減するため、受講者から、平成16年度においては、キャリアアップセミナーテキスト代として1,050円、起業セミナーテキスト代として1,260円を徴収している。

しかしながら、能力発揮事業に係る支出額は、平成12年度957万8,860円から16年度1,353万7,511円に増加しており、受講者一人当たりの経費も12年度9,875円（受講者総数970人）から16年度の1万1,782円（受講者総数1,149人）に増加している（表3-⑤-6及び12参照）。

表5-⑤-12 セミナー受講者数の推移(単位：人)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
キャリアアップセミナー	603	1,109	736	630	657
起業セミナー	367	682	524	449	492
計	970	1,791	1,260	1,079	1,149

(注) 「女性と仕事の未来館事業運営にかかる中期目標・中期計画（平成16年3月）」に基づき、当省が作成した。

一方、女性労働協会は、自主事業として「アサーティブ・トレーニング」等の講座を開設し、その参加費として実費相当分を徴収している。例えば、平成17年7月2日に開催した「アサーティブなコミュニケーションとは」（講演時間2時間）については参加費として2,625円を、平成17年7月2日及び3日に開催した「アサーティブネスを体験する」（講演時間計8時間）については参加費として8,400円（資料代は別）を徴収している。委託事業と自主事業との違いがあるものの、いずれも受講者個人の利益にかなうものであることから、能力発揮事業によるセミナーについても、平成17年度現在の1,050円又は2,100円を超える適切な負担を受講者に求めることが適当とみられる。

なお、事業経費の全額を受講者の負担とする場合には、平成16年度事業経費相当分の1,229万7,311円（平成16年度能力発揮事業支出額1,353万7,511円から、キャリアアップ用テキスト及び起業用テキストの収入124万200円を差し引いた額）の収入増が見込まれる。

事例3-⑥ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業（農林水産省）

（事業等の概要）

漁業者団体等が、主要水産物を、水揚げ集中による産地価格の低迷時等に一定価格水準で買い取り、一定期間保管し、漁期以外に放出する水産物調整保管事業（以下「調整保管事業」という。）を実施する際の、買取代金の金利、買い取った水産物の保管経費等を、財團法人魚価安定基金（以下「魚価基金」という。）が助成している。魚価安定基金造成事業は、魚価基金がこの助成事業に必要な資金（以下「調整保管事業助成資金」という。）を造成することなどに対して補助するものである（平成16年度決算額：17億1,000万円）。

この調整保管事業助成資金は、対象水産物の直近3年間の生産量の平均値に一定割合（調整保管率）を乗じて得た数量を買取見込み数量として必要な資金額（以下「事業規模」という。）を算定し、この事業規模から前年度の繰越見込金を差し引いた額を、国が毎年度補助している。

（調査結果）

事業規模は、水産物価格の動向の予測が困難なため、過去の事業実績を一定程度上回る必要があるものの、

- i) これを算定する上で重要な数値となっている調整保管率は、平成16年度時点で、多獲性魚（さば、さんま、あじ等）が10%等水産物ごとに設定されているが、昭和52年度から平成15年度までの間の各年度の生産量に対する実際の買取数量の割合（以下「買取率」という。）を、助成金額が最も多い多獲性魚についてみると、最大値5.4%、最小値0.7%、最頻度値が1.0%以上1.5%未満となっており（最近3年間では4.6%から5.4%）、16年度の調整保管率の10%よりいずれも相当低いものとなっている。
 - ii) 事業規模は、平成12年度以降、効率的な事業運営を推進する観点から、上記の方法で算出した額に7割（過去の事業実績の最大値である昭和61年度66.0%を踏まえたもの）を乗じた額としているものの、昭和61年度と平成16年度の事業規模と事業実績額との差をみると、昭和61年度は9億5,700万円、平成16年度は16億2,600万円となっている。
- など、事業規模が事業実績と大きくかい離している状況がみられた。

（改善の方策）

農林水産省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、調整保管事業助成資金について、最新の買取率を踏まえた調整保管率を設定するなど、事業規模の算出方法を見直すなどにより、事業規模と事業実績とのかい離を縮小する必要がある。

1 補助金等の概要等

（1）補助金等の概要

ア 創設年度：昭和51年度

イ 根拠法令：なし（予算補助）

ウ 会計名：一般会計

エ 制度の概要等

昭和48年のオイルショック後、燃油の高騰等により漁業経営が不安定になったため、漁業者団体等が共販体制を確立して、調整保管事業が実施されることとなった。

調整保管事業は、漁業者団体等が、水揚げが集中して産地価格が低迷する時期に主要水産物

を漁業者等から一定価格で買い取って保管し、消費地価格の安定に資するように放出する事業である。昭和 51 年に政府と関係団体の出えんにより設立された魚価基金が、調整保管事業に要する経費のうち、水産物の買取代金の金利と買い取った水産物の倉庫保管料等を助成しており、この助成事業のために必要な資金等を造成するための補助金が、同年以降、魚価基金に交付されている。

※ 本補助金では、調整保管事業に対する助成のほかに、調整保管事業に係る資金の貸付けも行っていたが、これらの事業については、現在、補助金の交付を受けず、魚価基金で造成されている基金で運用を行っている。

表 3-⑥-1 調整保管事業における対象種目等

事業種目	事業主体	対象水産物	対象魚種
多獲性魚	p 1 連合会 p 2 連合会 p 3 連合会	生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば・さんま・いわし・あじ・いか（甲いわしを除く。）	さば・さんま・いわし・あじ・いか（甲いかを除く。）
	p 4 組合 p 5 組合	生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば・いわし・あじ	さば・いわし・あじ
のり・わかめ	p 1 連合会	乾のり・乾わかめ・塩わかめ	
冷凍すり身	p 1 連合会 p 2 連合会	冷凍すり身	すけとうだら・ほつけ
かつお・まぐろ	p 1 連合会 p 6 連合会	かつお・びんなが・まぐろ類（まぐろ類については船上冷凍品に限る。）	かつお・びんなが・めばち・きはだ・くろまぐろ・みなみまぐろ
魚粕・魚粉	p 1 連合会 p 2 連合会	魚粕・魚粉	
ほたてがい	p 1 連合会 p 2 連合会	ほたてがい	ほたてがい
さけ	p 1 連合会 p 2 連合会	さけ	さけ
特定水産物	水産物価格安定法人	生鮮・加工向けのほつけ	北海道内で水揚げされたほつけ
		そうだかつお類	高知県内で水揚げされたそうだかつお類
		もずく	沖縄県内で収穫されたもずく

(注) 1 魚価安定基金造成事業実施要領に基づき、当省が作成した。

2 水産物価格安定法人は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により漁業振興対策等を目的として当該事業の実施地域を含む都道府県の区域又はその一部の区域を単位として設立された法人又はそれに準ずるものとして水産庁長官が特に認めるものをいう。

(2) 予算・決算の推移

表 3-⑥-2 魚価安定基金造成事業に係る補助金の予算・決算の推移 (単位:千円、%)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	573,000	527,160	502,000	1,127,000	1,710,000
決算額 (b)	573,000	527,160	502,000	1,127,000	1,710,000
執行率 (b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額は、補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) 調整保管事業助成資金の推移

調整保管事業助成資金は、補助金収入、運用利息収入及び前期繰越金から構成されている。調整保管事業助成資金における平成7年度から16年度の収支状況は、表3-⑥-3のとおり、次期繰越金が減少傾向にあるものの、調整保管事業の実績率は14%から58%の間で推移している。

表3-⑥-3 調整保管事業助成資金に係る収支実績の推移(平成7~16年度) (単位:千円、%)

区分	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収入額(a)	6,045,405	6,591,720	6,812,288	6,209,690	5,797,782
補助金収入(b)	1,337,000	1,337,000	1,146,000	955,000	759,225
運用利息収入	84,931	52,773	40,253	36,136	20,538
前期繰越金	4,623,474	5,201,947	5,626,035	5,218,554	5,018,019
支出額(c)	843,458	965,685	1,593,734	1,191,671	1,023,801
次期繰越金(a-c)	5,201,947	5,626,035	5,218,554	5,018,019	4,773,981
補助金収入に対する実績率(c/b)	63.1	72.2	139.1	124.8	134.8
収入計に対する実績率(c/a)	14.0	14.6	23.4	19.2	17.7

(続き)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入額(a)	5,356,236	4,744,804	3,633,404	3,157,045	3,019,169
補助金収入(b)	573,000	527,160	502,000	1,127,000	1,710,000
運用利息収入	9,254	8,583	1,402	464	363
前期繰越金	4,773,981	4,209,061	3,130,002	2,029,582	1,308,806
支出額(c)	1,147,175	1,614,802	1,603,822	1,848,240	1,368,792
次期繰越金(a-c)	4,209,061	3,130,002	2,029,582	1,308,806	1,650,376
補助金収入に対する実績率(c/b)	200.2	306.3	319.5	164.0	80.0
収入計に対する実績率(c/a)	21.4	34.0	44.1	58.5	45.3

(注) 1 魚価基金における業務報告書等に基づき、当省が作成した。

2 平成16年度における対象水産物ごとの助成金額の助成実績は次表のとおりである。

対象水産物	助成金額(千円)	助成割合
多獲性魚	1,154,350	84.3
かつお・まぐろ類	98,221	7.2
のり	90,968	6.6
さけ	4,863	0.4
ほたてがい	2,547	0.2
特定水産物	17,873	1.3

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 調整保管事業助成資金の補助金額の算定方法

調整保管事業助成資金の補助金額は、表3-⑥-4のとおり、対象水産物の直近3年間の生産量の平均値に一定割合(水産物ごとに定めている「調整保管率」)を乗じて得た数量を買取見込み数量とし、これに対象水産物ごとに設定した単価を乗じて得た買取見込み代金に対する金利と、買い取った水産物の倉庫保管料等との合算額を当該年度の必要な資金額(以下「事業規模」という。)として、この事業規模から前年度の繰越見込金を差し引いて算定されている。

これは、本事業が、対象水産物の価格が一定水準以下に低下したときに実施する仕組みとなつ

ており、水産物価格の動向の予測が困難なことに対応したものである。

表3-⑥-4 平成16年度の調整保管事業助成資金の補助金額の算定方法

- ① 対象水産物の直近3年間の生産量の平均値を算出する。

多獲性魚の内訳	表1 多獲性魚の直近3か年間の生産量及び平均値			(単位:t)
	平成11年度	12年度	13年度	3か年間の平均値
いわし類	864,149	554,469	511,116	643,245
あじ類	258,234	282,404	255,670	265,436
さば類	381,866	346,220	375,273	367,786
さんま	141,011	216,471	269,797	209,093
いか(甲いかを除く)	488,186	615,645	575,685	559,839
合計	2,133,446	2,015,209	1,987,541	2,045,399

(注) 生産量は、「漁業養殖生産統計年報」における毎年度の水揚げ量を計上している。

- ② 水産物ごと、上記①に調整保管率を乗じて、買取見込み数量を算定する。

(例) 多獲性魚の場合の算出例

直近3か年間の生産量の平均値: 2,045,399 t

調整保管率 : 10.0%

買取見込み数量 : $2,045,399 \text{ t} \times 10.0\% = 204,540 \text{ t} \rightarrow 205,000 \text{ t}$

表2 対象水産物ごとの直近3年間の生産量平均値、調整保管率及び買取見込み数量

対象水産物	直近3年間の生産量 平均値	調整保管率 (%)	買取見込み数量
多獲性魚	2,045,399 t	10.0	205,000 t
かつお・まぐろ類			32,000 t
びんなが	78,974 t	5.0	
まぐろ類	212,362 t	5.0	
かつお	301,838 t	5.0	
のり	9,931,525 千枚	3.5	350,000 千枚
わかめ(注)	35,097 t	2.5	900 t
冷凍すり身	106,605 t	1.0	1,100 t
魚粕・魚粉	325,291 t	2.5	8,000 t
ほたてがい(注)	103,815 t	5.0	5,000 t
さけ	179,817 t	10.0	18,000 t
特定水産物	193,487 t	10.0	19,000 t

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 「わかめ」については生産量に対する歩留まりを50%、「ほたてがい」については生産量に対する歩留まりを20%として買取見込み数量を算出している。

- ③ 上記②の買取見込み数量及び次表3の対象水産物ごとの買取単価を基礎として、水産物ごとに、買取込み代金の金利、保管料、入出庫料等の助成額の基礎数値を算出する。

表3 平成16年度予算における対象水産物ごとの買取単価 (単位:円/t、千枚)

対象水産物	積算根拠	買取単価
多獲性魚	「水産物流通統計年報」平成13年度の対象魚種の平均価格 $127 \text{ 円/kg} \times 1,000 = 127,000 \text{ 円/t} \approx 120,000$	120,000
のり	「業界団体資料」平成5~9年度乾のり共販価格実績の平均	10,500
わかめ	「業界団体資料」昭和47~49年度における製品の産地平均取引価格	481,300
冷凍すり身	「水産物流通統計年報」昭和47~49年度の産地平均価格 ※平成17年度をもって廃止。	120,400
かつお	「水産物流通統計年報」昭和47~49年度における産地平均価格	150,000
びんなが	「水産物流通統計年報」昭和47~49年度における産地平均価格	220,000

まぐろ	「水産物流通統計年報」平成5~9年の(冷)めばち、(冷)きはだ、(冷)その他のまぐろ類の平均価格	622,000
魚粕・魚粉	「業界団体資料」昭和47~49年度における製品の产地平均取引価格	100,000
ほたてがい	「業界団体資料」昭和63~平成2年度におけるボイル製品(Mサイズ)の価格	800,000
さけ	「漁業養殖業生産統計年報」平成7年におけるさけ類の単価(漁獲量/生産額)	250,000
特定水産物	「漁業養殖業生産統計年報」平成2~4年度の対象魚種の単価(漁獲又は収穫量/生産額)	94,000

(注) 農林水産省の資料による。

(例) 多獲性魚の場合の助成金額(平成16年度3,022,169千円)を算出するための基礎数値及び算出方法

【算出の基礎数値】

貿易見込み数量	: 205,000 t
水産物の販売単価	: 120,000 円/t [あじ(208円/kg) + さば(91円/kg) + いわし(87円/kg) + さんま(105円/kg) + いか(144円/kg)] ÷ 5 = 127円/kg → 120,000円/t
金利	: 2.50%
販取後の保管期間	: 4か月(4/12月)
保管料(1期分)	: 2,200円/t (平成14年度冷蔵倉庫C・F級の保管料を勘査して設定)
入出庫料(片道)	: 1,600円/t (平成14年度冷蔵倉庫C・F級の入出庫料を勘査して設定)
助成率	: 2分の1

【助成額の算出方法】

平成16年度多獲性魚の助成額は、次の $2,264,500\text{千円} + 754,833\text{千円} + 2,836\text{千円} = 3,022,169\text{千円}$

i 事業費(2,264,500千円)

金利	: $205,000\text{t} \times @120,000 \times 2.50\% \times 4/12\text{月} \times 1/2$	= 102,500千円
保管料	: $205,000\text{t} \times @ 2,200 \times 8\text{期} \times 1/2$	= 1,804,000
入出庫料	: $205,000\text{t} \times @ 1,600 \times 2\text{回} \times 1/2$	= 328,000
加工経費	: $400\text{t} \times @ 150,000 \times 1/2$	= 30,000
合計	:	2,264,500

ii 特別事業による追加経費(754,833千円)

金利	: $205,000\text{t} \times @120,000 \times 2.50\% \times 4/12\text{月} \times (2/3-1/2)$	= 34,167千円
保管料	: $205,000\text{t} \times @ 2,200 \times 8\text{期} \times (2/3-1/2)$	= 601,333
入出庫料	: $205,000\text{t} \times @ 1,600 \times 2\text{回} \times (2/3-1/2)$	= 109,333
加工経費	: $400\text{t} \times @ 150,000 \times (2/3-1/2)$	= 10,000
合計	:	754,833

iii 事務費(事務費2,836千円)

調査旅費、会場借料、賃金、消耗品費、通信運搬費

(注) 特別事業とは、特定生産調整等(漁業者団体が行う実効ある生産調整として水産庁長官が特に認めるもの又は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に基づく漁獲可能量協定による実効ある資源保存管理又はこれと同等の実効性を有するものとして水産庁長官が特に認める資源保存管理措置)が行われる場合において当該特定生産調整等対象魚種を対象とする調整保管事業をいう。

④ 上記③により算出した水産物ごとの助成額の基礎数値の合計額(4,379百万円)に、7割の圧縮率を乗じて事業規模(事業計画額)を算出する。

この圧縮率とは、効率的な事業運営を推進する観点から、平成12年度以降、予算上の措置として講じられているものであり、平成11年度以前の調整保管事業の実績率(事業規模に占める事業実績の割合)として最大数値であった66.0%(昭和61年度)を基準として設定されている。

表4 上記の算出方法による対象水産物ごとの助成額の基礎数値 (単位:百万円)

対象水産物	助成額の基礎数値
多獲性魚	3,023
かつお・まぐろ類	570
のり	175
わかめ	17

冷凍すり身	18
魚粕・魚粉	39
ほたてがい	71
さけ	224
特定水産物	142
調整費	100
合 計	4,379

(注) 農林水産省の資料による。

【事業規模（計画額）の算出方法】

$$(\underline{4,379} - \underline{100}) \times 0.7 + \underline{100} = \underline{3,095 \text{ 百万円}}$$

(助成額の基礎数値の合計額) (調整費) (圧縮率) (調整費) (事業規模（計画額）)

- ⑤ 上記④で算出した事業規模（事業計画額）から、前年度繰越見込金を差し引いた額を平成 16 年度補助額（予算）とする。

【調整保管事業に対する助成に係る平成 16 年度補助額（予算）】

$$\underline{3,095} - \underline{1,387} = \underline{1,710 \text{ 百万円}}$$

(事業規模（計画額）) (前年度繰越見込金) (平成 16 年度補助予算額)

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

(3) 調整保管事業の実施状況及び調整保管事業助成資金の造成状況

今回、調整保管事業の実施状況及び調整保管事業助成資金の造成状況を調査した結果、事業規模は水産物価格の動向の予測が困難なため、過去の事業実績を一定程度上回る必要があるものの、次のとおり、事業規模が事業実績と大きくかい離している状況がみられた。

ア 調整保管率

調整保管率は、前述の表 3-⑥-4 の表 2 のとおり、平成 16 年度においては、多獲性魚、さけ及び特定水産物が 10%、かつお・まぐろ類及びほたてがいが 5%、のりが 3.5%、養殖物及び魚粕・魚粉が 2.5%、冷凍すり身が 1.0% に、それぞれ設定されている。

一方、当該年度の買取率を、助成金額が最も多い「多獲性魚」についてみると、表 3-⑥-5 のとおり、平成 11 年度、12 年度及び 13 年度の 3 か年間の平均生産量に対する平均買取率は 3.7% となっており、調整保管率の 10% より相当低い数値となっている。

表 3-⑥-5 平成 11 年度、12 年度及び 13 年度の多獲性魚の平均生産量に対する買取量の割合
(平均買取率)
(単位: t、%)

区分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	3 か年間の合計
多獲性魚の生産量	2,133,446	2,015,209	1,987,541	6,136,196
調整保管事業による買取量（実績）	64,980	60,439	103,810	229,229
買取率	3.0	3.0	5.4	3.7

(注) 生産量は、「漁業養殖生産統計年報」における毎年度の水揚げ量を計上している。

また、買取率を、昭和 52 年度から平成 15 年度までの 27 年間でみても、表 3-⑥-6 のとおり、最大値は平成 13 年度の 5.4%、最頻度値が 1.0% 以上 1.5% 未満となっており、平成 16 年度で用いられた 10% より相当低いものとなっている。

表3-⑥-6 昭和52年度以降平成15年度までの間の多獲性魚の買取率の分布状況 (単位:件)

0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 3.5%未満	3.5%以上 4.0%未満	4.0%以上
0	2	9	3	5	0	4	0	4

(参考) 最小:昭和52年度0.7%、最大:平成13年度5.4%、最頻度:1.0%以上1.5%未満
最近5年間の平均値:4.2%

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

さらに、多獲性魚に次いで助成金額の多い「かつお・まぐろ類」について昭和52年度以降の買取率をみると、表3-⑥-7のとおり、最大値は平成14年度の1.8%、最頻度値が0.5%未満となっており、平成16年度で用いられた5.0%より相当低いものとなっている。

表3-⑥-7 昭和52年度以降平成15年度までの間のかつお・まぐろ類の買取率の分布状況

(単位:件)

0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上
14	5	5	3	0	0

(参考) 最小:昭和54、平成7、11年度0.0%、最大:平成14年度1.8%
最頻度:0.5%未満
最近5年間の平均値:0.6%

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

以上のように多獲性魚、かつお・まぐろ類については、実際の買取率と比較して調整保管率が高い数値となっているため、表3-⑥-8及び9のとおり、買取実績は予算上の買取見込み数量を大きく下回っている。

表3-⑥-8 多獲性魚における予算上の買取見込み数量と買取実績の現況 (単位:t、%)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算上の買取見込み数量(a)	270,000	270,000	270,000	210,000	205,000
買取実績(b)	60,439	103,810	86,670	85,137	84,965
買取見込み数量に占める買取実績(b/a)	22.4	38.4	32.1	40.5	41.4

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 年度は予算年度を表し、予算上の買取見込み数量は、直近3か年間における生産量の平均に、調整保管率10%を乗じた数量である。

表3-⑥-9 まぐろ・かつお類における予算上の買取見込み数量と買取実績の現況

(単位:t、%)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
予算上の買取見込み数量(a)	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
買取実績(b)	1,146	620	10,279	5,134	2,735
買取見込み数量に占める買取実績(b/a)	3.6	1.9	32.1	16.0	8.5

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 年度は予算年度を表し、予算上の買取見込み数量は、直近3か年における生産量の平均に、調整保管率5%を乗じた数量である。

なお、多獲性魚及びかつお・まぐろ類に次いで助成額が多い「さけ」及び「のり」について、予算上の買取見込み数量と実際の買取実績を比較すると、表3-⑥-10のとおり、「のり」については買取見込み数量と買取実績がほぼ同じ数値となっているが、「さけ」については、買取実績は予算上の買取見込み数量を大きく下回っている。

表3-⑥-10 さけにおける予算上の買取見込み数量と買取実績の現況 (単位: t、%)

水産物別	区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
さけ	予算上の買取見込み数量(a)	27,000	27,000	27,000	18,000	18,000
	買取実績(b)	1,142	6,045	4,209	5,875	0
	買取見込み数量に占める買取実績(b/a)	4.2	22.4	15.6	32.6	0.0
のり	予算上の買取見込み数量(a)	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	買取実績(b)	232,952	362,789	331,032	220,505	326,489
	買取見込み数量に占める買取実績(b/a)	66.6	103.7	94.6	63.0	93.3

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 年度は予算年度を表し、予算上の買取見込み数量は、直近3か年間における生産量の平均に、調整保管率(さけ10%、のり3.5%)を乗じた数値である。

イ 事業規模

事業規模は、平成12年度以降、効率的な事業運営を推進する観点から、表3-⑥-4のとおり、所定の算出した事業規模に7割の圧縮率を乗じた額を事業計画額とするとされている。

この圧縮率は、表3-⑥-11のとおり、昭和53年度から平成11年度までの間で、事業規模に対する支出実績の割合(以下「実績率」という。)が最大であった昭和61年度の数値66.0%を踏まえたものとされている。

表3-⑥-11 調整保管事業の助成に係る予算上の事業規模(事業計画額)に対する支出

実績の推移(平成11年度以前(事業規模の圧縮前)) (単位: 百万円、%)

年度	事業規模	支出実績	実績率	年度	事業規模	支出実績	実績率
昭和53年度	1,650	772	46.8	平成元年度	2,813	1,089	38.7
54年度	1,970	631	32.0	2年度	3,931	1,122	28.5
55年度	2,170	1,032	47.6	3年度	3,931	1,296	33.0
56年度	2,420	866	35.8	4年度	3,931	1,860	47.3
57年度	2,510	1,421	56.6	5年度	3,931	1,769	45.0
58年度	2,780	1,658	59.6	6年度	3,931	971	24.7
59年度	2,780	1,395	50.2	7年度	4,321	843	19.5
60年度	2,780	1,712	61.6	8年度	4,321	966	22.4
61年度	2,813	1,856	66.0	9年度	4,321	1,594	36.9
62年度	2,813	1,621	57.6	10年度	4,569	1,192	26.1
63年度	2,813	1,310	46.6	11年度	4,569	1,024	22.4

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「事業規模」は、予算上の事業規模(事業計画額)であり、調整費を除いた額である。

なお、調整費は昭和53年度から55年度までは5,000万円、56年度以降は1億円となっている。

平成12年度以降の圧縮後の事業規模(事業計画額)、支出実績及び実績率の推移は、表3-⑥

－12 のとおりであり、近年、実績率は、事業規模の圧縮により 30%から 60%の間で推移している。

表 3－⑥－12 調整保管事業の助成に係る予算上の事業規模（事業計画額）に対する支出
実績の推移（平成 12 年度以降（事業規模の圧縮後））（単位：百万円、%）

年度	事業規模 (圧縮前)	事業規模 (圧縮後)	事業規模（圧縮 後）－調整費(a)	支出実績額 (b)	実績率(b/a)
平成 12 年度	5,322	3,825	3,725	1,147	30.8
13 年度	5,322	3,825	3,725	1,615	43.3
14 年度	5,338	3,836	3,736	1,604	42.9
15 年度	4,367	3,156	3,056	1,848	60.5
16 年度	4,279	3,095	2,995	1,369	45.7
17 年度	4,394	3,176	3,076		

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「事業規模（圧縮前）」は平成 11 年度以前の算出方法によって算出した額であり、「事業規模（圧縮後）」は事業規模（圧縮前）に 7 割を乗じて得た額に調整費（1 億円）を加算した額である。

また、事業規模を圧縮した平成 12 年度以降の調整保管事業実施状況をみると、表 3－⑥－13 のとおり、事業規模が減少傾向にある中、漁業者団体等からの申請額は事業規模を上回っているが、平成 16 年度においては、申請額に対して承認額が抑えられている。

表 3－⑥－13 調整保管事業実施状況
(単位：百万円、%)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
事業規模(a)	3,725	3,725	3,736	3,056	2,995
申請額(b)	6,426	4,975	4,917	4,433	4,001
承認額(c)	6,426	4,975	4,917	4,433	2,460
支出実績額(d)	1,147	1,615	1,604	1,848	1,369
b/a	172.5	133.6	131.6	145.1	133.6
c/a	172.5	133.6	131.6	145.1	82.1
d/a	30.8	43.3	42.9	60.5	45.7

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

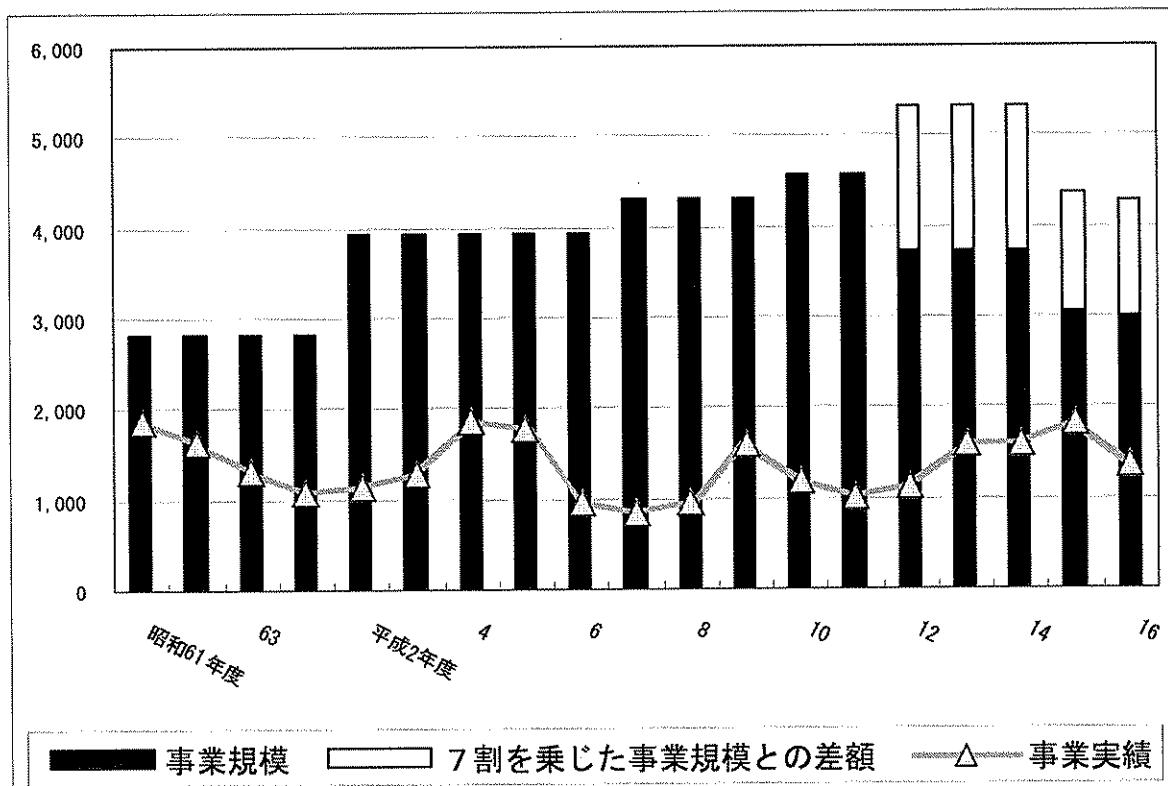
2 事業規模は予算編成の過程として算出された額から調整費（1 億円）を減じた額、申請額は漁業者団体等から魚価基金を経由して水産庁長官に事業実施計画の申請を行った際の助成金支出見込額、承認額は申請に対して水産庁長官が事業実施計画の承認を行った際の助成金支出見込額、実績額は魚価基金が漁業者団体等に助成した額である。

しかしながら、昭和 61 年度から平成 16 年度までの事業規模と支出実績額との差額の推移をみると、表 3－⑥－14 のとおり、平成 11 年度までは増加傾向にあったものが、事業規模を圧縮した 12 年度以降は減少傾向となっているものの、例えば、事業規模は、昭和 61 年度 28 億 1,300 万円、平成 16 年度 29 億 9,500 万円（圧縮後）と約 1.1 倍にとどまっているが、事業規模と支出実績額との差は、昭和 61 年度 9 億 5,700 万円、平成 16 年度 16 億 2,600 万円（圧縮後）と約 1.7 倍となっている。

表3-⑥-14 調整保管事業の助成に係る予算上の事業規模（事業計画額）と支出実績額との差
額の推移 (単位：百万円、%)

年 度	事業規模 (事業計画額) (a)		支出実績 (b)	事業規模と支出実績額 との差 (a-b)		指数 (昭和61年度を 100とした場合)	
	圧縮前	圧縮後		圧縮前	圧縮後	圧縮前	圧縮後
61年度	2,813	—	1,856	957	—	100.0	—
62年度	2,813	—	1,621	1,192	—	124.6	—
63年度	2,813	—	1,310	1,503	—	157.1	—
平成元年度	2,813	—	1,089	1,724	—	180.1	—
2年度	3,931	—	1,122	2,809	—	293.5	—
3年度	3,931	—	1,296	2,635	—	275.3	—
4年度	3,931	—	1,860	2,071	—	216.4	—
5年度	3,931	—	1,769	2,162	—	225.9	—
6年度	3,931	—	971	2,960	—	309.3	—
7年度	4,321	—	843	3,478	—	363.4	—
8年度	4,321	—	966	3,355	—	350.6	—
9年度	4,321	—	1,594	2,727	—	285.0	—
10年度	4,569	—	1,192	3,377	—	352.9	—
11年度	4,569	—	1,024	3,545	—	370.4	—
12年度	5,322	3,725	1,147	4,175	2,578	436.3	269.4
13年度	5,322	3,725	1,615	3,707	2,110	387.4	220.5
14年度	5,338	3,736	1,604	3,734	2,132	390.2	222.8
15年度	4,367	3,057	1,848	2,519	1,209	263.2	126.3
16年度	4,279	2,995	1,369	2,910	1,626	304.1	169.9
17年度	4,394	3,076					

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 「事業規模（事業計画額）」は調整費を引いた額を記載し、平成12年度以降の「事業規模（事業計画額）」は、左欄に圧縮前を、右欄に圧縮後の数値を記載した。
 3 上記の推移を図で表すと次図のとおりである。



事例3-⑦ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業（経済産業省）

（事業等の概要）

石油製品品質確保事業は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品質確保法」という。）の規定によるハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油及び灯油（以下「4油種」という。）の品質管理の実効性や信頼性を担保するため、社団法人全国石油協会（以下「石油協会」という。）が、全国の全給油所の店頭において年1回以上4油種を購入し、その品質を分析して品質確保法の遵守状況を確認する事業（以下「試買分析」という。）に対して補助するものである（平成16年度決算額：17億6,319万円）。

（調査結果）

- ① 試買分析の対象となる全国の給油所数は減少（平成12年度末53,704か所から16年度末48,672か所と9.4ポイント減）しているものの、流通経路が一定でないことから品質確保法上の強制規格（注1）への不適合を発生させる可能性が高い給油所が増加していることもあり、試買分析の実施件数はほぼ横ばい（4油種の合計で平成12年度226,125件から16年度226,372件）となっている。
- しかし、i) 大半の給油所における不適合は一過性で、不適合を繰り返す給油所は特定の一部のみとなっている、ii) 認定給油所（注2）における不適合の発生頻度は、非認定給油所より極めて低い、iii) 不適合を発生させる給油所がほとんどない地域がある一方でこのような給油所が集中している地域があるなどの状況がみられるが、現在行われている試買分析は、このような状況を十分に踏まえた重点的なものとなっていない。
- ② 油種ごとに標準規格（注3）に適合することを確認した給油所については、品質確保法第17条の6第1項等の規定により、その施設又は設備に「S Qマーク」を掲示することができる。このS Qマークは、試買分析の結果、規格への不適合が判明した給油所からは、経済産業省の立入検査を経て取り除かれこととなるため、S Qマークを広く周知して消費者に十分浸透させ、消費者が、より良い品質の石油製品を販売する給油所をS Qマークの有無によって容易に見分けることができるようすれば、試買分析の実効性が大きく高まるものと考えられる。

（注1） 安全性及び環境への影響の観点から、販売される石油製品が必ず適合していかなければならないとして、品質確保法に基づき経済産業省令で定める規格

（注2） 信頼される流通経路からのみ揮発油を購入するなどの品質維持計画を作成し、経済産業省から認定された給油所

（注3） 強制規格にいくつかの規格を加え、標準的な品質の石油製品の基準として、品質確保法に基づき経済産業省令で定める規格

（改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 過去の不適合の発生状況等を勘案して試買分析の実施を重点化すること。
- ② S Qマーク表示制度と試買分析との連携強化と相互補完を一層図り、S Qマーク表示制度の消費者への浸透を徹底して試買分析の実効性を高めること。

1 補助金等の概要等

(1) 補助金等の概要

ア 創設年度：昭和 61 年度

イ 根拠法令：なし（予算補助）

ウ 会計名：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定

エ 制度の概要等

石油製品の成分によっては、環境負荷や健康又は安全上の疑念が持たれる場合があるほか、

石油製品は、消費者自身が目視等により、その品質が適正な基準を満たしているかどうかを確認できないため、粗悪な石油製品が販売されやすい実情にある。

本事業は、品質確保法に基づく石油製品の品質管理の実効性や信頼性を担保するため、石油協会が、全国約 5 万給油所の全店頭において揮発油等の石油製品を購入してその品質を分析し、同法の遵守状況を確認する事業に対して補助するものである。

なお、品質確保法は、諸外国からの多様な石油製品が国内に流通することに伴い、安全性や環境への影響の観点から石油製品の品質を十分に管理するため、揮発油販売業法（昭和 51 年法律第 88 号）を改正して平成 8 年 4 月 1 日に施行されたものである。

(2) 予算・決算の推移

表 3-⑦-1 石油製品品質確保事業の予算・決算の推移

(単位：千円、%)

区分	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
予算額 (a)	2,941,120	2,941,120	2,941,120	2,941,120	2,536,161	2,485,086
決算額 (b)	2,171,693	1,931,413	1,932,915	1,893,920	1,876,338	1,763,186
執行率 (b/a)	73.8	65.7	65.7	64.4	74.0	71.0

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額は、補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) 本事業の仕組みと関連施策

ア 品質確保法に基づく規制等と試買分析

品質確保法においては、石油製品販売業者における石油製品の品質を確保するため、表 3-⑦-2 のとおり、強制規格不適合の石油製品の販売禁止、給油所による自己分析義務等の規制や、標準規格適合品の品質表示制度が設けられている。

表3-⑦-2 品質確保法に基づく規制等

No.	事 項	根 拠	規制等の概要
1	強制規格不適合の石油製品の販売禁止 <全油種>	法第 13 条、第 17 条の 7 第 1 項及び第 17 条の 9 第 1 項	石油製品販売業者は、強制規格に適合しない製品を消費者に販売してはならない。
2	給油所ごとの品質管理者の設置 <揮発油>	法第 14 条	揮発油販売業者は、給油所ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任しなければならない。
3	自己分析義務 <揮発油>	法第 16 条 法施行規則第 14 条第 1 号 法第 16 条の 2	揮発油販売業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して、その販売する揮発油が強制規格に適合しているかどうかを品質管理者に分析させなければならない。 法第 16 条の規定に基づく分析は 10 日ごとに行うものとする。 揮発油販売業者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）に、給油所ごとに、前条の揮発油の分析を委託することができる。
(自己分析の軽減措置)	法施行規則第 14 条の 3		法施行規則第 14 条の 2 第 1 項の認定（生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画（以下「品質維持計画」という。）の認定）を受けている給油所については、法第 16 条の規定による揮発油の分析を、同施行規則第 14 条第 1 号の規定にかかわらず、1 年に 1 回行えば足りる。
4	品質表示制度 <全油種>	法第 17 条の 6、第 17 条の 7 第 2 項及び第 17 条の 9 第 2 項	標準的な品質の石油製品の基準として経済産業省令で定めるものに適合することを確認した石油製品販売業者は、S Q マークを掲示することができる。

(注) 1 品質確保法及び品質確保法施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）に基づき、当省が作成した。

2 「登録分析機関」は、平成 17 年度末現在、石油協会等 4 機関となっている。

強制規格とは、安全性及び環境への影響の観点から、販売される石油製品が必ず適合していかなければならない規格のことであり、揮発油では 10 項目、灯油と軽油では 3 項目ずつが定められている。また、S Q マーク掲示に必要な標準規格は、強制規格にいくつかの規格を加え、標準的な品質の石油製品の基準として経済産業省令（品質確保法施行規則）で定めたものである（表 3-⑦-3 参照）。

表3-⑦-3 石油製品に関して経済産業省令で定める規格項目

区分		揮発油	軽油	灯油
標準規格	強制規格	<10 項目> 鉛、硫黄分、MTBE、酸素分、 ベンゼン、灯油混入率、メタノール、エタノール、実在ガム、 色	<3 項目> 硫黄分、セタン指数、 90% 留出温度	<3 項目> 硫黄分、引火点、セーバルト色
	その他の規格	<6 項目> オクタン価、密度、蒸留性状、 銅板腐食、蒸気圧、酸化安定度	<5 項目> 引火点、流動点、目詰まり点、10% 残油の残留炭素分、動粘度	<3 項目> 95% 留出温度、煙点、銅板腐食
	合計	<16 項目>	<8 項目>	<6 項目>

(注) 品質確保法及び品質確保法施行規則に基づき、当省が作成した。

これらの規制等の対象をみると、表 3-⑦-4 のとおり、「強制規格不適合の石油製品の販売禁止」及び「品質表示制度」は全油種に適用されるが、「給油所ごとの品質管理者の設置」及び「自己分析義務」は揮発油販売業者のみに適用されることとなっている。すなわち、強制規格

不適合の石油製品の販売禁止は全油種について適用されるが、その実効性を担保する手段である自己分析義務が課せられるのは揮発油販売業者のみであり、法制度上、強制規格に適合しない軽油及び灯油の販売禁止の実効性を担保する仕組みとしては、経済産業局による立入検査を除き設けられていない。

また、「品質表示制度」は、石油製品販売業者が、自ら又は登録分析機関に委託して、標準規格に適合したことを確認した上でS Qマークを表示することができるものであり、これについても、法制度上、経済産業局による立入検査を除き、その実効性及び信頼性を担保する仕組みは設けられていない。

この理由について、経済産業省は、軽油については、揮発油と同様、混和インセンティブはあるものの、軽油と重油の品質の特性上、混和により規格不適合になる危険性がほとんどないこと、さらに灯油については、脱税による混和インセンティブが全くないことから、規格に適合しない製品が流通する蓋然性が低いため、自己分析の対象外としたと説明している。

表3-⑦-4 品質確保法に基づく規制等の対象油種

油種	強制規格不適合の石油製品の販売禁止	給油所ごとの品質管理者の設置	自己分析義務	品質表示制度
揮発油	○	○	○	○
軽油	○	×	×	○
灯油	○	×	×	○

(注) 1 品質確保法及び品質確保法施行規則に基づき、当省が作成した。

2 「○」は規制等が課せられていることを、「×」は規制が課せられていないことを示す。

試買分析は、以上のような品質確保法に基づく規制等の実効性及び信頼性の担保を補完するものとして、4油種を対象として、経済産業省令（品質確保法施行規則）で定める規格の全項目について実施されている。

イ 試買分析の実施方法とその結果の活用

試買分析の実施方法は、おおむね次のとおりとなっている。

① 石油協会と請負契約を締結した運送会社が、全国の給油所から、試料として4油種をそれぞれ1ℓずつ購入し、全国9か所に所在する石油協会の試験センターに配送する（以下「試買業務」という。）。

なお、試買業務は、i) 全国のすべての給油所を対象として年間1回必ず実施する「通常試買」と、ii) 通常試買で不適合となった給油所（その周辺地域給油所を含む。）及び不適合を発生させる可能性の高い給油所（その周辺地域給油所を含む。）を対象に実施する「再試買」に区分される。

② 試料を配送された試験センターは、石油協会があらかじめ定めた一部の項目について分析し、その結果に疑義が生じた場合や所定の品質基準に適合しない場合は、経済産業省令（品質確保法施行規則）で定めるすべての項目について分析する。

③ この分析の結果、特に原因を究明する必要のある項目がみられた場合は、当該試料を石油協会の品質試験室へ配送し、更に詳細な分析を実施する。

④ 試買分析の結果は、不適合が判明した給油所の所在地域を管轄する経済産業局に送付される。経済産業局は、試買分析の不適合結果及び消費者からのクレームの有無などを勘案し、

強制規格に違反している可能性が高い事業者を優先的に絞りこみ、重点的に立入検査を実施する。

経済産業局の立入検査の実施状況、その結果に基づく指導状況は、表3-⑦-5のとおりであり、平成12年度以降、試買分析等の結果を活用して重点的に立入検査を実施するとともに、悪質な不適合給油所に対しては厳しい措置を講ずる方針としており、その結果、立入検査数が減少している一方で、15年度及び16年度には、それまで行われていなかった営業停止命令を含む改善指示等が行われている。

表3-⑦-5 給油所に対する経済産業局の立入検査等の実施状況 (単位:件)

指導等の内容	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
立入検査数	2,198 (100)	1,944 (88.4)	1,865 (84.8)	1,374 (62.5)	1,732 (78.8)
改善指示数	0	0	0	6	9
指示に従わなかった場合の公表数	0	0	0	5	3
営業停止命令数	0	0	0	0	1
刑事告発数	0	0	0	0	1

- (注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 「改善指示」とは、品質確保法第17条の2第1項に規定する指示を指す。
 3 「営業停止命令」とは、品質確保法第11条第2項に規定する事業停止命令を指す。
 4 15年度以降の改善指示等の対象は、すべて高濃度アルコール含有燃料を販売した給油所に対するものである。
 5 ()内の数字は、平成12年度を100とした場合の指数である。

ウ 試買分析に要する経費

石油製品品質確保事業の費用の内訳は、表3-⑦-6のとおりであり、試買分析に要する費用の全額が国庫負担となっている。また、平成12年度以降、若干の減少傾向がみられるもののほぼ同額で推移している。

表3-⑦-6 石油製品品質確保事業の費用の内訳 (単位:千円)

経費の区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
試買分析経費	(1)試験センター分析経費	1,447,849	1,399,508	1,388,987	1,373,495
	①試験センターハイテク	139,923	121,023	121,023	121,023
	②機器リース料	480,376	469,241	475,538	483,252
	③分析員人件費	428,754	421,871	415,548	411,654
	④一般管理費	398,796	387,372	376,876	357,566
	(2)試買経費	268,899	271,806	267,500	264,705
	①試料費	20,256	20,033	19,468	19,963
	②業務委託費	181,853	183,775	182,808	181,259
	③管理費	66,789	67,997	65,222	63,482
	合計	1,931,413	1,932,915	1,893,920	1,876,338
品質試験室の分析研究事業費	(1)品質試験室の分析・研修・研究事業費	158,863	205,800	181,632	182,337
	①分析事業費	38,272	43,690	45,642	59,964
	②研修事業費	29,491	28,277	27,626	23,746
	③研究事業費	91,099	133,831	108,363	98,626
	人件費				3,262
	一般管理費				2,944
(2)品質試験室賃借料	55,800	55,800	55,800	55,800	1,296
	合計	1,644,516			

- (注) 1 石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 平成 16 年 6 月 18 日から 17 年 2 月 17 日までの 8か月間、品質試験室に対する補助金の交付が停止されていたため、平成 16 年度の「品質試験室の分析・研修・研究事業費」欄に記載した額は 17 年 2 月 18 日から 3 月 31 日までのものである。
- 3 「試買分析経費」の「(2) 試買経費」のうち「②業務委託費」は、給油所において試料を購入し、これを石油協会の試験センターに送付するための業務を運送会社に委託する経費である。
- 4 「品質試験室の分析・研修・研究事業費」は、石油協会の品質試験室において、精密分析の実施、分析技術の開発、試験センター分析員の研修並びに石油製品に係る諸問題についての研究事業等を実施し、石油協会の分析技術レベルの向上を図るものである。なお、「②研修事業費」については、平成 16 年度以降、石油協会の自主財源により実施している。

(2) 本事業の実施状況等

ア 試買分析の実施状況

試買分析の実施状況をみると、表 3-⑦-7 のとおり、試買分析の対象となる全国の給油所数は、平成 12 年度末 53,704 か所から 16 年度末 48,672 か所（12 年度末の 90.6%）へと減少しているにもかかわらず、試買分析の実施件数は、揮発油（ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン）、軽油並びに灯油の 4 油種の合計で 12 年度 226,125 件、16 年度 226,372 件（12 年度の 100.1%）とほぼ横ばいとなっている。

これは、通常試買の件数が減少している一方で、再試買の件数が増加していることを理由としている。前記(1)イのとおり、再試買の対象は、i) 通常試買で不適合となった給油所（その周辺地域給油所を含む。）及び ii) 不適合を発生させる可能性の高い給油所（その周辺地域給油所を含む。）とされているが、近年、流通経路が一定ではない給油所の増加により、品質維持計画の認定を受けていない給油所が平成 12 年度 1,733 か所から 16 年度 3,410 か所へと増加しており、こうした給油所は不適合を発生させる可能性が高いとして一律に再試買を実施しているため、再試買の件数が増加しているものである。

表 3-⑦-7 試買分析の実施状況 (単位：か所)

区分	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
給油所数	53,704 (100.0)	52,592 (97.9)	51,294 (95.5)	50,067 (93.2)	48,672 (90.6)
試買分析実施件数 (4 油種の合計)	226,125 (100.0)	227,793 (100.7)	225,401 (99.7)	226,936 (100.4)	226,372 (100.1)
ハイオク ガソリン	53,857 (100.0)	54,200 (100.6)	53,594 (99.5)	54,321 (100.9)	54,340 (100.9)
レギュラー ガソリン	58,522 (100.0)	58,981 (100.8)	58,288 (99.6)	58,697 (100.3)	58,556 (100.1)
軽油	57,808 (100.0)	58,355 (100.9)	57,595 (99.6)	58,027 (100.4)	57,880 (100.1)
灯油	55,938 (100.0)	56,257 (100.6)	55,924 (100.0)	55,891 (99.9)	55,596 (99.4)

(注) 1 経済産業省及び石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 給油所数は、当該年度末時点の給油所数である。

3 ()内の数字は、平成 12 年度を 100 とした場合の指標である。

イ 試買分析の効果的かつ効率的な実施の余地

試買分析の実施状況等を調査したところ、次のように、試買分析には一定の有効性が認められるものの、その運用に当たっては、試買対象を重点化するなどにより、一層効果的かつ効率的に実施する余地がみられた。

① 平成 12 年度から 16 年度の 5 年間の試買分析によって不適合が判明した給油所数 4,933 か所の不適合回数をみると、表 3-7-8 のとおり、不適合が 1 回のみの給油所が 3,960 か所 (80.3%) とそのほとんどを占めているのに対し、5 回以上の給油所は 38 か所 (0.8%) にとどまっている。

表 3-7-8 不適合給油所における不適合の発生回数（平成 12 年度から 16 年度）

(単位：か所、%)

不適合回数	不適合給油所数	合計に占める割合
1回のみ	3,960	80.28
2回	693	14.05
3回	176	3.57
4回	66	1.34
5回	20	0.41
6回	9	0.18
7回	4	0.08
8回	3	0.06
9回	1	0.02
10回	1	0.02
合計	4,933	100.00

(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

また、平成 16 年度の不適合給油所 1,262 か所について、平成 12 年度以降 15 年度までの不適合の有無をみたところ、表 3-7-9 のとおりであり、例えば、揮発油については、16 年度に不適合となった給油所が 128 か所 (1,262 か所の 10.1%) あるが、このうち同期間に不適合となったことが一度もないものが 102 か所 (79.7%) となっている。

表 3-7-9 平成 16 年度試買分析不適合給油所の過去の不適合状況（平成 12 年度以降）

(単位：か所、%)

区分	平成 16 年度不適合給油所数 (A)	4 油種の合計に占める油種別の不適合給油所数の割合	A のうち平成 12 年度以降に不適合となったことがない給油所数 (B)	A に占める B の割合
4 油種の合計	1,262	100.0	984	78.0
揮発油	128	10.1	102	79.7
ハイオク	76	6.0	56	73.7
レギュラー	52	4.1	46	88.5
軽油	400	31.7	293	73.3
灯油	771	61.1	616	79.9

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 4 油種ごとの不適合給油所数を合算すると 4 油種の合計を超えるが、これは複数油種が不適合となった給油所があるためである。

以上のことから、これまで不適合となったことのない給油所であっても不適合給油所となる可能性は常に存在するものの、大半の給油所の不適合は一過性のものであり、特定の給油所において繰り返し不適合が発生している状況がみられる。

② 挿発油販売業者は、前記表3-⑦-2のとおり、品質確保法に基づき、給油所ごとに10日に1度の頻度で強制規格10項目に関し自己分析を行うことを義務付けられているが、信頼される流通経路からのみ挿発油を購入するなどの品質維持計画を作成し、これを経済産業省から認定された挿発油販売業者は、この自己分析の頻度を約1年に1度とする軽減措置を受けることができるとされている。

この軽減措置を受けている給油所（軽減措置対象給油所）と受けていない給油所（軽減措置非対象給油所）の試買分析による不適合率を比較すると、表3-⑦-10のとおり、平成16年度においては軽減措置対象給油所が0.02%（10か所）であるのに対し、軽減措置非対象給油所が1.11%（38か所）となっており、軽減措置対象給油所における不適合の発生頻度は、軽減措置を受けない給油所と比較して極めて低いものとなっている。

表3-⑦-10 軽減措置対象給油所を対象とした強制規格に係る試買分析不適合給油所数

（単位：か所、%）

区分		平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
軽減措置 対象給油 所	給油所数（A）	47,803	46,225	44,399	42,294	40,821
	不適合給油所数（B）	49	24	15	22	10
	不適合率（B/A）	1.10	0.04	0.03	0.05	0.02
軽減措置 非対象給 油所	給油所数（a）	1,733	2,334	2,853	3,217	3,410
	不適合給油所数（b）	20	20	14	19	38
	不適合率（b/a）	1.15	0.86	0.49	0.59	1.11

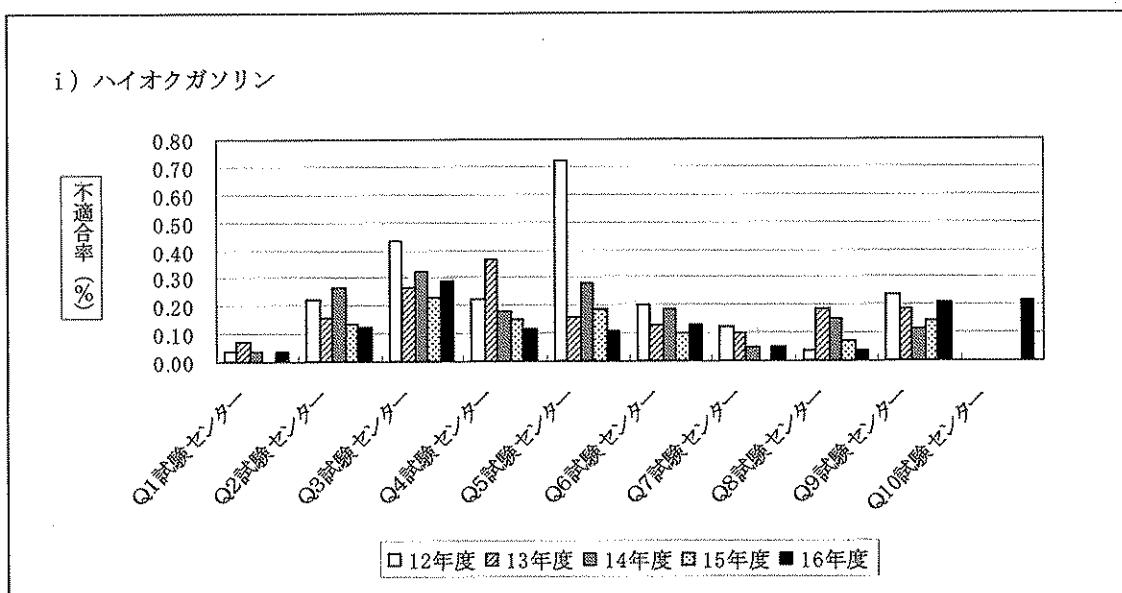
(注) 1 経済産業省及び石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 「軽減措置対象給油所」の給油所数は、石油協会が当該年度末までに軽減措置対象給油所から自己分析を受託した給油所数を記載した。

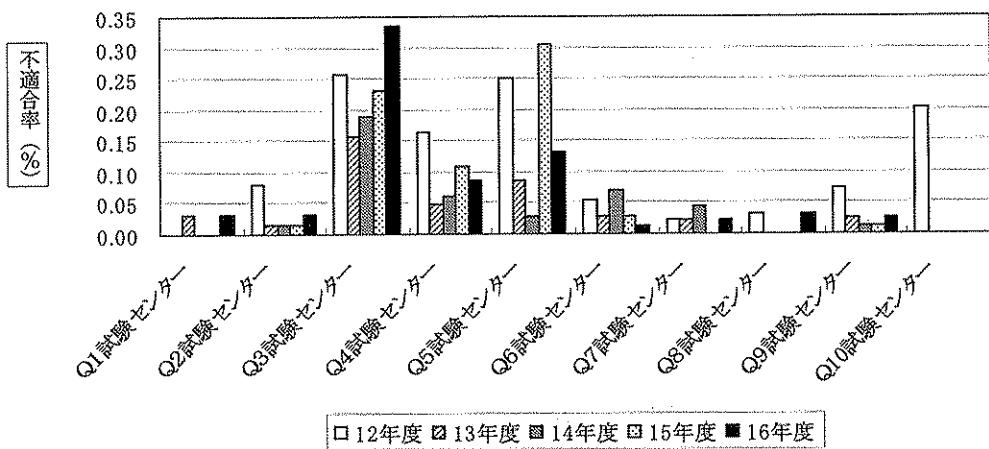
3 「軽減措置非対象給油所」の給油所数は、石油協会が当該年度末までに軽減措置非対象給油所から自己分析を受託した給油所数を記載した。

③ 石油協会が地域ごとに設置している試験センター別の平成12年度から16年度における試買分析による不適合率をみると、図3-⑦-1のとおり、不適合給油所がほとんど発生していない地域がある一方で集中的に発生している地域があるなどの状況がみられた。

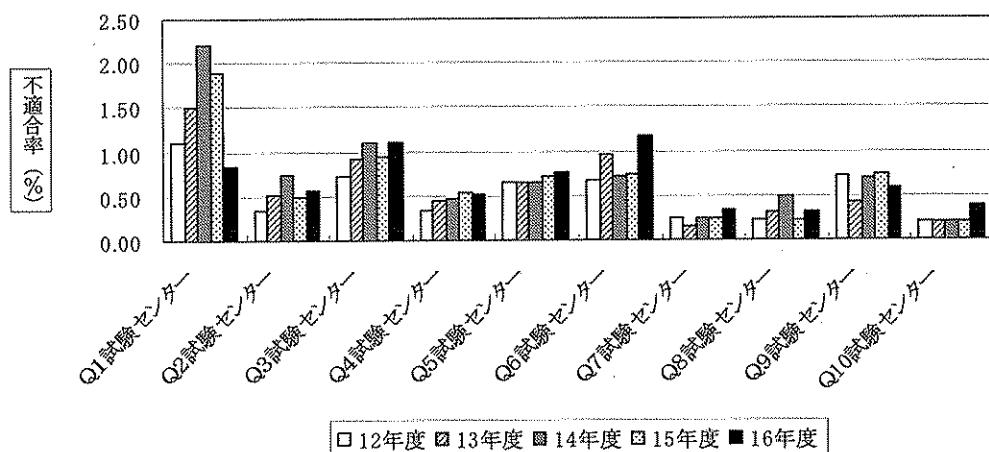
図3-⑦-1 試験センター別の試買分析による不適合率（平成12年度から16年度）



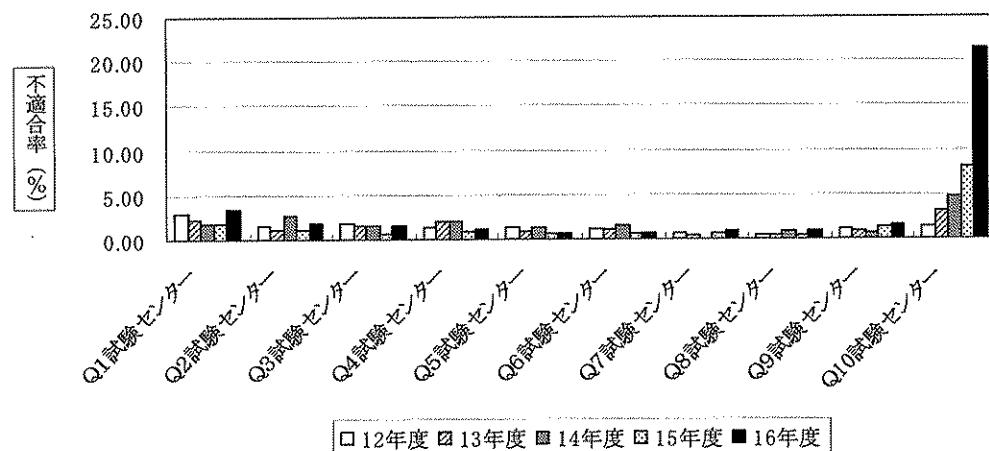
ii) レギュラーガソリン



iii) 軽油



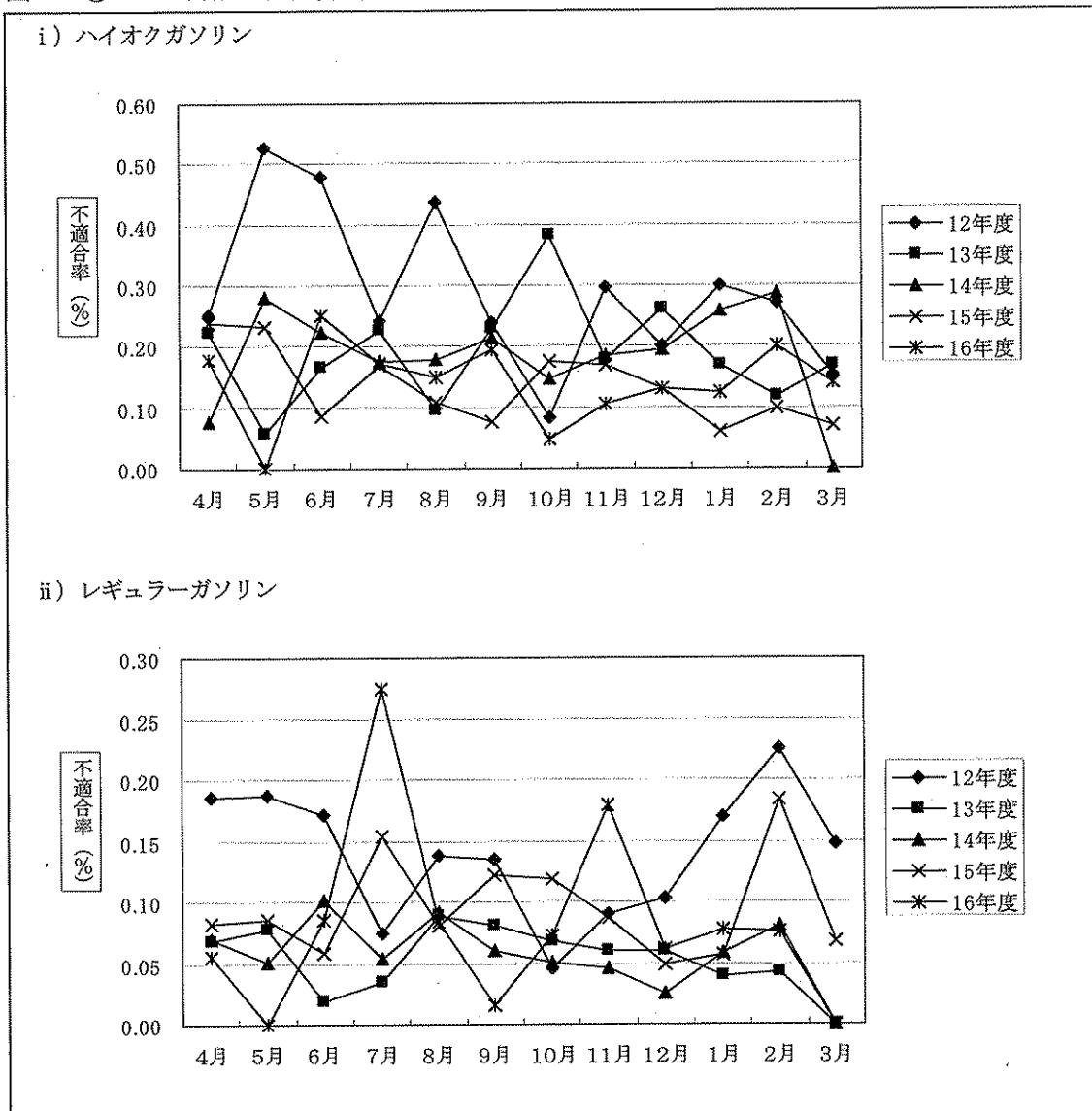
iv) 灯油



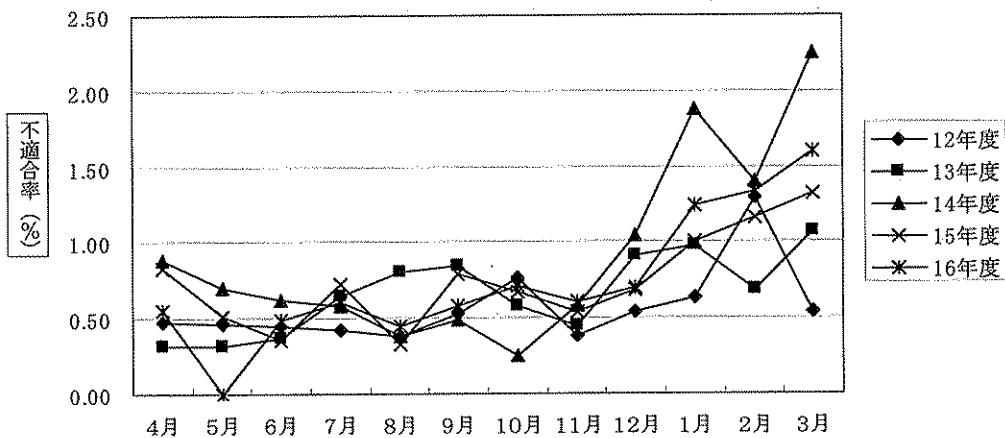
(注) 石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

また、平成 12 年度から 16 年度における月別の試買分析による不適合率の推移をみると、図 3-⑦-2 のとおり、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリンについては季節による顕著な変動がみられないものの、軽油については年度末頃に不適合給油所が多く発生し、灯油については夏季に不適合給油所が多く発生している。

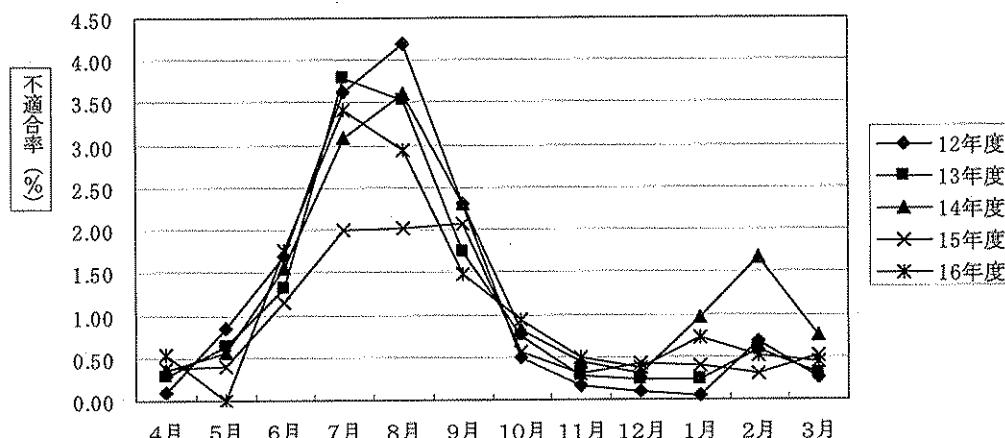
図 3-⑦-2 月別の試買分析による不適合率の推移（平成 12 年度から 16 年度）



iii) 軽油



iv) 灯油



(注) 石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

(3) 試買分析と品質確保法に基づく品質表示制度との連携

品質表示制度は、表3-⑦-11のとおり、すべての油種を対象とし、強制規格を含め経済産業省令（品質確保法施行規則）で定めるすべての分析項目を網羅しており、各給油所に対する年1回の試買分析の結果、規格への不適合が判明した給油所からは、経済産業省の立入検査を経て、この品質表示制度に基づくSQマークが取り除かれることとなる。したがって、SQマークを広く周知して消費者に十分浸透させ、消費者が、より良い品質の石油製品を販売する給油所をSQマークの有無によって容易に見分けることができるようすることによって、SQマークを失った給油所が消費者の信頼を大きく失うこととなれば給油所に標準規格の遵守を促すこととなる。

表3-⑦-11 試買分析と品質表示制度の対象給油所等

区分		試買分析		品質表示制度
対象給油所		4油種を販売しているすべての給油所		4油種それぞれについてS Qマークを掲示しようとする給油所
分析項目	ハイオク ガソリン	強制規格	○(10項目)	○(10項目)
		標準規格	○(16項目)	○(16項目)
	レギュラー ガソリン	強制規格	○(10項目)	○(10項目)
		標準規格	○(16項目)	○(16項目)
	軽油	強制規格	○(3項目)	○(3項目)
		標準規格	○(8項目)	○(8項目)
	灯油	強制規格	○(3項目)	○(3項目)
		標準規格	○(6項目)	○(6項目)

(注) 1 品質確保法、品質確保法施行規則及び石油協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 「○」は分析が課せられていることを、「×」は分析が課せられていないことを示す。

3 ()内は分析項目数を示す。なお、標準規格項目には、強制規格項目を含んでいる。

経済産業省は、品質確保法が施行された平成8年以降、S Qマークの周知を含めた石油製品の品質確保に係る広報事業を実施してきているが、S Qマークの周知に特化した広報は行っていない。

事例3-⑧ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業（経済産業省）

（事業等の概要）

地域事業環境整備支援事業（以下「支援事業」という。）は、石油組合が、地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図るなどの集客力の向上につながり、業界の構造改善に寄与することを目的として行う「かけこみ 110 番（注1）」、「普通救命講習会（注2）」、「災害協力協定（注3）」等の事業に対し、全石商を通じて補助するものである（平成16年度決算額：9億4,245万円）。

（注1） 地域住民が犯罪に巻き込まれた場合の緊急避難所、事故通報所として給油所を活用する事業

（注2） 交通事故や災害などが発生した際に被害者の一時保護、応急措置などを実施する体制を整備するため、給油所の従業員を対象に実施する事業

（注3） 地元の地方公共団体と災害時における協力協定を締結し、徒歩で帰宅する被災者への水道水やトイレの提供、災害対応者への優先的な給油などを行う事業

（調査結果）

- ① 支援事業では、「かけこみ 110 番」を始めとして多くの事業を補助対象としているが、今回調査した12組合のうち11組合が「かけこみ 110 番」を中心に実施しており、また、平成14年度以降継続して実施しているところが多い。一方、「かけこみ 110 番」については、周知に係る補助が継続しているが、i)これを実施している11組合が所在する11道府県において、同様の事業（規模は「かけこみ 110 番」と同程度又はそれ以上）は、他業種団体（コンビニエンスストア、理容業、美容業、タクシー業等）又は地方公共団体（4府県）でも実施されており、また、ii)小中学生等を中心に地域住民等の認知度が比較的高く、地域に定着しつつある状況がみられる。
- ② 「かけこみ 110 番」以外の事業については、「災害協力協定」を除き、実施している石油組合は増加していない。また、実施している事業の認知度の向上を図るために、多額の周知費用（平成16年度で12組合の合計2億6,082万円、事業費総額の74.1%、1組合当たり2,174万円）が投じられているが、「かけこみ 110 番」以外の事業の地域住民等の認知度は総じて低い数値となっている。その一方で、「普通救命講習会」等「かけこみ 110 番」以外の事業を、比較的認知度の高い「かけこみ 110 番」と一体的に実施して認知度を向上させ、給油所に対する評価を一層向上させている例がみられた。

（改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、支援事業について、他業種団体等による事業の実施状況も踏まえ、認知度に応じて周知の対象及び方法の見直しを行うことなどにより事業の重点化を図るとともに、多額の周知費用を投じていながら認知度が向上していない場合には、既に定着した事業と一体的な展開を図るなど事業のより効果的な実施方法を検討する必要がある。

1 補助金等の概要等

（1）補助金等の概要

ア 創設年度：昭和62年度

イ 根拠法令：なし（予算補助）

ウ 会計名：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定

エ 制度の概要等

石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金）のうち構造改善円滑化事業（組合分）は、地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図るなどの集客力の向上につながり、業界の構造改善に寄与することを目的とする事業であり、石油組合が、地域の治安確保や環境対策など、直接収益には結びつかないが社会的に有意義と考えられ、業界全体で実施することが期待される活動に補助するものである。

構造改善円滑化事業（組合分）としては、表3-⑧-1のとおり、平成14年度から支援事業が、16年度から災害対応型給油所普及促進事業が実施されている。今回は、これらのうち前者を調査した。

表3-⑧-1 構造改善円滑化事業（組合分）の概要（平成16年度）

事業名	事業期間	予算額（千円）	補助事業者等	事業の概要	対象経費（補助率）
支援事業	平成14年度～	1,294,524	全石商 →[間接補助] 石油組合	地域の治安対策や高齢化対応、リサイクル活動など社会的に有意義と考えられ、業界全体で行うことが期待される活動に要する費用の全額を補助する。	1. 選定事業費（定額） 2. 事業費（定額）
災害対応型給油所普及促進事業	平成16年度～	100,324	全石商 →[間接補助] 揮発油販売業者	災害時にも石油製品を安定的に供給することを目的として、給油所が、太陽光発電又は内燃機関を使った自家発電設備と貯水設備を設置する際に、その費用の一部を補助する。	災害対応型給油所普及事業（定額(1/2)） 災害対応型給油所広報事業（定額） 災害対応型給油所調査事業（定額）

(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 予算・決算の推移

構造改善円滑化事業（組合分）の予算・決算の推移は表3-⑧-2のとおりであり、このうち支援事業の予算・決算の推移は表3-⑧-3のとおりである。

表3-⑧-2 構造改善円滑化事業（組合分）の予算・決算の推移

(単位:千円、%)

区分	平成14年度	15年度	16年度
予算額(a)	1,543,930	1,294,524	1,394,848
決算額(b)	1,191,925	955,233	1,002,611
執行率(b/a)	77.2	73.8	71.9

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額は、補正後の予算額である。

3 14年度の予算額のうち3,617万円は「モデル構造改善事業計画策定事業」であり、7,208万円は「給油所敷地利用促進等支援事業」である。なお、両事業とも14年度をもって廃止されている。

4 16年度の予算額のうち1億32万円は「災害対応型給油所普及促進事業」である。

表3-⑧-3 支援事業の予算・決算の推移

(単位：千円、%)

区分	平成14年度	15年度	16年度
予算額(a)	1,435,680	1,294,524	1,294,524
決算額(b)	1,154,935	955,233	942,449
執行率(b/a)	80.4	73.8	72.8

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額は、補正後の予算額である。

2 調査結果

(1) 事業の実施状況

支援事業により、全石商の補助を受けて石油組合が実施している事業の名称と事業内容等は、表3-⑧-4のとおりであり、大半の石油組合（平成16年度において全国40組合のうち38組合（95.0%））が「かけこみ110番」を実施している。

表3-⑧-4 支援事業における実施事業の内容等

実施事業名		事業内容	16年度実施組合数
防犯協力事業	かけこみ110番	犯罪が増加し社会不安が増加する中、給油所が地域社会に点在する立地特性を活かして、地域住民が犯罪に巻き込まれた場合の緊急避難所、事故通報所として給油所を活用するもの	38組合（95.0%）
防災協力事業	普通救命講習会	給油所が各地の道路沿いに点在する立地特性を活かし、交通事故や災害などが発生した際に、被害者の一時保護、応急処置などを行う体制を整備するため、給油所の従業員を対象に普通救命講習会を実施するもの	19組合（47.5%）
	災害協力協定	石油組合が地元の都道府県又は市町村と災害時における協力協定を締結し、徒歩で帰宅する被災者への水道水やトイレの提供、災害対応車両への優先的な給油などを行うもの	
安全走行等協力事業	車両無料安全点検	給油所が各所に点在する立地特性を活かし、交通事故につながるおそれのある車両の不備がないかを点検するもの	12組合（30.0%）
	不正改造車ガソリン不売	給油所が各地に点在する立地特性を活かし、交通事故につながるおそれのある不正改造車へのガソリン等の不売運動を実施するもの	
環境保全協力事業	廃棄物処理	平成13年4月から産業廃棄物を排出する事業者の責任が強化され、法律に基づいた対応が義務付けられているが、個々の事業者がその義務を適正に処理できる体制を整えるのは難しいため、組合で一括して引き受けるもの 給油所を、地域住民が家電・パソコンを廃棄・リサイクルしようとする際の一次集積地として活用するもの 家庭で古くなった灯油や使用済みオイルを給油所で引き取り、適正処分するもの	3組合（7.5%）
	その他	観光地清掃、環境美化運動等への取組	
その他		献血運動、チャイルドシート装着指導等への取組	3組合（7.5%）

(注) 経済産業省及び全石商の資料に基づき、当省が作成した。

今回調査した12組合においても、表3-⑧-5のとおり、「かけこみ110番」を実施する石油組合が増加し、16年度で11組合に上っている。また、「災害協力協定」を実施する石油組合が増加しているものの、これら以外の事業（「普通救命講習会開催」、「不正改造車へのガソリン不売」、「廃棄物処理」等）を実施する石油組合は増加していない。

表3-⑧-5 調査した12の石油組合における支援事業の実施状況

(単位:組合)

年度	防犯協力事業 かけこみ110番	防災協力事業 普通救命講習会開催	災害協力協定	安全走行等協力事業 車両無料安全点検	不正燃費へのガソリン不売	環境保全協力事業 廃棄物処理	その他
平成14	9	4	2	2	1	2	2
15	8	4	3	3	4	3	2
16	11	2	4	3	1	2	0

(注) 当省の調査結果による。

しかし、「かけこみ110番」については、次のような状況がみられた。

- ① 「かけこみ110番」を実施している11組合が所在する11道府県では、表3-⑧-6のとおり、コンビニエンスストア、理容業、美容業、タクシー業等の他業種団体又は地方公共団体（計23団体）が「かけこみ110番」と同様の事業を実施しており、このうち、i) 18の他業種団体は補助を受けることなく自主財源により、ii) 1団体は地方公共団体の補助を受けて、iii) 4府県においては地方公共団体等が自らの予算により域内的一般家庭、民間事業者、郵便局等の協力を得て、それぞれ実施していた。

表3-⑧-6 「かけこみ110番」の他業種団体等における実施状況

道府県名	他業種団体等における「かけこみ110番」の実施状況	補助の有無
r 1	コンビニエンスストア（株式会社）	無
	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	タクシー業（株式会社）	無
	PTA及び町内会	有（市教育委員会補助）
r 2	コンビニエンスストア（株式会社）	無
	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	タクシー業（株式会社）	無
r 3	県（タクシー、宅配便、電気、ガス、新聞販売、麺類業、石油業等）	無（県の予算）
r 4	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	美容業（美容業生活衛生同業組合）	無
	歯科診療所（県歯科医師会）	無
	生命保険業（県生命保険協会）	無
r 5	市（商店、一般家庭、理容業者、事業所、工場、郵便局、病院等）	無（市の予算）
r 6	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	タクシー業（株式会社）	無
r 7	青少年育成県民会議（地方公共団体、一般家庭、事業所、工場、鉄道駅、業務用車両等）	無（県の予算）
r 8	警察本部（一般家庭、商店、コンビニエンスストア、郵便局、給油所等）	無（県の予算）
r 9	不動産取引業（宅地建物取引業協会）	無
r 10	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	美容業（美容業生活衛生同業組合）	無
	タクシー業（タクシー協会）	無
r 11	理容業（理容生活衛生同業組合）	無
	ガス事業所（エルピーガス協会）	無

(注) 当省の調査結果による。

また、地方公共団体が自らの予算で実施している4府県の実施状況は、表3-⑧-7のとおりであり、このうち3府県においては、これらの事業に他業種の事業者と一緒に、多数の給油所も協力事業所として参加していた。

表3-⑧-7 地方公共団体が自らの予算で「かけこみ110番」と同様の事業を実施している例

道府県名	団体等名	実施協力団体等 (平成16年度)	給油所 の参加	周知媒体等	事業費
r 3	県	タクシー、宅配便、電気、ガス、新聞販売、麺類業、石油販売業等11団体	参加	ステッカー	県費によりステッカーを作成配布(単価はシール式500円、マグネット式1,000円)
r 5	市	428家庭、516商店(給油所及びコンビニエンスストアを含む)、274理髪店、193社、62工場、48郵便局、その他138か所	参加	プラスチック製の看板等	市費により委嘱を実施(17年度予算は30万円)ただし、費用がかかるのは3年に一度行われる委嘱変えの年度のみ
r 7	青少年育成県民会議	100,213家庭、11,308事業所(30団体)、15,047協力車(28団体・38自治体)、245駅(32社)	無	ポスター、ちらし、啓発用冊子、ステッカー等	県費によりポスター等を作成配布(16年度予算1,254万円)
r 8	警察本部	一般住宅6,388か所、商店等4,253か所、コンビニエンスストア513か所、郵便局425か所、給油所336か所、その他3,742か所	参加	表示板	県費により表示板を平成9年度に1万枚作成(約180万円)。以後、予算の範囲内で増版

(注) 1 当省の調査結果による。

2 青少年育成県民会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集するとともに、青少年関係機関、団体等の連携を密にし、もって青少年の健全な育成を図ることを目的して設立されたものである。

② 本事業を実施している石油組合は、本事業の一環として、給油所周辺の地域住民や給油所利用者、小中高生とその保護者等に対して、事業の認知度、事業を知るに至った周知媒体、給油所に対する評価の変化等についてのアンケート調査を実施している((以下「効果測定調査」という。))。

この「効果測定調査」による11組合の「かけこみ110番」の認知度(「知っている」と回答した者の割合)は、表3-⑧-8のとおり、いずれの石油組合においても年々向上しており、16年度において50%を超えているものが過半数を占めている。これは、「かけこみ110番」が小中学生等を中心に地域住民等に定着しつつある状況にあるとみられる。

表3-⑧-8 11組合における「かけこみ110番」の認知度の推移 (単位: %)

石油組合名	調査対象者	平成14年度	15年度	16年度
R 1組合	地域住民		43.4	47.5
	給油所利用者	54.8	59.2	65.3
	園児	55.5	60.0	67.7
	園児の両親	89.6		89.8
R 2組合	地域住民	35.0		48.4
R 3組合	地域住民			40.1
	小学生			51.7
R 4組合	地域住民	54.6		57.1
	小学生		90.7	82.2
R 5組合	地域住民	60.6	64.3	72.8
	小中高校生	56.6	75.5	87.9
	保護者	51.5	60.7	76.4
R 6組合	地域住民	33.2	51.4	48.1
	小学生	39.5		67.3

R 8組合	地域住民			12.2
R 9組合	地域住民		43.8	37.9
R 10組合	地域住民	48.8	49.7	49.0
R 11組合	地域住民	(注) 72.0	34.1	44.7
	小学生	18.5	28.6	77.9
R 12組合	地域住民	49.6	57.7	69.7
	50%未満	6	5	8
	50%以上 (うち 70%以上)	8 (2)	8 (2)	12 (6)

(注) 1 各石油組合の効果測定調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 「R 11組合」の「地域住民」については、平成 14 年度と 15 年度以降との認知度の調査方法・対象が異なっている。

(2) 事業の周知媒体と事業の認知度

平成 16 年度における 40 組合の効果測定調査結果をみると、表 3-⑧-9 のとおり、事業の認知度については、事業別に差異がみられるものの、事業実施による給油所に対する評価の変化については、「頼れる存在だと感じられるようになった」又は「身近に感じられるようになった」と回答した者がいずれの事業についても 8 割前後を占めており、本事業の実施によって、地域住民等の給油所に対する評価の変化をもたらしている状況が認められる。

表 3-⑧-9 実施事業別の事業の認知度、給油所に対する評価の変化及び今後の方向性

(単位：%)

実施事業名	事業の認知度	事業実施による給油所に対する評価の変化			
		頼れる存在だと感じられるようになった	身近に感じられるようになった	評価より前と変わらない	その他
防犯協力事業	44.1	33.2	44.2	19.0	3.6
防災協力事業	30.1	38.3	45.2	13.1	3.5
安全走行等協力事業	40.7	45.8	35.2	15.0	4.0
環境保全事業	11.4	30.0	47.4	18.1	4.4
その他事業	27.2	42.6	40.1	15.8	1.6
全事業平均	38.7	36.0	43.2	17.2	3.6
		79.2			

(注) 経済産業省及び全石商の資料に基づき、当省が作成した。

このようなことから、本事業の目的（地域社会に貢献して石油販売業界の認知度向上を図るなどの集客力の向上につながり、業界の構造改善に寄与すること）を達成するためには、まずは実施している事業の地域住民等の認知度を向上させることが重要となっている。

このような状況の下で、調査した 12 組合における本事業の補助金額（平成 16 年度で 3 億 5,219 万円）の経費区分別の支出状況をみると、表 3-⑧-10 のとおり、パンフレット、リーフレット等の周知資料の作成・配布のための費用が 2 億 6,082 万円となっており、補助金額の 74.1% を占めている。

表3-⑧-10 12組合の本事業に係る補助金額の経費区分別の支出状況（平成16年度）

(単位：千円、%)

経費区分	支出額	構成比
石油組合の当該事業に係る人件費	17,000	4.8
環境整備事業実施委員会開催費	2,919	0.8
調査費	6,947	2.0
研修費・講習会費	2,073	0.6
事業実施システム構築等費	7,985	2.3
事業マニュアル作成費	24,092	6.8
周知費用	260,824	74.1
効果測定及び報告書作成費	30,225	8.6
合計	352,064	100.0

(注) 石油組合の資料に基づき、当省が作成した。

しかしながら、12組合において平成14年度から16年度までの間継続して実施された17事業について、16年度における地域住民の認知度をみると、表3-⑧-11のとおり、前記表3-⑧-8と同様に「かけこみ110番」は、いずれの石油組合においても地域住民等の認知度は高いものの「防災協力事業」や「環境保全事業」などその他の事業については認知度が低いものが多い。

表3-⑧-11 平成14年度から16年度までの間継続して実施された17事業の認知度（平成16年度）

(単位：%)

石油組合名	実施事業名	事業実施年度	調査対象者	認知度
R5組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民 (小中高校生) (保護者)	72.8 (87.9) (76.4)
R12組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民	69.7
R5組合	車両の無料安全点検	14, 15, 16	地域住民	61.4
R4組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民 (小学生)	57.1 (82.2)
R10組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民	49.0
R6組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民 (小学生)	48.1 (67.3)
R1組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民 (給油所利用者) (園児) (園児の両親)	47.5 (65.3) (67.7) (89.8)
R11組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民 (小学生)	44.7 (77.9)
R3組合	防災協力事業(16年度は防犯・防災協力事業)	14, 15, 16	地域住民	40.1
R9組合	かけこみ110番	14, 15, 16	地域住民	37.9
R11組合	車両の無料安全点検	14, 15, 16	地域住民	27.9
R8組合	防災協力事業	14, 15, 16	地域住民	20.5
R7組合	不正改造車へのガソリン不売	14, 15, 16	地域住民	21.7
R7組合	環境保全協力事業	14, 15, 16	地域住民	17.8
R1組合	防災協力事業	14, 15, 16	地域住民	14.1
R1組合	防災協力事業	14, 15, 16	給油所利用者	16.6
R11組合	防災協力事業	14, 15, 16	地域住民	7.4
R3組合	環境保全協力事業(16年度は周知を実施せず)	14, 15, 16	地域住民	2.1

(注) 1 各石油組合が実施した効果測定調査の結果に基づき、当省が作成した。

2 各石油組合の効果測定調査は、その実施方法等が異なるため、中には認知度が比較的高く出るものがある（例えば、調査対象者が同じ「地域住民」であっても、給油所の近隣に対してアンケート調査を行う場合には比較的認知度は高く、一方、県内住民から無作為に抽出して電話又はメールでアンケート調査を行う場合には認知度が低くなる可能性が高い。）。

また、平成 14 年度以降、「かけこみ 110 番」を中心に実施している 3 組合における 16 年度の周知媒体別認知度（「事業を知っている」と回答した者に、「そのことを何で（どこで）知ったか」を聴取した結果をいう。）と、その周知媒体別の周知費用を比較したところ、表 3-⑧-12 のとおり、単位費用当たり認知度（費用対認知度）は、店頭におけるのぼりや表示板、ポスター等が比較的高く、ラッピングバス又は電車、配布物（チラシやガイドブックの配布）が比較的低い状況があり、限られた周知費用の中で、より効果的な周知を行うことを検討する余地が認められる。

表 3-⑧-12 「かけこみ 110 番」の周知媒体別認知度と周知費用（平成 16 年度）

（単位：%、円）

石油組合名	地域住民の認知度	周知媒体	周知媒体別認知度	周知費用	構成比	単位費用当たり認知度
R 4 組合	57.1	のぼり	54.8	2,250,000	11.4	24.36
		バス広告（ラッピングバス）	14.0	10,200,000	51.7	1.37
		チラシ	13.2	4,725,000	23.9	2.79
		下敷き	10.7	2,016,000	10.2	5.31
		新聞広告	4.7	556,500	2.8	8.45
		その他	2.6	—	—	—
		合計		19,747,000	100	
R 10 組合	49.0	テレビ CM	39.5	8,700,000	27.2	4.54
		表示板（大・小・マグネット）	39.1	4,840,000	15.1	8.08
		防犯ガイドブック	14.3	17,820,000	55.7	0.80
		店頭のポスター	4.4	660,000	2.1	6.67
		合計		32,020,000	100	
R 12 組合	69.7	店頭のミニのぼり、マグネットシート等	69.9	5,346,000	22.6	13.08
		テレビ CM	49.5	8,000,000	33.8	6.19
		新聞広告	22.2	1,002,000	4.2	22.2
		テレビの天気予報の風景映像	9.7	—	—	—
		ラッピング電車	3.7	4,400,000	18.6	0.84
		小学校置き傘、傘立て、掲示用ポスター	2.8	4,900,000	20.7	0.57
		ホームページ	0.5	—	—	—
		その他	4.2	—	—	—
		合計		23,648,000	100	

（注）1 当省の調査結果による。

2 「単位費用当たり認知度」は、周知媒体別認知度（%）÷周知費用（100 万円）により算出した。

一方、調査した 12 組合の中には、次のように、「かけこみ 110 番」に併せて「普通救命講習会」等を一体的に実施し、「かけこみ 110 番」に係る地域住民等の認知度の向上に併せて他の事業の認知度も向上させることにより、給油所に対する評価を一層向上させているところがみられた。

[例] 「かけこみ 110 番」に併せて他の事業を一体的に実施している例

R 1 組合は、平成 13 年 12 月から「SS 110 番」（かけこみ 110 番、普通救命講習会）を、14 年 10 月から「S タウン情報局」を開始した。この間の効果測定調査により、給油所を訪問した地域住民等の実施事業の認知度は、平成 13 年度 48.2%、14 年度 54.8%、15 年度 59.2% と毎年向上するとともに、事業実施による評価の変化も、「頼れる存在になった」、「身近な存在になった」とする回答者が増加した。

このような状況を踏まえ、同組合は、平成 16 年度から、事業を発展させ、給油所を「地域サポートステーション」

ン」と位置付けて、次のとおり、複数の事業を一体的に行うこととし、周知も、例えばこれまで「タウン情報局」としてドライブマップの配布を行ってきたものを、地震などの災害に備えるための防災や防犯に関する情報を記載した「防犯・防災ガイド」を配布することに変更するなど、複数の事業の周知を併せて行うこととした。

- ① 「S S110番」や「普通救命講習会」を含む「防犯・防災サポート事業」(防犯協力事業及び防災協力事業)
- ② 「車両の無料安全点検」や「交通安全一声運動」を含む「交通安全サポート」(安全走行等協力事業)
- ③ 給油所のスタッフによる海岸清掃を含む「地域発展サポート事業」(環境安全協力事業)

平成16年度の効果測定調査の結果において、「S S110番」の地域住民等の認知度は65.3%と15年度から6.1ポイント増加し、これに伴い「事業実施による給油所の評価の変化」についても、「評価は以前と変わらない」とする回答者が15年度9.4%から16年度6.8%に減少している。

(参考) 平成 18 年度までに廃止等された調査対象補助事業

参考事例 1 国民健康保険団体連合会等補助金の国民健康保険在宅医療等推進支援事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

国民健康保険在宅医療等推進支援事業は、在宅医療該当者等の情報を国民健康保険団体連合会（都道府県単位。以下「国保連合会」という。）から保険者（市町村）に提供する仕組みを確立し、保険者が在宅医療等を推進することを目的とするもので、厚生労働省が作成した国民健康保険在宅医療等推進支援事業基本計画（平成 8 年 1 月 23 日付け保険発第 6 号の別添。以下「支援計画」という。）に基づき、実施されている。

この支援計画では、国保連合会と保険者間に通信回線によるネットワークを構築し、保険者が在宅医療等を推進していくうえで必要な情報（在宅医療該当者情報、施設情報等）を提供するためのシステム（以下「在宅医療支援システム」という。）を整備することが事業の一つとされている。保険者は、このシステムによって、在宅医療該当者の退院後における受診状況、健康状態、家族状況等を把握し、これらの情報を基に在宅医療該当者に保健師を派遣するなどして、寝たきり防止や疾患の重症化予防等を指導・助言することとされている。（平成 16 年度決算額：17,500 千円）

（調査結果）

在宅医療支援システムは、平成 7 年度から 13 年度にかけて、全国の 47 国保連合会に順次導入し、システム整備とその運用のために補助金が交付されてきた。この補助金は平成 16 年度末までに終了し、その後は各国保連合会の独自事業として実施されているが、このシステムについては、次のように利用が低調な状況がみられた。

- ① i) システム導入当初から管内保険者の利用が全くない国保連合会が 2 連合会みられる、ii) 全国におけるシステムの利用保険者数が、システム運用開始年度の 1,870 から、国庫補助の最終年度には 1,698 へと 9.2%（172 保険者）も減少しており、また、この期間中、47 国保連合会の 4 分の 1 に当たる 12 国保連合会において利用保険者を減らしている、iii) 47 国保連合会の 4 分の 1 に当たる 12 国保連合会においては、国庫補助の最終年度の利用保険者数が 2 以下と極めて少ないなど、利用実績が低調となっている。
- ② i) 上記①-i) の 2 国保連合会に対しても、総額 1 億 8,819 万円の補助金が交付されている、ii) 上記①-iii) の 12 国保連合会についてみると、1 保険者当たりの補助金額が 1 億 1,666 万円と全国平均（271 万 7,000 円）に比べ極めて高くなっているなど、費用対効果が低くなっている。
- ③ 今回実地調査した 10 国保連合会における国庫補助終了後のシステムの運用状況等をみると、保険者へのデータ提供時期が遅いこと、長期入院後に退院した者への在宅医療等の訪問指導を行う保健師が情報を活用しにくいこと等を理由に、i) 3 国保連合会では、国庫補助終了後システムの運用を休止、又は廃止している、ii) 2 国保連合会では、国庫補助の終了後は本システムを使用せず、連合会が独自に開発した別のシステムを利用しているなどの状況がみられる。
- ④ 本事業の補助金交付申請書に添付する事業計画では、本システムの利用予定保険者数を記載することとされているが、実績報告においては保険者の利用実績までは求められていないため、在宅支援システムにおける保険者の利用実績等を把握して事業効果を評価する仕組みが整備され

ておらず、厚生労働省等への補助事業申請時や利用実績の報告時にも、評価結果の提出は求められていない。このため、補助期間中、既に利用保険者が減少傾向にあったにもかかわらず費用対効果が十分に検証されないまま国庫補助が続けられてきたものと認められる。

参考事例2 健康保険病院看護師養成所経営委託費（厚生労働省）

（事業等の概要）

的確な資格識見を備えた看護師を養成し、健康保険病院等（以下「社会保険病院」という。）に勤務する看護師の充足を図ることを目的とする健康保険病院看護師養成所（以下「看護学校」という。平成18年1月現在、全国に8校設置）の経営を委託している社団法人全国社会保険協会連合会に対し、看護学校の運営経費を交付するものである（平成16年度決算額：2億6,832万4,000円）。

（調査結果）

各看護学校の校舎及び敷地は、厚生保険特別会計により整備された国有財産であり、社会保険病院に勤務する看護師の充足のために、毎年度、各看護学校一律の額の委託費が交付されている。

本委託費の目的は、社会保険病院に勤務する看護師の充足を図ることであるが、調査した5看護学校のうち、健康保険S1看護専門学校（以下「S1看護学校」という。）及び社会保険S2保健看護専門学校（以下「S2保健看護学校」という。）については、平成12年度から15年度（S2保健看護学校は平成11年度開校のため、13年度から15年度）における卒業生の半数以上が社会保険病院に就職しておらず、委託費を交付している効果としては、他の調査対象看護学校に比べて低い状況となっている。

このように、S1看護学校及びS2保健看護学校は、卒業生の半数以上が社会保険病院に就職しておらず、他の看護学校に比べて委託費の目的の達成度合いが低いにもかかわらず、各看護学校一律の委託費が交付されており、委託費の効果的使用が図られていない状況となっている。

厚生労働省は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号に基づき、社会保険庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価を行っているが、看護学校の運営状況等については、これまで、目標の設定及び実績の評価を行っていない。

なお、本委託費については、政府管掌健康保険の厳しい財政状況等を踏まえ、学生の納付金を増額するなどその見直しを行い、平成17年度限りで廃止されている。また、S1看護学校については、平成21年3月に閉校されることとなっている。

参考事例3 農業生産振興事業推進費補助金（果実生産出荷安定基金造成費補助金）（農林水産省）

（事業等の概要）

果実及び果実製品（以下「果実等」という。）の需給安定及び果樹農家の経営安定並びに果実等の需要拡大等を図るため、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央基金協会」という。）が実施する果実等生産出荷安定対策事業に要する資金の造成に対して補助するものである（平成16年度決算額：12億6,075万円）。

この果実等生産出荷安定対策事業は、中央基金協会が造成した果実生産出荷安定資金（以下「安定資金」という。）から、道府県果実生産出荷安定基金協会等（以下「道府県基金協会」という。）

が実施する、①計画生産出荷促進事業、②経営安定対策事業等に対し、原則として、各事業費の2分の1を補助するものである。

(調査結果)

① 計画生産出荷促進事業

計画生産出荷促進事業は、計画的生産出荷の指導や生産出荷安定指針又は生産出荷指導指針が策定された場合の計画的生産の促進等を行う農業協同組合等に対して道府県基金協会が補給金を交付する事業である。

しかし、本事業に係る平成13年度から15年度までの中央基金協会に対する本補助金の残高をみると、大幅な需給不均衡が発生した際に本事業を最大限実施した場合を想定して、あらゆる事態に機動的に対応できるよう中央基金協会に安定基金を造成していることもある、支出実績に比して多額の残高が発生している。一方、本事業のうち「計画的生産の促進」は10協会中3協会、「計画的出荷の促進」は皆無と事業の実施者が少ない、あるいは一部に事業内容が実情に合っていない等の事例もみられる。

なお、実施している協会が多い「計画的生産出荷の指導」については、約8割が摘果の確認作業やその打合せ会議等に要する費用となっている。

② 経営安定対策事業

経営安定対策事業は、果実の価格低下が果樹園経営に及ぼす影響を緩和するため、指定果実の計画的生産出荷の取組を的確に実施した上でなお価格が低下した場合に、経営安定対策事業に加入した産地生産出荷目標を勘案して作成した生産出荷計画を承認された指定果実生産者に対して、道府県基金協会が補てん金を交付する事業である。

しかし、本事業については、契約率が必ずしも十分ではないこと、高品質果実の生産に積極的な農家とそうでない農家へ補てん金が一律に助成されること、補てん基準価格が市場価格の低迷に影響しているのではないかとの懸念が生産者の一部にあること等問題点もみられる。

なお、農林水産省は、すでに平成18年度から果実生産出荷安定基金造成費補助金の交付を行っておらず、さらに、平成19年度からは計画生産出荷促進事業及び経営安定対策事業を廃止する方向で検討している。

参考事例4 中小商業・下請事業者支援対策費補助金の下請取引オンラインネットワーク事業及びインターネット利用下請企業情報提供事業（取引マッチングシステム運営事業）（経済産業省）

(事業等の概要)

下請中小企業の振興のため、本補助金を受けた財団法人全国下請企業振興協会（以下「全国下請協会」という。）が、下請企業の取引を拡大するため以下の事業を実施するものである（平成16年度決算額：3,158万円（補助金ベース））。

① 利用登録した下請中小企業からの求めに応じ、各都道府県中小企業支援センター等（以下「都道府県下請協会」という。）の職員が、全国下請協会と各都道府県下請協会とを結んだオンラインのネットワークを活用して全国の取引情報を検索し、取引を広域的にあっせんする「下請取引オンラインネットワーク事業」（平成4年から実施。以下「オンラインシステム」という。）。

- ② 全国下請協会のインターネットホームページ上で常時発信される取引情報に、利用登録した受発注企業がアクセスすることによって、相対で取引を行う「インターネット利用下請企業情報提供事業」（平成13年度から実施。以下「マッチングシステム」という。）。

（調査結果）

オンラインシステムについては、同システムを活用した広域あっせん件数の割合が年々減少している、同システムを広域あっせんに全く活用していない協会が半数以上みられるなど、その利用は低調となってきた。その理由をみると、次のとおり、同システムを利用する都道府県下請協会職員にとって機能性に欠けることに起因している。

- i) 情報の更新作業が月1回の都道府県下請協会があるなど、情報内容の即時性が乏しい。
- ii) 県内の下請企業にとって有益な県外の発注情報がほとんど掲載されていない。
- iii) 同システムでは、独自に開拓した他県の発注案件を当該都道府県下請協会に報告することとなっており、これが自県の受注あっせんに不利益となる場合があるので、活用していない。

また、中には、平成14年度にリース期限到来を機に端末機器を撤去してしまっているものみられた。

さらに、マッチングシステムについては、企業の活動範囲内の企業情報が少ない、企業は知りたい情報の具体的な内容をシステム上では必ずしも十分に把握できない等の理由から、登録件数は増えているがアクセス件数は横ばいである。

なお、経済産業省は、平成18年度、広域的な取引あっせんをより効果的かつ効率的に支援することを目的として、このオンラインシステムとマッチングシステムを統合するためのシステム改修を行い、平成19年度から統合システムの運用を開始することとしている。